

平成 2 5 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・招 集 平成25年 6 月19日
- ・開 会 平成25年 6 月19日
- ・閉 会 平成25年 6 月20日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番	品	田	好	博	7番	松	岡	克	美
2番	中	堀	君	子	8番	深	川		昇
3番	近	藤	哲	雄	9番	勝	田	鉄	城
4番	松	田	信	行	10番	小	島	一	弘
5番	齋	藤	宏	司	11番	田	中	勝	吉
6番	植	田	泰	弘	12番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 委 員 長
代 表 監 査 委 員		農 業 委 員 会 会 長
副 町 長		産 業 課 長
総 合 支 所 長		産 業 課 参 事
会 計 管 理 者		建 設 課 長
総 務 課 長		住 民 福 祉 課 長
総 務 課 参 事		産 業 建 設 課 長
住 民 課 長		総 務 課 主 幹
福 祉 課 長		
教 育 長		生 涯 学 習 課 参 事
生 涯 学 習 課 長		
監 査 委 員 事 務 局 長		農 業 委 員 会 事 務 局 長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成25年第2回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、7番、松岡克美議員及び8番、深川昇議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、植田泰弘議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告します。
本定例会を開催するに当たり、去る6月13日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。
本定例会では、一般質問者が4人、町長から提出されております案件が18件であります。内訳は、承認3件、議案18件です。議会提出案件として、議会発議、財団法人等からの経営状況についての報告等が予定されております。
一般質問及び提出議案の件数、発議件数、報告件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日6月19日に開催して、6月20日までの2日間とすることが妥当であると全会一致で判断しましたので、その結果について報告をいたします。
以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から6月20日までの2日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から6月20日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
鈴木事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

- ◇議 長 日程第4、行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

- ◇町 長 おはようございます。

平成25年第2回大空町議会定例会行政報告を申し上げます。

4月2日まで年度を若干またぎましたが、平成24年度の町政懇談会、ふれあいトークおおぞらを実施してまいりました。前年度、平成24年度におきましては29会場、また総会などとあわせて実施をさせていただいたところもありますので、776人の参加をいただいたところでございます。

3月16日、オホーツク地域化製場情報交換連絡会議というものが網走市で行われました。平成15年に湧別町に建設がされております地域化製場の増設について北見農業協同組合連合会などからオホーツク圏活性化期成会として要望を承ったところがあります。

3月19日、農地・水保全管理対策協議会総会が札幌市で開催をされ、参加をいたしました。本町では、5つの地区が取り組んでおりますが、その全道の協議会の総会ということでありましたので、出席をいたしましたところでございます。

3月27日、大空町青少年問題協議会を開催いたしました。地域における青少年の問題行動の有無、また子供たちにかかわる情報交換を行ったところでございます。

同日、北網地域医療再生事業運営委員会が北見市で開催をされました。北見の赤十字病院を中心とした北網地域の医療の再生計画の進捗状況などについて説明があり、協議をしたところでございます。

3月28日は、大空町農業再生協議会水田部会を開催いたしました。主食用米の配分について最終決定をしたところでございます。

3月29日から4月1日までは、友好町であります熊本県氷川町を訪問し、氷川まつりに参加をさせていただきました。平成24年度で友好提携から10周年ということでございました。町民の皆様とともに参加をさせていただき、物産販売などをさせていただき、交流を図ったところでございます。

4月2日には、大空町見守りネット事業協力に関する協定調印式を実施いたしました。高齢者世帯等の孤立化を防ぐということを目的に見守りネット事業を展開しておりますけれども、そういった中に事業者の協力をいただくということで、13の事業所の方々と協定を結ばせていただいたところであります。

あわせて同日、暴力団排除に関する合意書締結式を実施いたしました。3月に議決をいただきました暴力団排除条例を具体的に進めるため、網走警察署との間に情報共有や連携体制をつくるということでの合意書をつくりまして取り交わしたところでございます。

4月10日から12日にかけては、地方財政対策に係る中央要望ということで東京都へ上京いたしました。北海道合併市町連携会議の一員として平成合併の検証と、また合併市町への交付税費目の創設など、こういったものの要請に国会議員、また総務省へ要請活動を行ったところであります。

4月20日から21日にかけては、札幌大空町東藻琴会が開催をされ、出席をいたしました。46名の出席でございました。

4月24日は、JAオホーツク網走麦乾燥調製貯蔵施設修祓式が網走市で行われ、出席をしたところでございます。

4月24日から26日までは、札幌市でさまざまな会議が開催をされ、出席をいたしました。1つには、北海道町村立高校自治体連絡協議会でございます。新しく発足した会として発足総会を開催いたしました。今後こういった町村が連携をして要請活動を行うことを確認したところでございます。

もう一つは、北海道酪農振興町村長会議でございます。平成25年度の総会ということで事業計画、役員改選などを行い、またTPPにおける情報分析などを行ったところでございます。

さらに、北海道町村会定期総会も開催をされました。平成25年度の活動方針を決定したところでございます。講演については、テレビにも出演されている加藤清隆氏の講演でございました。消費税の問題、選挙の関係、領土問題、基地問題、非常に過激な発言でございましたけれども、元気をいただくような、そんな講演でもあったかと思っております。

さらに、札幌市においてオホーツク町村会の臨時総会を開催いたしまして、各町村における職員給与の取り扱いなどについて情報交換を行ったところでございます。

5月8日は、大空町農業再生協議会を開催いたしました。平成25年度の規約改正、また事業計画、予算、そして役員改選を行ったところでございます。

5月14日は、大空町国民健康保険運営協議会を開催いたしました。税率の改定について諮問し、答申をいただいたところであります。今議会に提案をさせていただい

ている内容でございます。

5月16日は、三町農業推進協議会総会が美幌町で開催されました。平成25年度の事業計画、また畑作物の作付状況などについて網走農業改良普及センターから情報をいただいたところでございます。

裏面にまいりまして、5月18日から19日、全国芝桜フォーラム in 童話村たきのうえというものが滝上町で開催をされました。これは、滝上町の観光協会が50周年を迎えた、その記念事業として開催をされたものでございます。パネラーとして出席をさせていただきました。

5月21日には、SLオホーツク号連絡会議が網走市で開催をされました。この6月22日、23日、運行されるSLオホーツク号につきまして、具体的な内容説明、また協力依頼がJR北海道からあったところでございます。

同日、オホーツク町村会臨時総会も開催してございます。役員を改選したところでございます。私は、引き続き農林水産委員会に所属することとなりました。

同日、北海道国民健康保険団体連合会オホーツク支部定期総会も開催をいたしました。平成24年度の事業報告、平成25年度の事業計画を決定したところでございます。

あわせて、オホーツク圏地域活性化期成会総会が網走市で開催をされました。役員改選を行い、会長に北見市櫻田市長を選出したところでございます。

5月24日は、女満別空港整備・利用促進協議会を開催いたしました。この議場で開催をいたしまして、LCCの誘致運動などを中心として活動することを確認したところでございます。また、空港の利用状況などについても説明をさせていただきました。

5月28日には、大空町地域包括支援センター運営協議会を開催してございます。介護保険事業の取り組み状況について報告をさせていただきました。

5月29日は、美幌地方自衛隊協力会総会が美幌町でございました。派遣隊員の留守家族支援協定について美幌町から説明があり、今後そのほかの市町村においても検討していくこととしたところであります。

5月31日、大空町交通安全防犯推進委員会の総会を開催してございます。平成25年度の事業計画を承認いただきました。また、警察署との合意書の内容などについて町民の皆さんに御説明をさせていただきました。特にことは、高齢者の事故防止に力を注ぐことを確認したところでございます。

6月3日、大空町農業再生協議会を開催いたしました。大豆、麦等生産体制緊急整備事業の配分基準について協議を行ったところでございます。

6月4日から6日にかけては、女満別空港整備・利用促進協議会航空会社要望活動ということで大阪府に赴きました。LCC誘致のためにピーチアビエーションにこの地域の説明など、また空港の説明などを行い、就航について要請したところでございます。

6月6日は、札幌地区女満別会が札幌市で行われ、出席をいたしました。今年度は36名の出席でございました。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 承認第1号

◇議 長 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 議案書の1ページをお開き願います。「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年6月19日提出 大空町長 山下英二」

3ページです。「専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月29日 大空町長 山下英二」

5ページです。今回の補正予算の専決処分については、3月定例会の際にお願いをしておりましたが、平成25年3月末に地方譲与税、地方交付税等の額が決定したことにより専決処分させていただいたものでございます。

「平成24年度大空町一般会計補正予算（第9号）

平成24年度大空町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,864万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億3,548万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年3月29日 大空町長 山下英二」

7ページ、第1表、歳入歳出予算補正、歳入であります。2款 地方譲与税から25万4,000円を減額、3款 利子割交付金に34万2,000円を追加、4款 配当割交付金に19万7,000円を追加、5款 株式等譲渡所得割交付金から9,000円を減額、6款 地方消費税交付金に280万円を追加、8款 自動車取得税交付金に854万9,000円を追加、9款 地方特例交付金から1万5,000円を減額、10款 地方交付税に1億20万1,000円を追加、11款 交通安全対策特別交付金から78万5,000円を減額、16款 財産収入から12万4,000円を減額、17款 寄附金に27万円を追加、18款 繰入金に57万2,000円を追加、21款 町債から1,310万円を減額、歳入合計は、9,864万4,000円を追加し、86億3,548万7,000円とするものであります。

8ページ、歳出であります。2款 総務費に9,859万4,000円を追加、3

款 民生費に5万円を追加、4款 衛生費、8款 土木費につきましては財源振りかえがある項目で補正額はございません。歳出合計は、9,864万4,000円を追加し、歳入合計と同額とするものであります。

9ページの第2表、地方債補正、1 変更であります。女満別特別養護老人ホーム整備事業債は、起債対象事業費の変更により限度額を1,800万円から530万円減額し、1,270万円とするものであります。東藻琴特別養護老人ホーム整備事業債は、起債対象事業費の変更により限度額を2,620万円から570万円減額し、2,050万とするものであります。基幹病院医療環境等充実事業債は、限度額を3,900万円から50万円減額し、3,850万円とするものです。医療機器購入費の執行残などの需用費の確定によるものであります。開陽中央線道路整備事業債は、5,080万円から120万円減額し、4,960万円としております。実施設計委託料及び用地買収費の減によるものであります。町営住宅整備事業債は、事業費の確定により限度額を1億350万円から40万円減額し、1億310万円としております。

11ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、歳出から説明申し上げますので、18ページ、19ページをお開き願います。3月定例会後に寄附金があったことや財源調整のため歳出予算も専決処分させていただいております。

2款 1項 9目 財政調整等基金費で財政調整基金積立金から80万2,000円を減額しております。財政調整基金につきましては、平成24年12月の補正予算の際に財源調整のため653万7,000円を積み立てることとしておりましたけれども、ことしに入りまして2月の臨時議会の補正予算の際に福祉灯油の助成のため585万9,000円を財源とさせていただき、差し引き67万8,000円が歳出予算として残っておりました。今回の専決処分に当たり、財政調整基金は少額なため積み立てることをせず、公共施設等整備基金にまとめて積み立てることとしました。また、出納整理期間中の資金繰りのため繰りかえ運用の利息を17万7,000円予定しておりましたけれども、金利が予定より12万4,000円低かったので、合わせて80万2,000円を減額し、この機会に財政調整基金を整理させていただきました。公共施設等整備基金は、地方交付税等の増により今後の公共施設整備のための財源としまして9,939万6,000円を追加しております。

3款 1項 1目 社会福祉総務費で地域福祉基金積立金に5万円を追加しております。高齢者のためにと1件の方から寄附がありましたので、地域福祉基金に積み立てることといたしました。2目 老人福祉費、4款 衛生費、8款 土木費については、地方債の変更による財源振りかえによる変更で補正額はありますが、財源内訳を変更しております。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、14ページ、15ページをお開き願います。歳入につきましては、3月末にそれぞれ地方譲与税や交付金等が確定しております。

2款 1項 1目から地方揮発油譲与税40万4,000円の増、自動車重量譲与税は405万円の減となっておりますが、平成24年度税制改正により税率が引き下げられているため、見込みより減額となっております。航空機燃料譲与税339万2,000円の増となっています。一部、機材の大型化などが要因で伸びております。

利子割交付金 34 万 2,000 円の増。

配当割交付金 19 万 7,000 円の増。

株式等譲渡所得割交付金 9,000 円の減。

地方消費税交付金 280 万円の増。

自動車取得税交付金 854 万 9,000 円の増となっておりますけれども、平成 24 年度は 9 月までエコカー補助金があり、販売台数が前年度より増加となったことから交付金もふえております。

地方特例交付金は 1 万 5,000 円の減。

地方交付税は 1 億 20 万 1,000 円の増となっております。普通交付税は、平成 24 年度の交付の際には全国で調整され、917 万円減額されておりましたけれども、緊急経済対策の補正により満額交付されることになりました。また、特別交付税が見込みより 9,103 万 1,000 円増額となったものであります。

交通安全対策特別交付金は 78 万 5,000 円の減となっております。

16 ページ、17 ページをお開き願います。16 款 1 項 2 目 1 節 財政調整基金預金利子について補正をさせていただいております。歳出で説明したとおり、財政調整基金は今回の財源調整で精査していただいております。繰りかえ運用利息の見込み減により 12 万 4,000 円減額しております。

17 款 1 項 1 目 1 節の一般寄附金に 27 万円を追加しております。4 名の方から御寄附があったものであります。

18 款 1 項 1 目 財政調整基金は、財源調整のため繰り入れをしないこととして 1,042 万 8,000 円を減額しております。3 目 1 節 地域福祉基金繰入金に 1,100 万円を追加しております。女満別、東藻琴両特別養護老人ホームの起債対象額の変更により減額となった分を基金対応としたものであります。

21 款の町債につきましては、第 2 表で説明したとおりなので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第2号

◇議長 日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書23ページをお開きください。「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年6月19日提出 大空町長 山下英二」

今回の専決処分は、地方税法の一部を改正する法律が3月29日に成立し、3月30日公布、4月1日より施行され、国民健康保険税条例の改正が必要となりましたが、議会を招集している時間的余裕がないことから、地方自治法の規定により3月30日付で専決処分をさせていただき、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案書25ページは専決処分書、27、28ページが改正条文でございます。また、別冊で配付させていただいております大空町議会定例会参考資料1ページに大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要等、2ページから7ページに新旧対照表を載せてございます。

改正の内容説明に当たりましては、概要により説明をさせていただきますので、参考資料1ページをお開きください。主な改正点は2点でございます。1点目は、特定継続世帯における世帯別平等割額の軽減でございます。関係条文は、条例第5条の2、条例第7条の3、条例第23条でございます。「2人世帯で国民健康保険の被保険者であった者が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、もう一人が国保に残った世帯（特定世帯）について、世帯別平等割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間は特定継続世帯として4分の1減額する措置を講ずること。」とされたところでございます。この改正部分は、平成25年4月1日より施行されます。

2点目は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございます。関係条文は、条例附則第18条でございます。東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡について、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の課税の特例を適用する措置を延長するものでございます。本改正部分は、平成26年1月1日より施行するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◇議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第7 承認第3号

◇議 長 日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 29ページをお開き願います。「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年6月19日提出 大空町長 山下英二」

31ページ。「専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成25年4月1日 大空町長 山下英二」

33ページであります。「平成25年度大空町一般会計補正予算(第1号)

平成25年度大空町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ444万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億8,816万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年4月1日 大空町長 山下英二」

35ページ、第1表、歳入歳出予算補正、歳入。15款 道支出金に444万5,000円を追加、歳入合計は、444万5,000円を追加し、71億8,816万9,000円とするものであります。

36ページ、歳出であります。5款 労働費に444万5,000円を追加、歳出

合計は、４４４万５，０００円を追加し、歳入合計と同額とするものであります。

今回の補正予算の専決処分につきましては、本年３月２日から３日にかけて発生しました暴風雪の影響により暴風保安林の枝や農業用ハウスのビニールなどが畑等に飛ばされました。春の農耕期を迎え、雪解けが進み、その被害の大きさが明らかとなり、その回収が課題となっておりますが、平成２５年度の緊急雇用創出事業の対象として取り組めることとなり、早期に発注する必要から専決処分をさせていただいたものであります。

歳入歳出予算の事項別明細書の説明なのですが、歳出から説明しますので、４２ページ、４３ページをお開きください。５款　１項　１目　１３節　労働対策事業に雪害対策事業委託料として４４４万５，０００円を追加しております。

次に、歳入の説明をしますので、４０ページ、４１ページをお開き願います。１５款　２項　４目　１節　労働費補助金に４４４万５，０００円を追加しております。国の補助金が北海道を經由しまして道補助金として対象となっております、１００％補助となっております。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

◇議　　長　暑い方は上着を脱いでよろしいです。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
９番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員　今回の北海道の補助金でありますけれども、出どころは国からということですが、この財源というのは東日本大震災の復興のために組まれた予算から国が予算づけをしているのかなというふうに私は思ったりするのですが、そこら辺のところはいかがでしょうか。

◇議　　長　暫時休憩します。

休憩　午後１０時３３分
再開　午後１０時３４分

◇議　　長　休憩前に引き続き会議を開きます。
福田産業課長。

◇産業課長　ただいまの御質問でございますけれども、国から北海道を通して私どもに事業がおりてくるわけでございますけれども、その予算の中身については復興予算かどうかというところまでは私どもにはちょっと通知がないので、はっきりした答弁はできないのが状況でございます。

◇勝田議員　終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第8 議案第49号

◇議 長 日程第8、議案第49号 委託契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 45ページをお開き願います。「議案第49号 委託契約の締結について
次のとおり、委託契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成25年6月19日提出 大空町長 山下英二

記、1、契約の目的、総合行政情報システム更新業務、2、契約の方法、随意契約、
3、契約の金額、1億4,280万円、うち消費税及び地方消費税の額は680万円
であります。4、契約の相手方、帯広市西20条南6丁目3番20 アートシステム
株式会社帯広支店 帯広営業部長 澤見正興」

今回の委託契約の締結につきましては、行政の根幹となる住民基本台帳と連動した
税、福祉、教育、上下水道、選挙などの事務に欠かせない総合行政情報システムは平
成17年に構築し、平成18年から稼働しておりますが、7年が経過し、現行のシス
テムはサポート期間が本年度に終了し、平成25年度中に更新しなければなりません。
今までは、「わびあ」という総合行政情報システムを利用してきましたが、「わび
あ」を開発したメーカーは市町村合併などの影響により総合行政情報システムの開発
から撤退をすることとなりました。平成18年当時、この「わびあ」を利用していた
団体は全国で約70団体でしたが、現在利用しているのは大空町だけとなり、シス
テムのサポート体制も本年限りとなります。そのため、庁内OA専門委員会では新しい
システムの導入について検討してまいりました。庁内OA専門委員会では、最少の職
員負担での更新、正確性、確実性の確保、継続使用システムとの親和性、更新費用、

導入形態の決定、導入システムの将来性の6点を重要検討事項と定め、先進地調査を実施し、検討を重ねてまいりました。特に新しいシステムの導入に当たって考慮すべきは、定員適正化計画により縮減している職員数でいかに正確に期間内に構築を終えることができるのか、新しいシステムへのデータ移行が完全にできるか、新しいシステムの将来性、経費面などを検討してまいりました。また、介護保険、後期高齢、児童手当などのシステムはそのまま継続するので、住民記録情報や所得情報との相互連携が必要であり、継続するこれらのシステムとの親和性も検討した結果、「わびあ」と設計内容が共通する部分が多いシステムである「リームス」という総合行政情報システムを導入することとなりました。したがって、そのシステムを取り扱っているアートシステム株式会社と随意契約することとしました。

「リームス」という総合行政情報システムは、「わびあ」と基本的な構成が類似しているシステムであり、データ移行が容易にでき、操作性も同じであり、開発資産の有効活用が図られるシステムです。データの移行に当たっては、職員の労力がかなり費やされますが、職員がデータ移行後のチェック作業や新システムの習得教育等が更新時に大きな負担となります。その人的経費を試算すると、「リームス」で470万円、別な新しいシステムでは2,080万円となり、「リームス」が約1,600万円安価となることがわかりました。また、新しいシステムに移行する際にかかる経費としてデータの放出経費が必要ですが、今回は約6,000万円と言われております。

「リームス」を取り扱っているアートシステム株式会社は、今まで「わびあ」のシステムをサポートしたメーカーですが、「わびあ」から「リームス」にデータを放出する際に必要な移行システムは既に開発済みですので、その経費が無償となります。

「リームス」であれば、新たな連携システムの開発やデータ処理手順の変更などをすることなく、従来どおりの運用ができるので、工期や経費の圧縮が可能です。

「リームス」という総合行政情報システムは全国に140団体導入されており、サポート体制も確立されております。道内では27団体、オホーツク管内では斜里町、清里町、その他近隣では幕別町、池田町、芽室町、清水町、上士幌町で稼働しており、確かな実績を有しております。したがって、地方自治法施行令第167条の2第6項及び第7項の規定により随意契約としたものであります。

今後のスケジュールとしましては、議決をいただければ速やかに本契約を締結し、9月から基本となる住民基本台帳の現行システムと並行稼働をさせ、順次各システムの入れ替え作業や確認作業を経て年度内に全体のシステムを構築し、新年度本格稼働していきたいと考えております。

以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番、小島一弘議員。

◇小島議員 これだけ大事な総合行政情報システムの更新業務ということでございますけれども、このことについて参考資料も、所管の総務文教厚生常任委員会ではそれなりの説明はされたのかもしれませんが、私が常日ごろ指摘をしていた財産管理上の問題

だとか、今まで不備なことについて積極的に改善されるというような内容の説明が何
もなされていないので、もう少し詳しくお話を聞かせていただきたい。本来、資料と
してきちっと設計思想も含めて、概要はわかりましたけれども、あるべきだなと思っ
ておりますので、ここでわかる範囲内で答えてください。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 庁内OA専門委員会ですと検討してまいりまして、総務文教厚生常任委員
会にもその内容は資料等を提出して説明させていただきましたけれども、基本となる
これらのシステムを導入するに当たりましては、「わびあ」の次の新しいシステムを
入れるために3つのシステムというか、方法を検討して、視察もやってまいりました。
1つは、今現在ほかの自治体でも少しずつ入ってきておりますクラウド方式というよ
うな方式がありまして、遠隔地のデータセンターを通信回線で結び利用する、そうい
う手法のものがありまして、それらの検討を視察を通してやったり、違う別なシステ
ムでいろいろ検討してまいりました。それでいくと、まずは操作性、それから経費面
ですね、あとは移行のときに、合併時もそうだったのですけれども、その職員の負担
というのがかなりかかりまして、それらのことを過去の経験から考えまして、今回の
随意契約というふうに判断してなったものであります。それで、詳しいシステムの中
身といったらたくさんあって、例えば住民記録だとか国民年金だとか印鑑証明だとか
固定資産税、軽自動車税、税関係ですね、それから児童手当だとか福祉関係、それか
ら学校関係の給食費だとか、それらのいろいろなパッケージソフトがあるのですけれ
ども、それらを細かに見て、今まで積み立ててきたものでございます。口頭で説明す
るというのはなかなか難しいのですけれども、いろいろ今まで積み重ねてきた議論に
よって、こちらを選んだわけなのですけれども、今後これらの総合行政情報システム
をやっていくのに、特に庁内OA専門委員会の中では、一番重要に思ったのは放出経
費で、合併時も約5,000万円かかっていると言われておりまして、それらが今回
の場合は既に開発されているというようなことで、それが大きな要因になっています。
そのようなことから、こちらのほうが職員の負担も少なくて済むし、経費も20%以
上削減できるというようなことから、こういう結果になってございますので、よろし
く御理解いただきたいと思います。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 どうも私が聞こうとしていることを余りよくわかっていないようなのですが。
以前、指摘をしたときに、公有財産の管理の問題だとか備品管理の問題等々で指摘を
して、この次の新しい総合行政情報システムを導入するときは、そのことについては
十分対応できるという説明をいただいたのだけれども、今回のこの提案のときにその
ことについて何ら触れていないものだから確認をさせていただいたと、こういうこと
なのです。だから、システムの中身として今までのシステムと親和性があるとかない
とかということも大事ですけれども、新しいシステムの中で今までできなかったこと

ができることになっているのかどうか。しょせんは、人が使うものですから、その辺の関係も含めて明快にお答えをいただきたいと。疑問を聞いているのです。今までも言ってきたことですから、よろしくお願いします。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 今まで御指摘のあった点は、例えば備品管理だとか公有財産管理の関係でいろいろ以前にお話を申し上げて、その辺がなかなか軌道がうまくいっていないというようなことでございました。今回は、備品の管理、公有財産管理、それらも新しいシステムを導入して、ことし中に構築してやる計画としておりますので、その辺は改善できるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第49号 委託契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第49号 委託契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第50号

◇議 長 日程第9、議案第50号 工事請負契約の締結についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書47ページでございます。「議案第50号 工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成25年6月19日提出 大空町長 山下英二

記、1、契約の目的、女満別小学校建設工事（外構）、2、契約の方法、指名競争

入札、3、契約の金額、8,620万5,000円、4、契約の相手方、大空町女満別東陽3丁目3番8号 吉井建設株式会社 代表取締役社長 郷右近英宣」

工事の概要等につきまして御説明申し上げますので、参考資料9ページをお開き願います。本案件に係る外構工事につきまして、契約の内容を記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

請負契約に係る入札は、平成25年6月4日に指名競争入札により実施し、6月7日に仮契約を締結しております。また、工期は契約の日より平成25年12月20日までの予定としております。

本案件に係る工事内容につきましては、遊具ゾーン、駐車場、倉庫ゾーンに区分し、御説明申し上げます。遊具ゾーンでは、ブランコ、ターザンロープ、雲梯、鉄棒などの遊具、学習園、木柵などを整備いたします。駐車場では、通路広場の舗装、屋外灯の整備などを行います。また、倉庫ゾーンにはグラウンド倉庫、スキー庫を整備いたします。

工事請負費に当たっての指名競争入札の指名業者につきましては、吉井建設株式会社、山洋建設株式会社北網支店、船橋西川建設株式会社東藻琴支店、株式会社ダイナ建設の4社で入札を執行いたしました。入札の結果、吉井建設株式会社が落札したところであります。

契約の金額8,620万5,000円、うち消費税及び地方消費税の合計額は410万5,000円となっております。

なお、当工事契約につきましては、議決となった後、本契約を締結する予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきますので、御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。
10番、小島一弘議員。

◇小島議員 極めて初歩的なことをお尋ねして、ちょっと気恥ずかしいのでありますけれども、今回の図面を、配置図を見ましたら、私は所管の総務文教厚生常任委員会でないから、この場所でしか結果的には公式に聞けません。倉庫ゾーンの体育器具を対象としているというような書き方になっていますが、この体育器具というのはどういう種類のものを指すのですか。体育館との関係はないのか、あるいはグラウンドとの関係が存在しているのか、その辺をちょっと説明を求めます。

◇議 長 佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 体育器具の内容でございます。体育器具庫につきましては、屋外の体育用備品、また放送室をあわせて持つ施設としております。また、もう一つとしてはスキー庫の整備という内容でございます。

以上です。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第50号 工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第50号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第51号

◇議 長 日程第10、議案第51号 物品の購入についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
伊藤建設課長。

◇建設課長 議案書49ページでございます。「議案第51号 物品の購入について
次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成25年6月19日提出 大空町長 山下英二

記、1、購入する物品の種類及び数量、除雪トラック1台、10トン級6掛ける6ダンプ型、アングリングプラウ、路面整正装置付、2、購入の方法、指名競争入札、3、購入の金額、3,591万円、4、購入の相手方、北見市栄町1丁目3番地5東北海道いすゞ自動車株式会社北見支店 支店長 林利美」

今回購入いたします除雪トラックは、平成24年度の繰り越し予算となっております社会資本整備総合交付金事業として購入するもので、平成7年度に建設機械整備費補助事業で導入しております、東藻琴地区で現在使用しております除雪トラックを更新するものでございます。現有の除雪トラックは、導入してから18年が経過し、車両の老朽化に伴い作業効率が低下しておりますので、車両を更新し、除雪作業の効率を高め、冬期間の交通網の確保に努めるものでございます。

購入に係ります入札につきましては、平成25年5月28日に指名入札により実施をしておりまして、6月3日に仮契約を行ったところでございます。納入の期限につきましては、平成26年3月20日としてございます。指名競争入札に係ります指名

業者につきましては、東北北海道日野自動車株式会社北見支店、UDトラックス道東株式会社網走営業所、東北北海道いすゞ自動車株式会社北見支店の3社で入札を執行いたしました。入札の結果、東北北海道いすゞ自動車株式会社北見支店が落札したところがあります。

契約の金額は3,591万円、うち消費税及び地方消費税の合計額は171万円となっております。

今回購入する車両につきましては、10トン級のダンプ型トラックで6輪全てが駆動する方式となっております。除雪装置として車両の前面部に取り付け、除雪を行いますアングリングプラウ、車両の中央部に取り付け路面整正を行うグレーダー装置が装着されてございます。

なお、購入に係ります本契約につきましては、本日の議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号 物品の購入についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第52号

◇議 長 日程第11、議案第52号 物品の購入についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書51ページでございます。「議案第52号 物品の購入について次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成25年6月19日提出 大空町長 山下英二

記、1、購入する物品の種類及び数量、スクールバス1台、2、購入の方法、指名競争入札、3、購入の金額、1,757万7,000円、4、購入の相手方、大空町

女満別西3条2丁目1番13号 株式会社たいせつ 代表取締役 中山登」

物品購入に係る入札につきましては、平成25年5月21日に指名競争入札により実施し、5月24日に仮契約を締結しております。また、納入期限は平成25年10月31日までの予定となっております。

購入物品であるスクールバスにつきましては、女満別地区のスクールバスで平成元年に購入した車両を更新するものであります。座席につきましては、9列シート43人乗りであります。

物品購入に当たっての指名競争入札の指名業者につきましては、有限会社秋岡自動車工業、河原自動車株式会社、株式会社オートカラー南部、株式会社マイカーセンター中央、株式会社たいせつ、有限会社杉本車輛工業、小田島車輛、有限会社東藻琴井戸整備の8社で、このうち4社が辞退したことから4社で入札を執行いたしました。入札の結果、株式会社たいせつが落札したところであります。

契約の金額1,757万7,000円のうち、消費税及び地方消費税の合計は83万7,000円となっております。

なお、物品売買契約につきましては、議決のあった後、本契約を締結する予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第52号 物品の購入についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第52号 物品の購入については、原案のとおり可決されました。
ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時16分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 議案第53号

◇議 長 日程第 12、議案第 53 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 議案書 53 ページでございます。「議案第 53 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成 25 年 6 月 19 日提出 大空町町 山下英二」

55 ページでございます。この規約の変更については、深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町の 1 市 4 町で圏内小中学校の児童生徒の学校給食を共同処理するための特別地方公共団体として北空知圏学校給食組合という一部事務組合を設立したもので、北海道町村議会議員公務災害補償等組合に加入することとなり、組合理約の変更が必要になったものであります。

参考資料で説明申し上げます。参考資料の 11 ページをお開き願います。北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理するために設立された一部事務組合であります。

新旧対照表の別表第 1 の「広域紋別病院企業団」の次に「北空知圏学校給食組合」を追加し、変更するものであります。附則としまして、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとなっております。

以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 53 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 53 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 54 号

◇議 長 日程第13、議案第54号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 議案書57ページでございます。「議案第54号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成25年6月19日提出 大空町長 山下英二」

59ページでございます。この規約の変更も前議案同様に「北空知圏学校給食組合」を追加するものであります。

参考資料により説明申し上げます。参考資料の13ページをお開き願います。北海道市町村総合事務組合は、市町村、一部事務組合等の非常勤消防団員及び非常勤職員などの公務上の災害に対する損害賠償に関する事務、また非常勤消防団の退職報奨金等の支払い事務などを共同処理する一部事務組合であります。

新旧対照表、別表第1について、「空知中部広域連合」の次に「北空知圏学校給食組合」を追加し、支庁名の空知総合振興局の構成団体数を「34」から「35」に変更するものであります。

別表第2については、「空知中部広域連合」と「士別地方消防事務組合」の間に「北空知圏学校給食組合」を追加し、変更しようとするものであります。附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第55号

◇議 長 日程第14、議案第55号 大空町土地開発公社の解散についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課参事。

◇総務課参事 議案書の61ページ目でございます。「議案第55号 大空町土地開発公社の解散について

公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり大空町土地開発公社を解散することについて、議会の議決を求める。

平成25年6月19日提出 大空町長 山下英二」

1、解散の時期でございます。北海道知事の認可のあった日、2、解散の理由、大空町土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的として、昭和49年3月8日に設立しました。以来、公共施設用地等の計画的な取得及び定住促進を図る観点から宅地開発を進めるなど、町と連携を図りながら業務を進め、町の発展に大きな貢献をしてまいりました。しかしながら、近年公社の本来目的である公共用地の取得実績が平成12年以来なく、また今後につきましても想定される公共用地の先行取得計画もないことから、公社としての社会的役割及び初期の目的は達成したものと判断し、また公社経営に要する経費の削減と事務の合理化を図る観点から、大空町土地開発公社を解散するものでございます。

62ページでございます。3、財産目録、63ページに記載をしておりますので、ごらん願いたいと思います。財産目録でございます。資産の部、Ⅰ 流動資産、(1)現金及び預金、普通預金につきましては3,133万2,540円、定期預金につきましては1,000万円、それから1,001万8,005円、それからもう一つ1,004万6,052円、合計で6,139万6,597円でございます。(2)完成土地等につきましては、①にあります夕陽台第2団地、それから②栄町(定住促進モデル)団地、それから③東陽公園団地でございます。合計で6筆ございます。これらの流動資産の合計が9,352万7,782円でございます。Ⅱの固定資産、(1)投資その他の資産、①投資有価証券3万円、②出資金、大空町出資金でございます。これは、300万円でございます。固定資産の合計が303万円でございます。資産の合計が9,655万7,782円でございます。

戻りまして、62ページ、4、残余財産の処分方法でございます。上記財産から清算完了までの間の必要経費を差し引いたものを残余財産とし、大空町土地開発公社定款第25条第2項の定めるところにより、大空町に帰属させるものとします。

5、清算人でございます。大空町土地開発公社理事長 川口明夫でございます。

今後のスケジュールでございますが、今回の議決をいただいた後、北海道知事に対して解散の認可申請を行います。この認可申請が出た後、解散の登記を行いまして、平成25年12月を予定しておりますが、清算登記及び届け出を目標にしております。

以上、解散につきましての御説明を申し上げましたので、よろしく御審議願いたいと思います。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第55号 大空町土地開発公社の解散についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第55号 大空町土地開発公社の解散については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第56号及び日程第16 議案第57号

◇議 長 日程第15、議案第56号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について及び日程第16、議案第57号 大空町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
山下町長。

◇町 長 議案第56号及び第57号の提案説明に先立ち、この機会をおかりいたしまして、町民の皆様並びに議員各位、関係者の皆様におわびを申し上げたいと存じます。
このたびの私を初め副町長、教育長の給与を減額する条例の提案は、さきに説明申し上げました税及び使用料等の不納欠損に係る不適切な事務処理に起因するものでございます。本来、不納欠損処理は十分な調査や納付誘導を行いながら毎年度処理するものであります。しかしながら、事務記録がないことなどから問題を先送りし、適切な時期の事務処理を怠り今日に至ったものであります。人事異動が行われる中、十分な事務引き継ぎがなされなかったことなども時期を失することにつながったものと思います。さらに、徴収事務における対応においても十分な改善方策をとってこなかった反省点もあります。このようなことから、過去にさかのぼり関係する職員の処分を行うとともに、教育委員会を統括する教育長、大空町税等収納率向上対策推進委員会のトップでもある副町長、さらに私の処分として今回の議案を提案するものであります。

私どもも行政機関に身を置く者は、みずから町民との信頼関係を構築するため、日々

努力していかなくはなりません。しかしながら、今回の事例はみずからが崩壊させることにつながったものと思います。本件について、猛省することはもちろん、広報おしらせ号においてお示しをしました改善策をしっかりと実行し、改めて信頼をいただくよう職員ともども努力をしまっている所存でございます。今後ともお見捨てになることなく、御指導賜りますようお願いを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

具体的な提案の内容につきましては、副町長から説明をいただきますので、よろしくをお願い申し上げます。

◇議 長 川口副町長。

◇副 町 長 それでは、御指示によりまして、議案第56号及び議案第57号について提案内容の説明をさせていただきます。

議案書65ページでございます。「議案第56号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年6月19日提出 大空町長 山下英二」

続きまして、議案書69ページでございます。「議案第57号 大空町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年6月19日提出 大空町長 山下英二」

町長初め事務の統括者であり、大空町税等収納率向上対策推進委員会の委員長でもある副町長、教育委員会事務の総括責任者である教育長は、このたびの一度に多額の公債権の不納欠損処理をしなければならないなど、債権管理のあり方に対し、まことに不適切な事務処理により信用を失墜させたことは管理監督責任を負うものであり、それぞれの給与の一部を減額しようとするものでございます。

不納欠損処理につきましては、本来であればその事案ごとに、その年度ごとに事務処理を適正に行うべきところですが、町村合併以前からこれまでその事務を怠ってきました。特に税を初めとした公法債権については、徴収できない債権を滞納繰越金として毎年度調定事務を行うなど、適切な時期に事務処理をしていなかった案件があり、このように未処理となってしまいました。このことから、本年度、平成25年度において一度に町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道受益者分担金、負担金、下水道使用料、し尿処理手数料、個別排水処理施設使用料、幼稚園使用料といった公債権2,187万690円の未収金を不納欠損処理いたしました。この中には、時効となるまでの経緯がわからないものが223万769円含まれております。また、給水使用料、町営住宅使用料などの私法債権においても788万5,181円の未収金の時効の期間を経過しております。徴収は可能であるものの、その一部は債権者が時効の援用をする可能性もあります。この中には、時効となるまでの経緯がわからないものが331万4,386円あります。このことは、過去からの滞

納事務処理における差し押さえ、また訴訟等の事務まで十分な取り組みができていなかった。また、滞納者の生活実態、状況などの把握が不十分、十分ではなく徴収に至らなかった。また、滞納者との折衝記録の一部不備などにより、滞納管理が十分でなかった。そのことが事務引き継ぎにも支障を来しているのではないか。4つ目として、滞納額をふやさないために現年度分の徴収を優先としたばかりに、過年度分の事務処理が適正に行えず時効を迎えてしまったことなどが要因であると分析しております。

今回の不適切な事務処理により、信用を失墜させた行為は過去からの未処理によるものであります。関係する職員も多数に及ぶことを踏まえ、管理職については口頭による嚴重注意処分とし、管理監督する総括責任者として町長及び副町長の給料を7月、8月の2カ月間、20%減額、また教育長の給料を同じく2カ月間10%減額することを提案しようとするものでございます。

それでは、67ページをごらんいただきたいと思います。大空町特別職の給与に関する条例の附則に第5項として「平成25年7月及び8月に支給する町長及び副町長に支給する給料は、第3条に規定する町長及び副町長それぞれの給料月額から、当該給料月額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずる。」を加えるものでございます。附則といたしまして、平成25年7月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案書71ページをごらんいただきたいと思います。大空町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の附則第5項として「平成25年7月及び8月に支給する給料は、第3条に規定する給料月額から、当該給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。」を加えるものでございます。附則といたしまして、平成25年7月1日から施行しようとするものでございます。

なお、参考資料15ページと17ページに新旧対照表を掲載しております。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
4番、松田信行議員。

◇松田議員 この不納欠損処理について、今町長、副町長から説明がありましたけれども、今回職員の事務に対する甘さ、それから適切な事務の処理と、僕は先ほど説明があったように浮き彫りになったと思います。今回この提案をされたことについて、これらのけじめということについては私は理解をしますけれども、せっかくの場ですから質問をさせていただきたいと思います、意見は避けたいと思いますけれども。

今回の件で広報、それからマスコミ、町長、副町長、おわびの文が報道あるいは報告をされていますけれども、先ほども説明にありましたけれども、私は今回のことで町民の信頼、これは大分疑問符がついたのだろーと思っています。今も、「えっ、それであれば税の徴収の一つのあり方として差し押さえという方法を取りながら、これかい。」と、そういうふう疑念を持たれる方もいると思います。大事なのは、私はこの信頼を回復するには今後の対応策だと思っています。おわびはわかります。きょ

うここまで対応策、内部でどのように検討されているのか、事細かく、できる範疇の中で、この場ですから説明していただきたいと。これが信頼回復の方向につながるのではないかと考えて質問をさせていただきます。

以上。

◇議 長 川口副町長。

◇副 町 長 ただいま今後の信頼回復ということでございますけれども、既に過去に実施していないあらゆる手段ということで、全てではないですけれども、特に税等については既にもう始めているという言い方も変なんでしょうけれども、対応をしているところもございます。不動産の差し押さえについては、案件によりまして、平成21年度には1件、平成22年度には6件と、あと平成23年度から、ことはまだ始まってなのですけれども、各1件ずつというような取り組み。それから、預金調査については平成21年度から既に実施をしております。特に平成24年度については69件の預金調査をしております。また、給与の調査についても、若干おくれましたけれども、昨年、平成24年度から取り組んでおりまして、9件ということで、当然調査ですから、そのうち預金がない、調べ切れないという案件もありますけれども、その中で平成23年度においては預金8件、金額は今あれですけれども8件、それから平成24年度については預金と給与について11件、それから平成25年度、ことしについては既に2件の差し押さえを実施したところでございます。また、そのほかに動産として車でございますけれども、タイヤのロックをしたということが平成23年度、平成24年度に各1件、また差し押さえ動産の共同公売、こちらが1件、またインターネットで動産の公売も2件したというようなところでございます。また、国民健康保険税においては、議会のほうにも御説明した機会があるかと思っておりますけれども、私の資料では平成20年度からですけれども、毎年度短期の資格者証の交付が多いときでは28世帯、平成24年度でも同じぐらい、27世帯と、毎年度20世帯前後の短期者証の交付をしているところでございます。また、給水使用料につきましては、対象者19人に対して通知予告ですね、給水停止をすることによりまして8人の方に誓約書の提出だとか納入をいただいた方、19名ですから、8名引きますと残りの11人に対して給水停止通知をしたところ、6名の方が何らかの形で誓約書を提出したり相談に応じてくれているというような中で、最終的に給水停止を実施したのが5名というふうになっております。この5名のうち、残念ながら1名については未納であるというようなことで、具体的に取り組んでございます。また、町営住宅使用料についても、前回御指摘のあったとおり保証人に対しての通知ということで、きちっと納入、住宅に入居する段階から保証人に対してもそういう保証人としての使命、役割というのをきちっと通知をしながら取り組んでいくということで確認を、指示を出したところでもございます。そのような中で、今町営住宅使用料料については61人の滞納されている方がおられますけれども、納入誓約書の提出者がそのうち21名、それから面談により納入する何らかの相談があるという方が5名ということで、今後9月に住宅の場合は収入申告の時期が来ます。その中で面談をするということで13

名を予定。残りの22名については、町外在住者等々ということがございますので、その辺は会う機会を設けて、近間であれば交渉すると。また、遠くについては何らかの方策をとっていくことで、その点についてはこれから検討していきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、そういうことがきちっと統一的に確認されているかということをお私としてもきちんとチェックをして、そして職員からの公平な徴収ができるように努めてまいりたいというふうに思っております。いずれにしても、支払い能力があるにもかかわらず支払わない、悪質と言ったら申しわけございませんが、そういう方は少ないかと思っておりますので、十分生活実態、またよく言われております個人情報に十分配慮しながら逐次確認をして進めていきたいということでございますので、よろしく御理解を賜ればと思っております。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 実際の取り組み、現在の取り組む情勢、実態はわかりましたけれども、もう一度1つだけ確認をさせてください。これからこの対応の方策として、故意的なものは少ないだろうという話でしたけれども、例えば低所得者がそういうふうに陥らないようにフォローだとか相談業務、それから内部の連携、そこら辺はどうなっているのか、どう対応していくのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 川口副町長。

◇副町長 申しおくれましたけれども、今言われましたように相談体制ということで、なかなか日中ということで来られない方もいらっしゃいます。お勤めの関係があるかと思っておりますので、閉庁後、既に相談体制ができるように窓口は開いてございます。もう一度その辺も周知をしながらということと、あと内部の連携については、先ほど申しましたように連携がとれるものととれないものがあります。そのところは先ほど言いましたように、個人情報にかかる分がございまして、本人の承諾を得ながら関係担当課一丸となって、まずその人の生活実態からこまめに、これは時間がかかることであるかと思っておりますけれども、一つ一つ状況をつぶさに検証して、できるところはいろんな制度に結びつける。それから、他人の家庭の状況の中にということにはなるかと思っておりますけれども、やはりそういう経済状況のあり方というか資質のあり方についても私どもがアドバイスできることはアドバイスをして、生活が成り立つような、そういう未払い金がないような形でいけるようなフォローを、相談業務としてのフォローも十分していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

◇松田議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。

1 番、品田好博議員。

◇品田議員 朝の会でも議長に申し上げたところなのですが、町長さんから言われましたように、町の便りでおしらせ号、私は耳にしておりませんでしたので、突然の掲載にびっくりしているところでもあります。この処分の小さい大きいというのは私はわかりません。ただ、申し上げれることは、この記事が出てから多くの町民の方から大きく罵倒されるような状況が続いております。行政だけでなく、議会がどうこれに関与していたのか。私どもの議会から選出監査委員も出ております。どうであったのか、答えられないのが実態であります。そんなことで、私はこのことが5月のいつごろでしたか、連絡を総務文教厚生常任委員会委員会でありましてから昔の書類をちょっと調べました。平成21年度の決算で、そのときに1,800万円ほどの不納欠損を上げていると私は後から、これは平成22年度の決算のときは私もおりましたけれども、細かい決算審査特別委員会の報告等を私は得られないと思います。それは、新人の同僚議員も同じだと思います。このときにどういう対応があったのか。これは、大きな額です。これは、調べましたら固定資産が1,500万円を超えておりまして、大きな不納欠損を上げた年度であります。そのときに、このことの問題提起がなされなかったのか、それをお聞きしたいなど。

それと、もう一つ、このおしらせ号の中には、朝の会でもしゃべらせていただきましたけれども、私法債権についても言及をしております。私は、できれば近々債権管理条例などをつくり、どうしても無理だというふうな状況の中の対象者の不納欠損が、債権放棄ですか、そういった形がなされるのだらうと。不納欠損を上げざるを得ない、そういう状況にあるのだらうというふうに認識をしております。であれば、今回と別にしてそれをやるのではなくて、同時にわかったときに、つらいけれども、額は大きくなってつらいけれども、やっぱり一気にやるべきでないのかと。それでなければ、またその報告を町民にしなければならぬ。また同じような意見を聞かされる。議会の対応は何をやっているのだ。おしらせ号の文章は大変難しいです、町民の方が読んでも。そういうことをやっぱり議会を通じてしっかりと検証して、本当はやっていただきたかったなど。議長さんはそれを知っていたらいいのですが、私は個人的には知らなかった……そこら辺を聞きたいと思いますので……

◇議長 品田議員、ちょっと勘違いをしないでください。きょうはマスコミも来いますから。この案件については合同常任委員会をやっています。その中で、あなたは早退しているのです。その後から出てきている問題ですから、議員さんは皆さん知っていますから。

◇品田議員 そこで出たということ。

◇議長 そう、出ていますから。それを、今マスコミさんが来ておりますので、そこら辺十二分に言葉に注意しながらしゃべっていただきたいと思います。

今のことについて、川口副町長。

◇副 町 長 ただいまの品田議員からの御質問でございますけれども、私法債権もこのたび一度ではないのかということでございます。私どももその辺については、今債権管理条例という話が出ましたけれども、まずそのような条例は今後ありませんし、今の中では議会の議決を経なければ、こちらを不納欠損、放棄することができませんので、その事務に今回一度に取りかかれればよかったのではないかという御意見だと思えますけれども、まずとにかくこの実態がやはり明らかになって、私どもも古い調書を探しながら、またその中で本当にわからない案件なのか。どこかにそういう書類がないのかということも、つぶさに今の職員に調べさせたところでございます。その中で、こういう実態が明らかになったというような中では、やはり確定した段階でいち早くお知らせをすべきではないのかと。そして、できるところから進めていくというのが、やはり筋ではないかなというようなことも考えた結果、こういう処理をさせていただきました。いずれ、私法上の債権についても具体的に調査をして、一定の基準のもとの中で最終的にはまずは議会のほうにその方向性が出ましたら提案をするようなことになろうかと思えます。そういう事情の中で、まずわかって整理ができた段階でいち早く町民の皆様、議員の皆様にお知らせをしたという状況でございます。また、処理できるものはさせていただいたということでございますので、御理解を賜ればというふうに思っております。

また、滞納額の平成21年度の不納欠損額1, 870万円ほどでございますけれども、こちらについてはちょっと総額でしか私は持ってございません。それは、実際には6件でございますので、これは私の記憶の中には、ちょっと平成21年度ではありませんけれども、大きな倒産があったり、そういうもので6件ということではないかなというふうに思っております。

全てお答えにならないかと思えますけれども、御理解を賜りますようよろしくお願いします。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 同僚議員も朝の会で同じようなことを述べていたと思えますけれども、何度かの決算審査特別委員会を通じて何人の同僚議員からも滞納額の指摘が毎年当然のようであったわけです。そのときの答弁、もう耳に焼きついて、恒例化していたと思います。私どもも町民から「何をチェックしているのだ。」と言われるのですけれども、対応に困るというのは、そのときの質問が、滞納額は多いけれども、この中に時効がないのか、こういう質問は正直成り立たないのです。滞納額には時効が含まれるのは当たり前ですから、当然そんなことは当局はわかっているわけで、そういう質問はできないのです。ただし、毎年少しずつふえてきている滞納額について、やはり警戒というか、警告をしていたというのが私は議会だったと思います。ただし、それがこういう結果になれば、全部崩壊してしまっているのです、町民から言わせれば。防げなかったと。これが議会にとって大変嘆かわしい現実になったということなのです。機能が果たせなかったということ。これは、我々に責任、やはりないとは私は言えない。

それが町民の皆さんに答えにくいと、こういうことだと思うのです。ぜひ、その辺のことを本当に真剣に改めていただきたいと。一議員だけではなくて、一生懸命機能を果たそうとしているわずかな12人ですけれども、真剣にやっぱり質問をしている。そういうことを理解してもらいたい。やはり御用議会ではないのです、我々は。町民から負託を受けて、厳しいことも言わなければならない、そういう機能を持った組織なのです。それをなれ合いというふうな見られ方は本当に苦しい、そういう気持ちでおります。ぜひ一生懸命取り組んでやってもらいたい。私法債権についても本当に難題だと思いますけれども、クリアすべきものをきっちりクリアして、きれいな状態でスタートするような経過を見守りたいと思っています。よろしくお願いします。

終わります。

◇議 長 川口副町長。

◇副 町 長 ただいま議員という立場から御指摘をいただいて、そのことについては冒頭町長からも大変御迷惑をかけたということでおわびをさせていただいたところでございますけれども、今回のことはやはり私自身は強く、自分の責任という中では感じております。今後二度と、起きてしまったらもうそれこそ本当の信頼回復はできないなというふうに思っておりますので、肝に銘じて今後このようなことのないように、私もしっかり職員とともに頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

◇議 長 議案第56号及び議案第57号の質疑中ですが、昼食のためここで休憩いたします。

午後1時から行います。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、議案第56号及び日程第16、議案第57号の議事を続けます。

10番、小島一弘議員。

◇小島議員 副町長のほうから丁寧な形で滞納にかかわる徴収事務の対策等については、説明をいただきました。それを了とするとか否とかいう問題ではなくて、私は次の観点からもう一度確認をさせていただきたいと思います。

問題の本質は、時効管理の問題だと思います。我々は、先ほども同僚議員が指摘しておりましたけれども、決算その他で滞納の額は知らされているけれども、中身については当然時効管理がされているものというふうに解釈をしています。先ほど町長のほうから話があったように、本来ならば過年度分を入れるべきものを、現年度分を

入金させていたというような対応等についての話もありましたから、改めて時効管理をどのようにするのか、今後の問題点として、対策として。フォーマットとしてどんなことをお考えになっているのか。私が考えるには、上司が係とかそのレベルではなくて、一義的には担当課長が最終的にそのチェックをしなければいけないというふうに私は認識をいたしておりますけれども、そういうことなどについて再発がないような形での仕組みについて、もう一度詳しくお考えをお聞かせ願いたいと思っています。

それから、同じように関連しますが、その時効管理のことなのですが、先ほど議決いたしました総合行政情報システムの中で時効管理ができるような仕組みが組まれていて当然だと思うのです。そういうことなども勘案して恐らくお決めになったのだらうと、このように私は解釈いたしておりますので、その辺の問題意識というか、取り組みについてもお聞かせ願いたいです。

3点目は、大変昔話をして申しわけないのですが、以前も国民健康保険税のことで不納欠損処理を、議長は覚えていると思いますけれども、平成5年か平成7年かその辺でやった記憶があるのです。いろんな議論があった記憶があります。そのときは、専ら不納欠損処理をすることが収納率の向上に伴って国からの措置があるから、それで説得されたというような経過があったものですから。今回は国民健康保険税に関しては、そういうことの措置は不納欠損処理に伴うものについて収納率が向上すれば何らかの措置はないのかあるのか、これも基本的なことをございますので、お聞かせを願いたいと思っています。よろしくお願いします。

◇議 長 川口副町長。

◇副 町 長 1点目の時効管理のあり方と申しましょうか、それにつきましては今までそれぞれ担当任せになっていた部分があるかと思います。その中できちっと上司まで目が通せるような仕組みをつくって、既にその取り組みも始めているところですけども、そういう形。また、先ほど記録の不備ということもありますけれども、必ずそういう仕組みをつくった中では記録というものが大切になるかと思います。その記録と、それからまず本人に会って相談をして、その中で時効をまずとめる。そして、その中で過程状況を踏まえながら、この方については、例えば公法の債権であれば執行停止という方法があります。これは、財産も何もない。ですから、この方に対してどういう対処方法が一番いいのだろうか。分納できるのだろうか、それともあるいは資力がないので、一度失効停止をかけて3年間様子を見ると。その中で同じような状況であれば、当然不納欠損処理に基づいていくというような適正な事務管理を既に指示を出しておりますけれども、こういうものを半月に1回だとか月に1回だとか必ずチェックをするような仕組みということを行っていきたい。そういう中において、先ほど質問がありましたように、こちらの債権管理についても新たな行政システムの中にきちっとそういうシステムを入れて、その中で共通の同じ対応ができるような管理をしていく。そうしますと、いつ、何件のどういうものが時効になるかというものが一覧表で出るような仕組みというふうに聞いておりますので、そのような中で担当がかわってもそういうものがわかるような仕組みを導入していきたいというか、導入すると

いうふうになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

また、国民健康保険税の扱いについては、今そういう不納欠損処理をしたから徴収率が上がるということで特別の措置はないということになっております。また、あわせまして、その共通認識を持つためにお互いに担当者同士でチェックができるような、長い時間ということではないのですけれども、そういう打ち合わせをするものを、できれば私は半月に1回なり1カ月に1回必ずその中で管理職として、また1カ月に1度集まって情報交換をするとか、そういうことを常に行っていきたいなど、そのようなことで対策を考えているところでございます。御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 答弁をいただきました。

わかるところはわかるのですけれども、担当者任せであったという話をされてしまうと、今後は担当者任せにしない方法を考えましょうということが対策になるのですが、私は常々思っているのですけれども、どうしてこんなことが起きるのか不思議でたまらないのです。住民の皆さんから聞かれたら答えようがないのです。我々もチェックがかなり難しいのです。一般的な失効事務の中で勤務実態があるものを確認できるわけではないですから、仕事の中身まで。ですから、申し上げているのですが、何が言いたいかというと、例えば今回提案された議案書すら、ケアレスミスですけれども、上程前でありましたけれども、訂正が行われると。私が言いたいのは、仕事の中身を、特に徴収事務を担当されている人は苦勞していると思うのです。外へ出ていたり、あるいは時間外も使わないと、相手の方をつかまえられないとか、いろんな問題を抱えながらやっているのだけれども、その仕事の中身を上司にどんなふうに報告するのか、フォーマットがあったのだろうか。いわば日報みたいなものですね。きょうは何をしたか、こういう成果を得たと。仮にお金が入ってきた場合についても、何とか相談業務を含めてこういう形になりましたというのは上に上がるのです。それすら行われていなかったというふうに解釈してよろしいのでしょうか。議案書のことは余分な話でしたけれども、議案書も公文書です。そういうものが後ほど配付されてからケアレスミスだということで私も解釈しているから同意をしましたけれども、どこで、一体誰がそういうものを確認するのかと、そういう問題だと思うのです。いつまでたっても同じようなことが続くような気がいたしますので、この辺についてもう一度、過去の経緯は担当者任せであったという言い方のくり方だけでは、ちょっといかなものかなと思っています。そういうことについて、もう一度お聞かせください。

◇議 長 川口副町長。

◇副 町 長 過去については、先ほど申しましたように記録簿がないと。担当者任せというふうに私がとられるような発言をしたのかもしれないのですけれども、決してそうではなかったと思うのですけれども。そういう書類が見当たらなかったということの

中でそのような答弁になってしまったのかと思いますけれども、今現在は滞納記録簿というのをつけておりますし、そういうものについては必ず上司の決裁を仰ぐということになっております。いずれにしても、そのような形できちっと逐次確認をしていくと、きちっと行われているかどうかを確認できるように、まずはそういう記録簿を整理していく。これが第一で、そのところもそれは既に始めております。ただ、今回の処分にかかわる分については、なかなか全てそれがそろっていないというのが現状でございます。そういうような中で、あくまでも担当者任せにするのではなく、先ほど言ったのは会議というのは担当者任せにしないために管理職として、私も含めてなのですけれども、きちっとチェックをしていく。特に税の部分については、1週間か2週間程度の徴収の記録は私のところまで今、回していただいております。そういうことも含めて、件数の多い課から少ない課もあるかと思いますが、常時上司の目につくような形で記録を残していく、記録をつくっていくということを徹底させているところでございます。そのようなことで御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 基本的には了解をせざるを得ませんし、しますが、滞納記録簿を今後はきちっと管理をするというお話でございました。もう一つは、総合行政情報システムの中にそれを利用して時効管理ができるような仕組みをつくると、こういうことでございますので、今後はきちっとやっていただきたいと、このように思う次第でございます。なおかつ、我々議会は、先ほども同僚議員が申し上げたとおり、いろいろ住民の皆さんからどこを見ているのだという言い方をされるのです。ですから、これは考え方をもう一度最後に1つだけお尋ねしておきます。決算審査特別委員会等には、今言及された滞納記録簿に関するデータですね、時効管理上のデータを資料として、お名前は要らないです。こういう状況にあるという、資料として提出することの考えはありますか。

◇議 長 川口副町長。

◇副町長 確認をさせていただきますけれども、それは全滞納者分ということでよろしいでしょうか。

(「時効管理上」の声あり)

◇副町長 わかりました。個人情報に配慮しつつ、提出は可能かと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
9番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 不納欠損処理について、なぜ今時期になったのかということを聞きたいわけなのですが、その理由と申しますのは、東藻琴村と女満別町が合併したのが平成18年3月だったと思いますが、この時点で東藻琴村は滞納を不納欠損処理しようということで、合併前に不納欠損処理をしたということは聞いております。そして、合併になって、新しい町になりましてから東藻琴の議員の方はこの不納欠損処理をなぜやらないのだと。女満別町は、余り不納欠損は、先ほども申し上げたように毎年やっていたわけではありませんでした。これだけあるのになぜやらないのかという話を東藻琴出身の議員がしておりました。そんなこともあって、合併してから7年間、職員の方は旧女満別町と旧東藻琴村の方がお互いにその任に当たっておられたかと思うのですが、経験上、東藻琴の方は不納欠損処理のことは、ルールは知っていたかと思います。旧女満別町の職員の方も知っていたと思うのですが、片や不納欠損処理をしたのに片や余りしていなかったというようなことがあって、なぜこの合併以来7年間もなりますか、7年の間かかってしまったのかなというのが僕にはちょっと不思議なところがあります。町長からは、おわびの中で経過について話はされておりましたけれども、もう少しルールに従ってその年、その年やっておればこのような、町長以下三役の減給処分というようなことまでは至らなかったのではないのかなというふうに私は思いますので、ここに至った理由をお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 川口副町長。

◇副 町 長 不納欠損処理の問題について、確かに合併前、東藻琴村においては不納欠損処理をして新町に引き継いだということでございます。合併以降、その時効管理のあり方について、やはりその認識不足というものがあって、多分担当レベルの中ではそのような問題を抱えているということであったのしょうけれども、特に先ほど言いましたように、きちっと町として対応していない中での不納欠損処理はなかなか難しいということであったのかなというふうに思っております。ですから、先ほど申しましたように、平成21年度以降でしょうか、とれる方策はきちっとやるという体制をとってきております。そういうことができた中でやらなければ、これからそういうことをするというのではなかなか理解は得られないというような中で、きちんとそういう体制をとってやれる。そのときに、平成21年度のときにそういう実態があるということがわかりまして調査をしたところ、今回のような多額の額になったということでございます。ですから、先ほども言いましたように、これからやるのではなくて、今そのきちっとした対応をもう既に始めているというようなことで御理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

◇勝田議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
山下町長。

◇町 長 さまざまな御指摘をいただきまして、ありがとうございます。
私ども職員と今言われたようなことのやりとりもさせていただいておりましたけれども、町民を代表する皆様方から改めていろいろな形での叱責、また御指導も賜りました。改めて深く、また重く受けとめたい、そのように思います。私自身も役場の職員を長年やってまいりましたけれども、こういうような徴収業務というところに直接かかわった仕事というのはございませんでした。それが私の欠点でもあり、また反省すべきところでもあるなど、そのように受けとめております。今回いろいろな形でこういう不適切な処理になりましたけれども、そこに至るまでの職員の心情だとか、そういうようなものを十分察しながら、またそれを改善するような方策をどのように講じていくかというところに至らなかったということが私自身の反省点でもあるのではないかと、そのようにも受けとめております。なかなか現在の徴収事務というものは、ひとところから見ると大変いろいろな制約も受けながら、高度な仕事、難しい仕事となってきた部分もあります。でありますので、特に意を払いながら組織としてしっかりと仕組みをつくり、また職員の心情にも至っていろいろな対応をしていかなければならないものだというふうに今回のこの案件において痛切に感じたところであります。そういった仕組み、また職員のその気持ちを高めながらその業務に当たらせる、そういうことにこれからも配慮、十分努力をしながら取り組んでまいりたいと思っております。今回の皆さん方の一つ一つの御意見を深く受けとめながら、そしてしっかりと申し上げました改善策を実行するように努力してまいりたいと思います。今後ともどうぞ御指導賜りますようお願いを申し上げ、お礼にかえさせていただきます。

◇議 長 これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第56号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第56号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。
これから議案第57号 大空町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 大空町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第58号

◇議 長 日程第17、議案第58号 大空町職員の給与の臨時特例に関する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 73ページをお開き願います。「議案第58号 大空町職員の給与の臨時特例に関する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年6月19日提出 大空町長 山下英二」

75ページでございます。大空町職員の給与の臨時特例に関する条例。この条例については、新設条例となっております。

大空町職員の給与の臨時特例による今回の給与の削減につきましては、国から我が国の厳しい財政状況や東日本大震災に対処するため、さらに消費税増税の国民の理解のためにとの理由で、国家公務員に準じて地方公務員の人件費を削減するよう要請されたものであります。

大空町一般会計予算の約半分を占める地方交付税は、平成25年度の交付に当たって職員給与で減額されるのは確実であり、国に準じて削減しないと町税等の住民負担で賄うこととなり、住民感情を考慮すると削減せざるを得ないと判断したものであります。

今回の条例の作成に当たっては、大空町特別職の給与に関する条例、大空町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例、大空町職員の給与に関する条例、大空町職員の育児休業等に関する条例、大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、公益法人等への大空町職員の派遣等に関する条例と6つの条例の改正が伴うもので、それぞれの附則で行う方法もありますが、これらをまとめる形の新規条例を制定して取り組むことといたしました。

条例の主な内容について説明いたします。第1条は、趣旨について規定しております。我が国の厳しい財政状況や東日本大震災に対処するため、職員の人件費を削減するとしております。

第2条では、1項で大空町特別職の給与に関する条例の特例として町長、副町長の給料を平成25年7月1日から平成26年3月31日まで100分の10を削減し、2項で期末手当を100分の10削減する内容を規定しております。

第3条は、大空町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の特例としまして、教育長の給与を同じく100分の10、期末手当を100分の1

0削減する内容を規定しております。

第4条は、一般職給与条例の特例として職員給与の削減内容を規定しております。第1項は、2級以下の職員は100分の2.5、3級以上の職員は100分の5.5を減額する内容を規定しております。

続きまして、76ページの第2項は、各手当について規定しております。第1号の管理職手当は100分の10、第2号の期末手当は100分の7.2、第3号の勤勉手当は100分の7.2をそれぞれ削減する内容となっております。第4号について、条文中に「一般職給与条例第22条」と記載しておりますが、休職者の給与について規定している条項です。アについて、条例第22条第1項というのは職員が負傷したり疾病にかかったり心身の故障等の場合の支給額について規定していますが、期間に応じた給与の額についてそれぞれの項目に応じた減額率を乗じて支給する内容であります。イについては、条例第22条第2項、3項というのは結核性疾患や心身の故障などにより1年ないし2年という長期の期間休職する場合に給与や手当を100分の80にして支給する規定ですが、それぞれの項目に応じた減額率を乗じて支給する内容を規定しております。ウについては、条例第22条第4項は刑事事件を理由として休職になる場合に支給する規定ですが、それぞれの項目に応じた減額率を乗じて支給する内容を規定しております。エについては、条例第22条第5項は退職基準前に退職または死亡した場合に支給する期末手当について規定されておりますが、それぞれの項目に応じた減額率を乗じて支給する内容となっております。

第3項について、条文中条例第13条というのは給与の減額について規定しており、職員が休職等で勤務しない場合の1時間当たりの給与について減額率を乗じて支給する内容を規定しております。

第4項は、条文中「一般職給与条例附則第9項の適用を受ける職員」とありますが、俸給表6級で55歳以上の特定職員のことでございます。この特定職員は、人事院勧告により平成22年12月1日から1.5%を当分の間引き下げることになっております。ここで規定している附則の第9項は、その職員の引き下げについて規定しておりますが、さらに今回の減額率を乗じて減額支給する内容となっております。

77ページの第5条は、育児休業に関する条例の特例について規定しておりますが、その条例の第25条というのは育児休業を取り扱っている場合の部分休業の1時間当たりの単価の削減方法について規定しており、今回の減額率を乗じて削減する内容となっております。

第6条は、大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例で、その条例の第17条は介護休暇のその勤務しない1時間当たりの給与の削減方法について規定しており、今回の減額率を乗じて削減することとしております。

第7条は、公益的法人等への大空町職員の派遣等に関する条例の特例で、その条例の第4条はその職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができると規定されております。寒冷地手当の部分寒冷地手当の額、括弧書きに置きかえることにより、これらの給料や手当の額を減額率で減ずる規定にしております。

第8条は、端数計算の規定であります。

附則としまして、施行期日、この条例は、平成２５年７月１日から施行する。
この条例の失効、この条例は、平成２６年３月３１日限り、その効力を失うとして
おります。
以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第５８号 大空町職員の給与の臨時特例に関する条例制定についてを
採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第５８号 大空町職員の給与の臨時特例に関する条例制定につい
ては、原案のとおり可決されました。

◎日程第１８ 発議第８号

◇議 長 日程第１８、発議第８号 大空町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条
例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
６番、植田泰弘議員。

◇植田議員 平成２５年第２回大空町議会定例会議案をお開きください。「発議第８号
大空町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例制定について
このことについて、大空町議会会議規則第１４条の規定により、別紙のとおり提出
する。

平成２５年６月１９日提出 提案者 大空町議会議員 植田泰弘、田中勝吉、小島
一弘、勝田鉄城、深川昇、松岡克美、齋藤宏司、松田信行、近藤哲雄、中堀君子、品
田好博」以上の大空町議会議員であります。

ただいま上程いたしました発議第８号 大空町議会議員の議員報酬の臨時特例に関
する条例制定についての提案説明を行いたいと思います。

国は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律制定により、平成２４年
４月１日から２年間給与削減を行っており、国家公務員の給与削減に伴う措置として
平成２５年１月「公務員の給与改定に関する取り扱いについて」を閣議決定し、地方
公共団体においても平成２５年７月１日から平成２６年３月３１日まで国に準じて給

与削減するよう要請してきました。

地方自治体の意見を組み入れる余地もなく、地方交付税の減額もあわせて行うこととしており、地域経済対策、復興事業の促進対策への財源充当を行うため、公務員が率先して範を示すものとして心情にも訴える内容も含まれています。

地方自治体においては、合併や行政改革により努力を積み重ね、既に身を切る改革を実施してきました。本町議会においても、議員定数の削減や議員報酬の据え置き措置など実施をしてきたところであります。

大空町議会としては、北海道町村議会議長会と歩調を合わせ、国家公務員の給与減額措置に準じて地方公務員の給与削減を求めるために地方交付税を削減するとしたことに、地方自治体の独自先行努力を理解しない不合理な措置であると強い憤りを伝えるため内閣総理大臣等に意見書を提出しました。そういう経過にあります。

大空町においては、厳しい財政状況のもと、今年度の給与削減要請に伴う地方交付税中の給与費削減分も見込んだ予算を編成するなど独自の努力をしてきました。しかしながら、大空町は予算財源の半分が地方交付税であること、さらに今回ラスパイレス指数を下げるための給与削減を行わない場合は、平成26年度の地方交付税減額に影響する可能性が大きいとの判断から、地域経済への影響を鑑み、給与減額要請を受け職員給与の削減を決断したところです。理事者、職員ともに苦渋の選択であったと思われませんが、職員が一丸となり、地域経済の振興対策を町民とともに推進しようとするものと理解したところです。オホーツク総合振興局内の各町村に先駆けての実施となりましたが、地方自治体としての主体性に基づいた判断と理解しています。

大空町議会では、今回の大空町職員給与削減の決断を受け、緊急課題への対応に係る財政措置である地域の元気づくり事業の推進を確保するため、行政機関、議事、議決機関が一体となり、みずからの人件費削減努力を共有するとの観点から、議員協議会の協議を経て町職員と同様に議員報酬の削減を提案することといたしました。

削減をするための条例案は、次のとおりです。以下、条例案の朗読をいたしたいと思います。

「大空町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例

趣旨、第1条、この条例は、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気低迷を受けて地域経済の活性化を図る大空町の地域課題対応策の一層の推進に鑑み、大空町議会議員の報酬を削減するため、大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例（平成18年条例第42号。以下「報酬条例」という。）の特例を定めるものとする。

大空町議会議員の議員報酬に関する条例の特例、第2条、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における議員報酬の支給に当たっては、報酬条例第1条に規定する報酬月額から、当該報酬月額に100分の2.5を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2項、特例期間における期末手当の支給に当たっては、報酬条例第4条で規定する当該議員が受けるべき期末手当から、期末手当の額に100分の7.2を乗じた額に相当する額を減ずる。

端数計算、第3条、この条例の規定により報酬等の支給に当たって減ずることとさ

れる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則、施行期日、1、この条例は、平成25年7月1日から施行する。

この条例の失効、2、この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。」

以上、同僚議員の各位の英断をお願いし、提案理由の説明といたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第8号 大空町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号 大空町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第59号

◇議 長 日程第19、議案第59号 大空町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田住民課長。

◇住民課長 議案書の79ページ目をお開き願います。「議案第59号 大空町税条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年6月19日提出 大空町長 山下英二」

改正の内容の説明につきましては、参考資料にて行いますので、参考資料の19ページをお開き願います。議案第59号関係、大空町税条例の一部を改正する条例の概要等でございます。

今回の税条例の一部改正につきましては、「現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、金融、証券税制の改正並びに東日本大震災で被害を受けた土地、家屋に係る固定資産税の課税免除措置等の延長などの復興支援税制の改正を行う」ため、地方税法の一部を改正する法律が公布、施行され、あわせ

て施行令、施行規則の一部改正がされたことにより、大空町税条例の一部を改正するものでございます。主なものといたしましては、平成26年4月1日から予定の消費税率の引き上げに伴う個人住宅取得費の負担軽減と税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動抑制を目的とした住宅ローン減税特例措置が延長、拡充されるほか、東日本大震災からの復興等を推進するため従来の特例措置の延長、拡充などの措置が講じられております。

初めに、(1)個人住民税(町、道民税)に関する事項でございます。項目といたしまして、寄附金税額控除における特例控除額の特例で、関係条例につきましては条例第34条の7第2項、条例附則第7条の4であります。改正の概要等につきましては、①の平成26年度から平成50年度までの25年間に生じる所得に対し、復興特別所得税2.1%が課税されることに伴い、各年度における寄附金特例控除額の算定に適用する所得税の税率に復興特別所得税率2.1%を加算する措置が講じられます。施行期日につきましては、平成26年1月1日からであります。

次に、項目が住宅ローン控除の特例措置の延長・拡充で、関係条例につきましては条例附則第7条の3の2であります。改正の概要等につきましては、②の住宅ローン控除の適用者、現行は平成11年1月から平成18年12月まで及び平成21年1月から平成25年12月までの入居者につきましては、所得税から控除し切れなかった額を次表の控除限度額の範囲内で個人町民税から控除するとともに、住宅ローン控除の適用期限を延長して、平成26年1月から平成29年12月までの間の入居者を対象とする措置が講じられております。

表のほうの説明をいたします。左側から町民税、道民税の控除限度額の内訳を記載するように示してございます。その右には、現行の平成25年12月31日まで、その次が新設となります平成26年1月1日から3月31日まで、その右側が平成26年4月1日から平成29年12月31日までの居住年ごとの限度額を記載してございます。居住年の現行では、町民税が所得税の課税総所得金額等の3.0%、限度額5万8,500円、同じく道民税が2.0%、限度額が3万9,000円、合計で5.0%、限度額9万7,500円となっております。次に、右端になりますが、消費税が増税となります平成26年4月1日以降の居住年でございます。町民税が所得税の課税総所得金額等の4.2%、限度額で8万1,900円、同じく道民税が2.8%、限度額が5万4,600円、合計で7.0%、限度額が13万6,500円へ拡充されることとなります。真ん中の平成26年1月1日から3月31日までにつきましては、現行の特例措置が継続されるというものでございます。施行期日につきましては、平成27年1月1日からというものでございます。

20ページをお開き願います。項目が東日本大震災の被害を受けた家屋の再取得または増改築に伴う住宅ローン控除の特例措置の延長・拡充で、関係条例につきましては条例附則第23条第1項及び第2項であります。改正の概要等につきましては、③の東日本大震災により滅失または損壊等の被害を受けた自己の居住用家屋について、住宅の再取得または増改築等をして平成26年1月から平成29年12月までの間に入居された場合、住宅ローン控除の適用者として先ほどの②と同様の措置が講じられることとなります。施行期日につきましては、平成27年1月1日からであります。

次に、項目が東日本大震災の被害を受けた滅失家屋の相続人による当該敷地の譲渡に係る長期譲渡所得の課税の特例措置の延長で、関係条例につきましては条例附則第22条の2第2項であります。改正の概要等につきましては、④の東日本大震災により滅失の被害を受けた居住用家屋の相続人（当該家屋の居住者に限る）が当該家屋の敷地を譲渡した場合には、被相続人の取得日から相続人が所有していたものとみなし、長期譲渡所得の課税の特例を適用する措置が講じられることとなります。施行期日につきましては、平成26年1月1日からであります。

次に、（2）固定資産税に関する事項であります。項目が東日本大震災の津波被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税の特例措置の延長で、関係条例につきましては条例附則第22条の2第1項であります。改正の概要等につきましては、①の東日本大震災により甚大な津波被害を受けた市町村のうち、市町村長が指定する区域内に存する土地及び家屋（被災居住用財産）に係る固定資産税の課税免除の特例措置について、平成25年度課税対象分まで1年間延長する措置が講じられました。施行期日につきましては、公布の日からであります。

次に、項目が独立行政法人森林総合研究所に係る固定資産税の特例措置の廃止で、関係条例につきましては条例第54条第5項、条例附則第131条第4項であります。改正の概要等につきましては、②の独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業等に伴い、指定された仮換地等の土地に関する固定資産税及び特別土地保有税の納税義務者の特例措置が廃止となるものでございます。施行期日につきましては、公布の日からであります。

次に、項目が備蓄倉庫に係る固定資産税の特例措置の新設で、関係条例につきましては条例附則第10条の2第3項の追加であります。改正の概要等につきましては、③の都市再生特別措置法第45条の16の規定により、平成25年度、平成26年度の2カ年間に市町村との間で管理協定を締結した備蓄倉庫に係る固定資産税について、締結後5カ年度は課税評価額の3分の2とする措置が講じられるものであります。施行期日につきましては、公布の日からであります。

次に、（3）その他に関する事項であります。項目が延滞金等の利率の見直しで、関係条例は条例附則第3条の2、第4条であります。改正の概要等につきましては、延滞金の現行の年率14.6%（法定納期限後1カ月以内は、早期納付を促す観点から年率7.3%（平成25年12月31日までは特例年率4.3%））について、国税と同様に「基準割引率及び基準貸付利率」から「国内銀行への貸し出し約定平均金利」とし、延滞金及び還付加算金を次表のとおり見直されるものでございます。施行期日につきましては、平成26年1月1日からであります。

なお、改正後の町税条例において施行前に適用される規定につきましては、なお従前の例による旨の経過措置を講じております。

以下、21ページから31ページにつきましては、新旧対照表を記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上、大空町税条例の一部を改正する条例の概要等により御説明申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号 大空町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 大空町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第60号

◇議 長 日程第20、議案第60号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書87ページでございます。「議案第60号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年6月19日提出 大空町長 山下英二」

今回の改正につきましては、平成25年度国民健康保険税を課税するための賦課資料がそろったことから試算を行った結果、国民健康保険加入者の課税対象額が伸びましたが、限度額超過分が伸び、税額の増加につながっていない現状にあります。医療分については、一般会計からの基準外繰り入れにより必要額を確保しましたが、後期高齢者支援金で不足が生じ、介護納付金分で税の見込みが必要額を上回る結果となりました。89ページ、90ページにつきましては、改正条文でございます。

参考資料33ページをお開きください。大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。今回の試算に当たっては、低所得者への負担軽減を考慮し、応能、応益の割合を応能6、応益4に設定し、さらに国からの普通調整交付金の交付が見込めないことから、交付が見込めない額の半分以上を一般会計から繰り入れることとして試算を行った結果、医療分は据え置き、後期高齢者支援金分は引き上げ、介護納付金分は引き下げを行うものでございます。

具体的改正の内容は、後期支援分でございます。現行、所得割1.45%、資産割4.0%、均等割6,900円、平等割7,600円、限度額14万円を、改正後、

所得割2.05%、資産割4.0%、均等割7,900円、平等割8,600円、限度額14万円に改正し、差し引き、所得割プラス0.6%、資産割は改正ございません、均等割、平等割はそれぞれ1,000円ずつの引き上げ、限度額は特に改正はございません。

続きまして、介護分ですが、現行、所得割1.05%を1.01%に、0.04%引き下げ、均等割9,800円、平等割6,400円、限度額12万円を据え置くものでございます。

34ページから37ページにつきましては、改正条文でございます。第6条の改正は後期高齢者の支援金に係る分の所得割率、第7条の2は均等割の額、第7条の3は世帯別平等割の額を先ほど概要で説明申し上げましたように改正するものでございます。なお、第7条の3第2号の改正につきましては、特定世帯に係る税率については「3,800円」から「4,300円」に改正し、先ほど承認第2号で説明申し上げました特定継続世帯に係る税率については「5,700円」から「6,450円」に改正、第8条の改正は介護納付金に係る分の所得割率を先ほど概要で説明申し上げましたように改正するものでございます。

条例第23条の改正は、軽減額を定めたものでございまして、前段で説明申し上げました税率を改正することにより、均等割額と平等割額の軽減額が変わるため改正するものでございます。

35ページ、第1項第1号の改正は7割軽減に該当する方の軽減額を、第2号の改正は5割軽減に該当する方の軽減額を改正するものでございます。次のページ、第3号の改正は2割軽減に該当する方の軽減額を改正するものでございます。

附則として、施行期日は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用するものでございます。

経過措置として、改正後の大空町国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしているところでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、品田好博議員。

◇品田議員 総務文教厚生常任委員会及び議員協議会を通じて述べさせていただきましたけれども、なかなか大変な問題であろうなというふうな考え方でおりますけれども、再度お尋ねをしたいのですが、直近の私どもの大空町の1人当たりの医療費、それと直近のこれまた保険料をお聞きしたいと思います。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 ほかとの比較の関係もございますので、直近ということではございましたけれ

ども、手元が平成22年度の全国的な比較、それから全道的な比較ができることになっておりますので、こちらの資料において説明をさせていただきたいと思います。

平成22年度の1人当たりの調定額につきましては、大空町につきましては11万4,660円となっております。こちらにつきましては、全道では15番目に高い位置に位置しております。全国で見ますと25番目と。全国につきましては1,723保険者がございますが、その25番目に高いというような状況になってございます。

それから、医療費の状況でございますが、療養諸費ということで、これも同じく平成22年度の1人当たりの療養諸費ということでございますが、こちらのほうにつきましては24万4,716円ということで、こちらにつきましては全道で157保険者ございますが、そのうちの156番目ということで、下から2番目に低い医療費というような状況になってございます。

なお、平成23年度につきましては、御承知のとおり医療費につきましては若干上がっておりますので、この数字につきましても若干平成23年度については上がっているというような状況になっておりますが、平成24年度につきましてはまた下がっているということで、まだ全道的な数字が出てきておりませんが、平成22年度に近いような数字で平成24年度は推移したというような経過にございます。

以上でございます。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 ありがとうございます。

療養諸費が全道で最高と、低い。別海町が一番低くて、その次が大空町で1人当たりの医療費が全道で2番目と。それに比して、1人当たりの保険料が全道で15番目。これが大空町の大きな国民健康保険の会計の中での悩ましい問題になっているわけですよね。その辺の理由について、どのような考え方でおるのか。解決策は、またあるのか。講じる手だてがあるのかどうか聞きたいと思います。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 御指摘のように、1人当たりの調定額が高く、療養諸費については全道で低いと先ほど説明した内容でございますけれども、調定額が高いという部分につきましては、やはり大空町の場合は農業者等が加入されておりまして、所得が非常に多くなっているということが現実ではなかろうかと思っております。

それから、医療費が低いにもかかわらず調定額が高くなっているということにつきましては、所得が高いという部分、それから国のほうから調整交付金ということで国のほうの予算としては9%の予算措置がされておりますが、特別調整交付金、それから普通調整交付金ということで国のほうから9%の予算措置がされておりますが、これが平成22年度から今日まで交付がされていないということがございまして、この部分につきましても保険税に上乗せをしなければ国民健康保険事業特別会計が成り立

たないということで、保険税に上乗せをしてきたことがそれらの要因かと考えております。この普通調整交付金につきましては、その言葉のとおり全道的な保険税の均衡を図るということで国のほうで調整をして交付されるということになっておりまして、大空町につきましては医療費が低い、それから所得が高いという中におきまして交付がされていない。新聞報道等でもありますように、北海道は特に普通調整交付金が交付されていない団体が多くなっております。そういう中で高くなっているという状況でございます。

続きまして、これの対策ということでございますが、この部分につきましては昨年度、この9%分をそのまま保険税に上乗せをするのかということで、昨年度につきましてはその部分を基金のほうで、基金の保有がございましたので、基金の繰り入れということで保険税のアップを抑えて処理をしてきておりましたけれども、その部分も一般会計から補填をしていただいて、ようやく7,000万円の基金の保有というような状況になっているということがございまして、昨年国民健康保険運営審議会を3回ほど開催をさせていただきまして、その方策をどうしていくべきなのかということで検討をさせていただいております。基本的には、国民健康保険事業特別会計につきましては独立採算が基本となっておりますけれども、今の状況の中で9%分をそのまま保険税に上乗せをするということになりますと税負担が非常に多くなるということがございまして、一般会計のほうから普通調整交付金で入ってこなかった9%のうちの2分の1以内、4.5%以内を一般会計から補填をするというようなルールづけをしていただいて、今回もそのルールのもとに約940万円を繰り入れするということで、今回の税率にさせていただいたということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 医療費が低いということは、本当はうれしいことなのです。それと、農業者が豊かであるということは最高にいいことなのでありますけれども、なぜか国民健康保険事業特別会計にとってはあだとなっていると。これが本当につらいところだと私は思うのですけれども。それで基金を確保したということでもありますので、本来ならば基金の活用をして、このぐらいの額であれば、900万円そこらであれば基金の運用があってもしかるべきでなかったかな、こんな主張を続けているところでもあります。また、昨年度も上がりましたし、また来年度においては国は消費税を導入するということは予定済みでありますので、本当に庶民の生活がどのようになるのか、そんな観点からそういう質問をさせていただきましたけれども、またことし、平成25年度の結果が大変、また同じような状況下になったときに、今と同じような方法で料率を上げるということを、来年のことですけれども、考えておられるのか。一歩進んで基金の活用をしてしのぐという考え方をしているのか。国のほうは広域化をやっていますけれども、北海道のほうも都道府県も赤字体質をそのまま引き継ぐわけにはいかないという懸念を表明しておりますし、どういう形がいいのか本当に大変だな。毎年毎年

ということは大変なことになる。課長さんは「常々上がりますよ。」と、「また来年も上がりますよ。」と。これは、高齢社会に大突入しておりますので、そういう予測があるのは当然だと思いますけれども、そのためにどんどんどんどん上げて、一体税というのは取れるものだろうかとか、先ほどの不納欠損の話ではないですけども、かけることは簡単だけれども、取れるのだろうか。やっぱり限度といいますか、あります。日本には国民負担率という言葉であらわされていますし、我々でも所得負担率という形の分類もあります。そういう観点から、自治体は今しのごにはどうしたらいいかという最善策を持っていかなければ、野天井でかけれるものではないと私は思うのです。そうしたら、また取ることばかり考えて、本当に大変な悪感情も出てくる。そういう本当に苦しい場面ですけれども、今ひとつ国はいい方法を考えてくれるのだろうと私は思っていますけれども、それまでの間自治体が試験的に自分のまちの住民を救う。本来は、国民健康保険は弱者の保険組合でございますけれども、農業者が豊かになりまして、逆にあだになってきた。大成功なのですけれども、どういうふうにしていいのか、本当に私はわかりませんけれども、町長さん、もしか考え方が、町長さんの持論があれば、またお聞かせ願いたいなと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 品田議員からは、この前段のいろいろな説明の中で基金を活用して税率の据え置き、アップを少なくするというような御提案をいただいております。昨年度までの基金のあり方でいいますと、そういうようなやり方をできたのではないかと思います。といいますのは、今までは一般会計から基金に単純に繰り入れをするというやり方をしてまいりませんでした。毎年度の医療費とお納めいただく税のその差額の余り分を基金に積み立てていく。当然その基金に積み立てた額というものは、国民健康保険加入者の皆様方の税の余剰分がそこに積み上がっていた。ですので、新しい年度になったときに上がるときに、そこのところを取り崩して、そして税の上げ幅を抑えるということになってまいりました。しかし、平成25年度に、今あります基金の積み立て額というものは、そのほとんどが一般会計から、つまり国民健康保険の加入者いかに聞かず、町民皆様からひとしくいただいた税の一般財源を国民健康保険税を抑えるための一つの目的として国民健康保険事業特別会計に繰り出し、基金に積み立てたものでございます。ですので、その基金の使い方というものは、年度途中で突発的に大きな医療費がかかったときに、その基金の取り崩しをして、そしてその会計の収支をしのぐというための目的に昨年度といいましょうか、今年度から正式に言いますと切りかえをさせていただいたというところであります。

従来、国民健康保険の税率を決定するときには、1年間でどれぐらい医療費がかかるか、そこの推計から始めます。その中で、担当課といたしましては突発的なことがあったら基金の現在高で賄うことができるのだろうか、大丈夫だろうか、そういう中で、感覚としては自分たちがどちらかというと安全側で絶対賄い切れるのだと思うところの医療費を想定して、それに合った税をお納めいただく、その基準をつくってまいりました。しかし、今年度につきましては、一般会計から繰り出して基金に積み上

げた財源がございます。それは、突発的な医療費が出たときに、そこで賄うのだということの約束の基金でありますので、本年度につきましては、医療費そのものについてはかなりシビアに精査をいたしたつもりでおります。でありますので、例年から見ますと、かかる医療費については、かなり安全側ということではなくて、今までの過去数年間の事例などを十分に分析をした中でかなり抑えた医療費になっております。そこをベースに税の負担がどれぐらいいただけるのかということで設定をしたわけがあります。

そういうふうに考えますと、直接的に基金から税率を下げるために繰り入れをするということはしておりませんが、基金にしっかりと一般会計から不測の事態においては支援をするのだというような体制をとっているということは、回り回って考えれば医療費を、もしくは税率を下げることに繋がっているというふうに私は思っております。さらに、国から入ってきて当然であるというふうに思っておりますけれども、私どもの会計がほかのところから見れば所得が高くて裕福だというようなことで国からの交付金が入ってまいりません。そのこのところも、単に全てを国民健康保険以外の加入者の方々の税金をもとにした一般会計からの繰入金で賄うということではなくて、半分まではそのこのところを持ちましょうということで手当てをしているところでもあります。そういった形で税率が高くなることを抑えている部分もございます。私どもとすれば、限度額というものがありますけれども、所得が高いと言われるということであれば、そういった方々、国民健康保険加入の所得の高い方々にもさらに御負担をいただくように、その限度額の見直しというものも求めていますし、さらに国全体のこの仕組みが行き詰まっているのではないかと、もっと大きな単位で国民健康保険事業特別会計というものを運営していく、そういうことの呼びかけでありますとか、そういう制度の改正要望もあわせて国、さらには各政党などにも要望しているところでもあります。正直言って、国民健康保険のこの税率、非常に毎年度悩ましくて、八方ふさがりと言ったらいいのでしょうか、どこに御負担を求めていっても十分な理解がなかなか得づらくなってきているというふうに思っております。そんな中で、今回のこの税率の改定につきましても苦渋の中でこういうことを皆様をお願いをしたいという内容でございます。

一方で、先ほど言いましたように制度改正の要望などもさせていただいておりますので、ぜひこの件につきましてはこれからもしっかりと説明してまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 町長のお話は十分わかっております。特定健診の時期もそろそろ近づいております。そんな中で、60%を超えていませんけれども、一生懸命自分の健康を考えて啓蒙なさっておりますし、町民各位もそのように考えていると思います。その結果が大空町はそんなに今まで1番、2番いいなんていうことは余り、どの指標を見ても正直言ってないわけですがけれども、医療費が北海道で本当に2番目に安いなんていうことは大変誇りに思っている数字だと思いますけれども、これもまた町民の皆さん、

いやいや、知っていなかったのかなと。その割に医療費はどうしてこうなのと、そこら辺のことがやはり難しいところなのだろうと。努力をしているのに報われないのではないかと、そんなことが町民というものは敏感に、理屈はわからないけれども、思っているのだろうなという気がするのです。そんなことで、不納欠損の話のときもさせていただきましたけれども、分類の仕方としてももう少し違う角度でそういう滞納の分析をしたときにそういう面が出てくるのではないかなと。どのゾーンがと、一番こたえるのか、そういうことにつながってくる面もないのかと。そういう分析のあり方もとるべきでないのかなという気がしてなりません。結論のない話ですけども、これで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今回の税率改定につきましては、結果として所得区分で見たときに最高限度額が改定されておられませんので、所得でいう中間層の方々に多く御負担をいただくというような、今までよりも多く御負担をいただくというような内容になってしまっております。ただ、私どもといたしましては、国民健康保険事業特別会計の潜在的な構造の中で低所得者の方々がたくさんいらっしゃるということなども考えまして、先ほど担当課長は応能割、応益割、その中である程度御負担をいただける層のところにとすることで所得割などの改定幅を大きくせざるを得なかったということでお話を申し上げました。こういうような配慮がなければ、さらに低い所得の方々のところに、今までよりもさらに大きな御負担をいただくということになってしまうというような判断から、今回は先ほど言った中間層の方々に主体的に国民健康保険を支えていただくをお願いをする、そういう形になりました。今後全体的なバランス、今後の中では見直ししながら、もう一度よくしっかりと分析をしながら見直し作業に当たることとしていきたいと思っています。今回は、そういうところを考慮した上での判断だということで御理解を賜りたい、そのように思います。よろしく願いいたします。

◇品田議員 終わります。

◇議 長 そのほかありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時31分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第21 議案第61号

◇議 長 日程第21、議案第61号 大空町語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書91ページでございます。「議案第61号 大空町語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年6月19日提出 大空町長 山下英二」

議案書93ページでございます。「大空町語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例

大空町語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「月額32万円を基準とし規則で定める。」を「月額33万円以内とし、規則で定める。」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。」

参考資料39ページをごらん願います。現在、本町で雇用しております外国語指導助手は、JETプログラムを通じて派遣されております。このJETプログラムは、総務省、外務省、文部科学省等の協力のもと、地域の国際化の推進を目的として地方自治体が外国青年招致を行う事業でございます。この事業は、全国的な事業であることから、参加者の募集活動が一括して行われており、報酬額や勤務時間等の基本的労働条件について任用規則案が示されており、外国青年を招致する自治体においては、その規則案に基づいて給料条例や任用規則を規定することとなります。

このたびJETプログラム参加者の報酬額改定が行われたことに伴い、本町の関係する条例を改正するものであります。具体的には、JETプログラム参加者の報酬額改定につきましては、地方財政負担の軽減と任用年数ごとに報酬額が上がることによる参加者の再任用への意欲向上を図ったものであります。

本条例第3条中「月額32万円を基準とし規則で定める。」を「月額33万円以内

とし、規則で定める。」に改め、本条例の一部改正にあわせて大空町語学指導等を行う外国青年就業規則の一部も改正し、現在の月額３２万円から１年目を月額２８万円、２年目を３０万円、３年目を月額３２万５，０００円、４年目、５年目を月額３３万円とするものであります。また、この改正につきましては、今後新たに雇用するＪＥＴ参加者から適用するものであり、現在雇用しております外国語指導助手につきましては現在の月額３２万円を引き続き適用することとなります。

以上、大空町語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由の説明を申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第６１号 大空町語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第６１号 大空町語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第２２ 議案第６２号

◇議 長 日程第２２、議案第６２号 平成２５年度大空町一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 ９５ページをお開き願います。「議案第６２号 平成２５年度大空町一般会計補正予算（第２号）」

平成２５年度大空町一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６，１０２万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ７２億４，９１９万７，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年6月19日提出 大空町長 山下英二」

97ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入であります。14款 国庫支出金に1,828万7,000円を追加、15款 道支出金に1,408万3,000円を追加、16款 財産収入に37万3,000円を追加、17款 寄附金に25万5,000円を追加、18款 繰入金に894万2,000円を追加、20款 諸収入に198万8,000円を追加、21款 町債に1,710万円を追加、歳入合計は、6,102万8,000円を追加し、72億4,919万7,000円とするものであります。

98ページ、歳出、1款 議会費から89万9,000円を減額、2款 総務費に1,071万円を追加、3款 民生費に927万2,000円を追加、4款 衛生費から228万3,000円を減額、5款 労働費に996万8,000円を追加、6款 農林水産業費に1,120万円を追加、7款 商工費に1,956万2,000円を追加、8款 土木費に4,275万5,000円を追加、9款 消防費から499万4,000円を減額、10款 教育費に280万3,000円を追加、12款 職員給与費から3,706万6,000円を減額、99ページの歳出合計は、6,102万8,000円を追加し、歳入合計と同額とするものであります。

続きまして、100ページ、第2表 地方債補正、1 変更であります。町営住宅整備事業債は、限度額を1,950万円に1,710万円を追加し、3,660万円とするものであります。国の交付金の追加配分があり、中央さくら団地の建設事業を追加することに伴う変更であります。起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

次に、101ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出から説明いたしますので、106ページ、107ページをお開き願います。1款 1項 1目 議会費で議員報酬及び期末手当等で89万9,000円を減額しております。国家公務員の給与の削減に伴う報酬等の減額であります。

2款 1項 8目 庁舎管理費であります。庁舎管理費に消耗品524万5,000円、庁舎照明器具改修工事110万円を追加しています。また、総合支所庁舎管理費に消耗品257万円、庁舎照明器具改修工事53万2,000円を追加しておりますが、庁舎の環境改善のため照明をLED化しようとするものであります。10目 住民活動費の13節 委託料に朝日公民館樹木伐採委託料として106万1,000円を追加しております。3月2日から3日にかけて発生しました暴風雪により朝日公民館敷地の樹木が倒れており、景観も悪化しております。今回敷地の樹木を伐採し、整備しようとするものであります。12目 交通安全対策費で交通安全防犯推進委員会補助金に20万2,000円を追加しております。交通安全対策にと1団体から寄附ありましたので、委員会に助成して交通安全啓蒙看板を整備しようとするものであります。

3款 1項 1目の国民健康保険事業特別会計繰出金に952万4,000円を追加しております。国民健康保険税率見直しに伴う一般会計負担分について追加しております。2目の介護サービス事業勘定特別会計繰出金から25万2,000円を減額

しております。国家公務員給与の削減に伴う特別会計の職員給与等の削減による減額です。

4款 1項 2目の予防費は、財源振りかえによるもので補正額はございません。3目の簡易水道事業特別会計繰出金から466万3,000円を減額しております。職員の人事異動による会計間異動に伴う減額と国家公務員給与の削減に伴う減額によるものです。2項 2目 し尿処理費ですが、108ページ、109ページをお開き願います。合併処理浄化槽設置整備事業補助金に238万円を追加しております。合併処理浄化槽の設置戸数が当初予定より3基ふえたためであります。

5款 1項 1目 労働対策事業に起業支援型雇用創造事業委託料996万8,000円を追加しております。10年以内に起業し、新たな雇用の受け皿となっていたき事業を展開する会社等に対し補助制度が創設されていますが、今回2団体が対象となり追加しております。

6款 1項 5目 農地一般事務費で分筆測量委託料120万円を追加しております。網走川住吉地区旧河川用地の払い下げのため分筆する経費です。位置図については、参考資料の最後のページに掲載しておりますので、参考にしてください。7目 団体営諸土地改良費、小規模土地改良事業の農地保全整備工事として1,000万円を追加しております。4月7日、東藻琴西倉地区と網走市稲富地区の境界部分で長雨や湧水により、のり面が崩壊し、土砂が農地に流入し、藻琴川への土砂の流出のおそれが出ております。このことに伴い、北海道の助成と網走市の負担を受けることで崩壊したのり面からの土砂流出を防止するとともに、農地に流入した土砂の除去や上流部の表面水の処理を行うものであります。位置図については、参考資料の41ページに添付しておりますので、参考にしてください。

7款 1項 1目の商工業振興一般事務費でオホーツクフェスティバルinおおぞら事業補助金20万円を追加しております。オホーツク管内商工会青年部の持ち回り事業ですが、本年大空町が当番となり、イベントにあわせて物産販売等の事業を行うこととなり、町として支援するものであります。次に、商工会ホームページ作成補助金20万円を追加しております。商工会としてホームページを開設することとなり、支援するものであります。商工会補助金から143万1,000円を減額しています。商工会職員の異動に伴う人件費の減額分であります。住宅リフォーム促進事業補助金に2,048万8,000円を追加しております。当初予算60件で1,800万円を予定していましたが、143件もの申請があり、今回追加するものであります。2目 観光費で風土&FOODフェスティバル参加負担金に10万5,000円を追加しております。当初15万8,000円を計上していましたが、東藻琴高校が参加することなど事業の見直しにより10万5,000円の負担増となったためであります。

8款 2項 3目 除雪センター管理事業に旅費6万2,000円、特殊無線技師養成受講手数料5万1,000円、高速道路通行料8,000円、自動車駐車料2,000円をそれぞれ追加しておりますが、4月の職員の人事異動により東藻琴総合支所の無線技師が不足している状態となっており、資格を取るため経費を追加しております。

111ページの除雪対策事業で修繕料に289万3,000円を追加しております。東藻琴除雪センターの大型ロータリー車がこの冬の除雪でエンジンが故障しており、修繕しようとするものであります。4目 道路新設改良費の開陽中央線道路整備事業で用地買収費に100万円を追加しております。開陽中央線道路に隣接している国有地の買収については、平成26年度に予定しておりましたが、地権者との協議の結果、農地整備事業のために本年度に用地確定をする必要が生じたため追加しております。4項 1目の下水道事業特別会計繰出金から55万9,000円を減額しております。国家公務員給の削減に伴う減額と一部人事異動によるものであります。6項 2目の中央さくら団地建設事業に設計住宅性能評価申請手数料7万4,000円と建設工事3,922万4,000円を追加しております。国の交付金の追加配分があり、1棟2戸の建設に係る経費を追加しております。

9款 1項 2目の網走地区消防組合大空消防署費負担金から499万4,000円を減額しております。国家公務員の給与の削減などに伴う減額が781万9,000円、大空消防署と東藻琴出張所の消防庁舎のLED化と仮眠室へのエアコン設置に282万5,000円を追加し、差し引き499万4,000円の減額となっております。

4款 1項 2目 事務局費ですが、オホーツク管内言語障害児研究協議会負担金9,000円、全道言語障害児教育研究協議会負担金8,000円、学校教育研究会補助金4万4,000円、そして飛ぶのですけれども、2項 2目の女満別小学校教材費の中の消耗品費37万円をそれぞれ追加しておりますが、本年の女満別小学校におきまして通級指導教室が開設され、教員が配置されることとなり、そのために必要な消耗品や研究会への補助金、負担金の追加をしております。4目の教員住宅維持管理費で修繕料100万円を追加しております。女満別中学校の校長先生の住宅が老朽化しておりまして、水道管が腐食し、また給湯ボイラーが故障したため追加しております。2項 2目の女満別小学校教材費の教材備品に87万6,000円、3項 2目の東藻琴中学校教材費の備品購入費に60万9,000円を追加しております。理科教育を推進するという国の制度にのり、理科教材を整備するものであります。

112ページ、113ページをお開き願います。5項 1目 幼稚園費で東藻琴幼稚園管理費の旅費に12万2,000円を追加しております。新規採用の幼稚園教諭1名の研修旅費を追加しております。7項 1目の総合型地域スポーツクラブ支援事業補助金から23万5,000円を減額しております。これは、totoのスポーツ振興くじ助成金の配分が申請件数の増により減ったことに伴い減額するものであります。

12款 1項 1目 職員給与費については、全体で3,706万6,000円を減額しております。特別職給は、町長と副町長の給料につきまして、国家公務員給与削減分は121万2,000円と不納欠損処理に伴う減額分が53万9,000円で、合わせて175万1,000円を減額しております。教育長職給につきましては、国家公務員給与削減分が49万9,000円と不納欠損処理に伴う減額分が11万1,000円で、合わせて61万円を減額しております。一般職給、職員手当、共済費、そして退職手当組合などにつきましては、国家公務員給与の減額や職員の退職、新規

採用、会計間異動によりそれぞれ今回整理して増減させております。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。１０４ページ、１０５ページをお開き願います。１４款 ２項 ２目 ２節の合併処理浄化槽設置整備事業補助金に３８万１、０００円を追加しています。合併処理浄化槽設置の増に伴うものであります。４目 １節 小学校費補助金の理科教育設備整備費補助金４３万７、０００円及び２節 中学校費補助金の理科教育設備整備費補助金３０万４、０００円は、女満別小学校、東藻琴中学校の理科教材の整備に対する補助金であります。４項 １目 １節 社会資本整備総合交付金で地域住宅交付金に１、７１６万５、０００円を追加しております。中央さくら団地建設のため追加配分された交付金であります。

１５款 ２項 ３目 １節の妊婦健康診査臨時特例交付金に１１万５、０００円を追加しております。妊婦健診の本年３月分について精算により増額となったため追加しております。４目 １節 緊急雇用創出事業補助金に９９６万８、０００円を追加しております。１０年以内に起業し、新たな雇用の受け皿となっただき、事業を展開する会社等に対して補助制度が創設されておりますが、今回２団体が対象となったため追加しているものであります。５目 １節 小規模土地改良事業補助金に４００万円を追加しております。歳出で説明しました東藻琴西倉地区と網走市稲富地区の境界部分で発生したのり面崩壊に関する北海道の補助金であります。

１６款 １項 ２目 １節の出資配当金３７万３、０００円は、網走地区森林組合に出資している出資金に対し５％の配当があり、追加しております。

１７款 １項 １目 １節の一般寄附金に２５万５、０００円を追加しております。１団体２個人から御寄附をいただきました。

１８款 １項 １目 １節の財政調整基金繰入金は、今回の財源調整のため８９４万２、０００円を追加しております。

２０款 ４項 ９目 １節の雑入で土地改良事業負担金２２８万円は、東藻琴地区西倉地区と網走市稲富地区の境界部分で発生しましたのり面崩壊に関する網走市の負担金であります。スポーツ振興くじ助成金から２９万２、０００円を減額していますが、ｔ ｏ ｔ ｏのスポーツ振興くじ助成金の配分が減ったことに伴い減額するものであります。

２１款の町債につきましては、第２表で説明したとおりなので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

１０番、小島一弘議員。

◇小島議員 １０９ページの住宅リフォーム促進事業補助金について、若干確認とお尋ねをさせていただきたいと思えます。

この住宅リフォーム事業は、私が再三再四言及しているように、本当に評価に値する事業だと、このように思っているところであります。しかし、今回補正を組むに当

たって、産業建設常任委員会の中でも指摘をさせていただきましたけれども、1 といまして、丸投げのようなことが行われているやに情報が住民からもたらされたものですから、それについてただしてきたところですけども、明快なお答えをこの際いただきたいなど、このように思っておるところであります。

それから、昨年もそうでありましたけれども、大好評につき補正を組むということで、結果的に終わってしまうと執行残が残っていたと、こういうようなことも昨年事例があったかのように私は思っておりますが、この辺も含めて、この補正に当たっての基本的な考え方を、事業そのものを私は評価しております。しかし、幾つかの問題点について改めてお答えをいただければありがたいと思います。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 まず、1 点目の住宅リフォームの関係でございますけれども、今業者が丸投げをしているのではないかなというようなお話でございました。一括下請というようなことでありますけれども、町内の業者が工事をするということは地域経済の効果という、貢献というような効果があるというふうに思っております。地元の建設業ができる工事はできるだけ地元の業者で行ってくださいということは常に業者の方をお願いをしているところでございます。また、住宅リフォームに係る業種というのは、建築から左官、板金、電気、水道、内装と多岐にわたっておりますので、それを束ねているのは建築業者なのかなというような認識でおります。それで、一括下請等、各施工業者にそのようなお話があるということで確認をしているところ、事実がないということをおどもは確認をしているところでございます。ですから、業者の申していることを私は理解をしたいというふうに思っております。

それから、交付決定後の取り下げというような2 点目のお話でございますけれども、過去に2 年、それぞれ補正をいたしました。2 年間の実績は1 7 2 件、平成2 3 年度、平成2 4 年度ですね、1 7 2 件ございました。その中で交付決定後取り下げたというのは、平成2 3 年度、初年度は9 件、平成2 4 年度は6 件と、それぞれ理由を持って取り下げをされたということでございますけれども、おどもは一生懸命予算を確保して実施に当たって、大変遺憾であるというようなことでありまして、ことしはこの増額補正をする前に抽せん漏れが7 8 件ございましたので、どうでしょうと、希望はありますかということで申請者と施工業者に対して施工確認をさせていただきました。その中で何件か辞退をされた方々もおりますけれども、最終的には残り7 8 件の方がぜひ実施をしたいということの取りまとめの確認をして今回の増額補正の提案となったわけでございます。

◇議 長 1 0 番、小島一弘議員。

◇小島議員 課長のほうから答弁をいただきましたけれども、一括の下請ということについては、今の答弁の言葉にも出ているように、できるだけと、こういう言い方をしているのです。ところが、これはこの事業の一番の核心は、先ほど説明があったような

地域経済の域内循環を図って地元の建設業の皆さんの失地回復を狙うと、こういうことに大きなポイントが実はあるのです。そういうことで説明もいただいております。したがって、できるだけではなくて、条件としてはそれがもう絶対だというふうに私は解釈をしています、そうではない受けとめ方をされている人も多くありますし、しかも今課長の答弁にあったようにできるだけと、こういう言葉がつくのです。ある人に言わせると、建設業は下請はいろんなところに出すのは当たり前だと、こういう論法が平気でまかり通っています。この事業の精神が理解されていないというふうに思うわけです。ですから、丸投げはないというふうに言い切った場合に、できるだけというふうな表現を使った関係から、あわせてどのようにお考えになっているのか、もう一度お尋ねをしたいと思いますし、もう一つつけ加えておきたいのですが、こういう事実はないと思うのですが、ある町民から、ついきのうですか、きのうの夜、この事業が補正予算に出るようだけれども、みんなに平等になっているのかという心配、杞憂を持っておられるようで、2度、3度使っている人がいるのでないのかと、こういうような物の言い方をされたので、恐らく事業の性格上あり得ないという答えをとりあえずはしておきましたけれども、この際ですから、そのことについても確認させていただきたいと思います。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 まず、この事業の決め事として大空町内の商工会の会員が施工するという大前提があります。それは、今見ていると町内の建築の中で町外の業者がたくさん入っていらっしゃる。旗を立ててやっている、これはちょっといかなものかということで、地元の建築業者と地元業者が頑張って地域の方、技術的なこと、それからアフターのこともありましょう。3年間をかけて信頼関係を取り戻して、町内での工事については全て町内の業者に頼むのだというような意気込みで事業を進めてくださいというふうなお話をいただいている事業であります。先ほどの地元での業者、できないものもあろうかと思いますが、できるだけ地元の業者を使って施工してくださいというのが私の思いでありまして、業者の方もそれは認識をしているというふうに思っております。

それから、2点目の1人が何件もということでしょうか、それは1人の名義の方が何件も住宅を持っているというケースはあります。ところが、それは全て申請段階で私のほうでチェックをしておりますので、1人に重複しての施工はないと申し上げておきます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 補正予算の性格からいって、私は反対する気はもちろんありません。この事業は、極めて大事な事業だと理解をしております。ただ、担当課長の言葉で、ずっと先ほどから指摘しているように、気になるのです。下請に関しても孫請に関してもできるだけ地元の業者に対応してもらおうというお話をするというときに、できるだけだ

とか、そういうことであれば困ると私は思っているのです。仮の話を申し上げれば、仕事が忙しくて、ほかに出さなければならないと、やむを得ない事情が仮にあったり、今言及された地元でどなたもできないというような性格のものについて議論をするのであれば、それは次の年度までに検討して、次の年度で対応するようなことも検討すべきだというふうに、むしろ運用の仕方としてそうあるべきだと。つまり事業の精神からいうと、先ほど課長と私は認識はほとんど変わっていないはずだけれども、どうも言葉としてはできるだけとか、何か許容範囲が広がるような言い回しを使っておられるので、私は気になるのです。そういうことがないという形でお進めできるのであれば、私は何ら反対する理由は毛頭ありませんし、当初からありません。要するに内容が正確に事業の目的に合致するように執行されれば、私としては何の問題もありませんし、もろ手を挙げて賛成したいということですので、もう一度確認します。できるだけという曖昧な表現は今後も使う気ですか。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 3年間の住宅リフォーム事業でございます。ことしは最後の年ということで一つの区切りということでございますので、所期の事業の目的から逸脱しないように再度業者の方とお話をして、この事業の3年間の締めくくりというふうにしたいと思っております。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 しつこくなつて申しわけないのだけれども、できるだけという言葉撤回するというふうに解釈してよろしいね。
以上です。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 できるだけという表現が私は曖昧なというような意味合いではございません。そのつもりで使っているところであります。もしそれが誤解を招くのであれば、ここから訂正をさせていただきたいと思っております。ただ、私の意としては、そのようなことで使ったことではないということを御理解いただきたいと思います。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号 平成25年度大空町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 平成25年度大空町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第63号

◇議 長 日程第23、議案第63号 平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書119ページをお開きください。「議案第63号 平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」

平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,216万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,473万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月19日提出 大空町長 山下英二」

121ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

2款 国民健康保険税に4,967万2,000円を追加、2款 国庫支出金から6,745万2,000円を減額、3款 療養給付費交付金から236万6,000円を減額、4款 前期高齢者交付金に6万6,000円を追加、5款 道支出金から160万9,000円を減額、8款 繰入金に952万4,000円を追加いたしまして、歳入合計は1,216万5,000円を減額し、11億2,473万7,000円とするものでございます。

122ページ、歳出でございます。1款 総務費に120万8,000円、2款 保険給付費から1,006万8,000円を減額、3款 後期高齢者支援金等から296万7,000円を減額、6款 介護納付金から33万8,000円を減額いたしまして、歳出合計は1,216万5,000円を減額し、歳入合計と同額とするものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明申し上げます。

すので、128、129ページをお開きください。1款 1項 1目 一般管理費、13節 委託料ですが、総務一般事務費に国保システム改修委託料として120万8,000円の追加でございます。承認第2号で報告いたしました特定継続世帯の導入に伴う電算システムの改修に要する費用を追加するものでございます。

2款 1項 1目 一般被保険者療養給付費から919万8,000円、3目 一般被保険者療養費から10万3,000円、2項 1目 一般被保険者高額療養費から76万7,000円の減額でございます。平成24年度の療養諸費の支出額が確定したことから再算定を行い、過去5年間の療養諸費支出額と被保険者の減少を勘案し、減額するものでございます。

2款 1項 療養諸費、2項 高額療養費、3項 移送費の補正につきましては、先ほど減額にあわせて国の調整交付金の収入が見込めないことから国、道支出金を減額し、あわせて税収見込みが増額となったことからその他財源を減額し、一般財源に振りかえるものでございます。

3款 1項 1目 後期高齢者支援金、19節 負担金補助及び交付金、後期高齢者支援金から296万7,000円の減額。

130、131ページでございます。6款 1項 1目 介護納付金、19節 負担金補助及び交付金から33万8,000円の減額でございます。いずれも額の確定に基づき減額するものでございます。財源内訳の変更につきましては、国の調整交付金の交付が見込めないことから特定財源の国、道支出金を減額し、その他財源と一般財源を増額するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、126、127ページをお開きください。1款 1項 1目 一般被保険者国民健康保険税、1節 医療給付費現年課税分に3,778万円、2節 介護納付金現年課税分428万6,000円、3節 後期高齢者支援金現年課税分455万5,000円、2目 退職被保険者国民健康保険税、1節 医療給付費現年課税分に177万1,000円、2節 介護納付金現年課税分に33万6,000円、3節 後期高齢者支援金現年課税分94万4,000円の増額でございます。本年4月1日現在の国民健康保険加入者をもとに最新の住民税と固定資産税の情報により試算し、さらに先ほど議案第60号で承認をいただきました改正後の税率により試算した結果に基づき増額するものでございます。

2款 1項 1目 1節 現年度療養給付費等負担金の療養給付費負担金現年度分から242万1,000円、介護納付金負担金現年度分から10万8,000円、後期高齢者支援金負担金現年度分から125万8,000円の減額でございます。歳出で減額となったことから、減額するものでございます。2項 1目 1節 財政調整交付金の普通調整交付金から5,124万2,000円、特別調整交付金から1,242万3,000円の減額でございます。所得が確定し、試算した結果、収入が見込めないことから減額するものでございます。

3款 1項 1目 1節 現年度療養給付費交付金から236万6,000円の減額でございます。退職被保険者国民健康保険税が増額となったことから財源調整のため減額するものでございます。

4款 1項 1目 1節 前期高齢者交付金に6万6,000円の増額ございま

す。交付金額確定による増額でございます。

5款 2項 1目 1節 北海道の財政調整交付金から160万9,000円の減額でございます。歳出の減額に伴い、減額するものでございます。

8款 1項 1目 1節 一般会計繰入金に952万4,000円の増額でございます。国の調整交付金が交付されない見込みであることから、交付予定額の半分以上に相当する額を一般会計から基準外繰り入れをして補填するため増額するものでございます。

以上で補正予算の内容について説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号 平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第64号

◇議 長 日程第24、議案第64号 平成25年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書133ページをお開きください。「議案第64号 平成25年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)」

平成25年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ848万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月19日提出 大空町長 山下英二」

135ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。
2款 繰入金から25万2,000円を減額いたしまして、歳入合計は25万2,000円を減額し、848万8,000円とするものでございます。

136ページ、歳出でございます。2款 サービス事業費から25万2,000円を減額いたしまして、歳出合計は25万2,000円を減額し、歳入合計と同額とするものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明申し上げますので、142ページ、143ページをお開きください。1款 1項 1目 介護予防支援事業費、2節 給料の一般職給から15万6,000円、3節 職員手当等の期末勤勉手当から5万1,000円の減額でございます。議案第58号で制定しました大空町職員の給与の臨時特例に関する条例に基づき減額するものでございます。4節 共済費の地方公務員共済組合負担金から4万5,000円の減額でございます。負担率の変更と給与削減に伴い減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、140、141ページをお開きください。2款 1項 1目 一般会計繰入金から25万2,000円を減額するものでございます。歳出が減額となったため、財源調整のため減額するものでございます。

以上で補正予算の内容について説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第64号 平成25年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第64号 平成25年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第65号

◇議 長 日程第25、議案第65号 平成25年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤建設課長。

◇建設課長 147ページでございます。「議案第65号 平成25年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」

平成25年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ466万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,191万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月19日提出 大空町長 山下英二

149ページでございます。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款 繰入金から466万3,000円を減額し、歳入合計は466万3,000円を減額し、3億7,191万5,000円とするものです。

150ページでございます。歳出でございます。1款 総務費から466万3,000円を減額し、歳出合計は同じく466万3,000円を減額し、歳入合計と同額とするものでございます。

続きまして、151ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。歳出から御説明申し上げますので、156ページ、157ページをお開きください。1款 1項 1目 一般管理費、職員給与等の2節 給料から19節 負担金補助及び交付金までの466万3,000円の減につきましては、職員の異動に伴います減額、大空町職員の給料の臨時特例に関する条例の制定に伴います減額、さらに共済費につきましては負担比率の引き下げ等によります減額によるものでございます。

続きまして、154ページ、155ページ、歳入でございます。3款 1項 1目 一般会計繰入金、1節の一般会計繰入金は466万3,000円の歳出減額分を減額するものでございます。

以上、補正内容につきまして御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号 平成25年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 平成25年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第66号

◇議 長 日程第26、議案第66号 平成25年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤建設課長。

◇建設課長 161ページでございます。「議案第66号 平成25年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成25年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ55万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,695万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月19日提出 大空町長 山下英二」

163ページでございます。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。5款 繰入金から55万9,000円を減額し、歳入合計は55万9,000円を減額し、3億9,695万3,000円とするものです。

164ページ、歳出でございます。1款 総務費から55万9,000円を減額し、歳出合計は同じく55万9,000円を減額し、歳入合計と同額とするものでございます。

165ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書について説明を申し上げます。170、171ページ、歳出から御説明を申し上げます。1款 1項 1目の一般管理費、職員給与等の2節 給料から4節 共済費までの55万9,000円の減につきましては、大空町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定に伴います減額、さらに共済費につきましては負担比率の引き下げ等に伴います減額によるものでございます。

続きまして、168ページ、169ページ、2 歳入でございます。5款 1項 1目 一般会計繰入金、1節の一般会計繰入金は55万9,000円の歳出減額分を減額するものでございます。

以上、補正内容につきまして御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 66 号 平成 25 年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 66 号 平成 25 年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日は、これで散会します。
ご苦労さまでした。

散会 午後 3 時 22 分

平成 2 5 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・招 集 平成25年 6 月19日
- ・開 会 平成25年 6 月19日
- ・閉 会 平成25年 6 月20日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番	品	田	好	博	7番	松	岡	克	美
2番	中	堀	君	子	8番	深	川		昇
3番	近	藤	哲	雄	9番	勝	田	鉄	城
4番	松	田	信	行	10番	小	島	一	弘
5番	齋	藤	宏	司	11番	田	中	勝	吉
6番	植	田	泰	弘	12番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 委 員 長
代 表 監 査 委 員		農 業 委 員 会 会 長
副 町 長		産 業 課 長
総 合 支 所 長		産 業 課 参 事
会 計 管 理 者		建 設 課 長
総 務 課 長		住 民 福 祉 課 長
総 務 課 参 事		産 業 建 設 課 長
住 民 課 長		総 務 課 主 幹
福 祉 課 長		
教 育 長		生 涯 学 習 課 参 事
生 涯 学 習 課 長		
監 査 委 員 事 務 局 長		農 業 委 員 会 事 務 局 長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成25年第2回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、9番、勝田鉄城議員及び10番、小島一弘議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

鈴木事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は、一覧表として配付しているとおりであります。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

町広報担当者から写真撮影の申し込みがあり、これを許可いたしました。及び議会事務局による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので、御了承をお願いいたします。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

◇議 長 日程第2、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

1番、中堀君子議員。

◇中堀議員 おはようございます。ことしの春は大変寒くて、招かざる客のオホーツク低気圧が居座ったおかげで、3週間前までは肌寒く暖房を必要といたしました。幸いなことに天候も回復して暖かくなり、畑も田んぼも青々として、この陽気が続くことを祈るばかりであります。

さて、私は去る5月8日土曜日に総務課企画グループが行ってくださった町民探索会に参加させていただきました。網走刑務所住吉作業所の跡地であり、ふだん立ち入ることのできない場所だそうです。カエルがいたりエゾサンショウウオの卵が小枝に整然と産みつけられていたり、大人も子供もこんな里山が町内にあって自由に散

策、観察ができたらいいなと思いながら、この日のために下見をして事故のないように計画をしてくださった職員の方たちにお礼を申し上げながら質問に入ります。

1 番目、高齢者に対して。私どもの町では見守りネットという高齢者に対する大変優しい聞こえのよいネットワークができていますが、果たして本当に優しく見守られているのでしょうか。ひとり暮らしで苦しんでいる高齢者はいないかしら、いわゆる孤独死はないかしら。どんなに年齢が高くとも夫婦2人で暮らしているのであれば、どちらが倒れても関係機関へ通報して助かる。問題は、ひとり暮らしのお年寄りが倒れた場合であります。緊急通報システムを発信することができず、孤独死に至るというケースもあり得るかもしれません。幸いなことに、我が大空町には緊急通報システムを対象者に貸し出しているとのことですが、該当者の年齢は幾つになったら該当するのか、申し込み方法は何歳からでしょうか。現在貸し出している世帯数は何世帯でしょうか。この貸し付けを受けている人に対して、常に使用方法の見守りをしてくださっているふれあい訪問員さんは、使い方を話してくださっているかしら。また、訪問員さんは何人で見守ってくださっているかを伺いまして、2 番目の大空町のゆるキャラ、そらっきーについてお伺いをいたします。

6 月 2 日の芝桜まつりのアトラクションに熊本県のくまモンさんが来町してくださり、大空町のそらっきーを初め、美幌町のぎゅうたろう、網走市のニポネなど、オホーツク管内のゆるキャラが総出演で小雨の降る肌寒い日にもかかわらず、大勢のお客様でにぎわい、子供たちは記念撮影に長蛇の列をつくりました。

さて、大空町のそらっきーは町民にどの程度の認知度があるとお思いでしょうか。私は、何人かの町民の方たちに、特に女性を中心として「そらっきーという飛行機型の着ぐるみを知っていますか、見たことはありますか。」とお尋ねをしましたら、「知りません、見たこともない、そらっきーカードなら持っているよ。」と何とも寂しいお返事でした。ゆるキャラブームで、今からそれぞれの町をPRするキャラクターをつくろうという近隣町村が多々ある中、我が大空町には5年も前から実在していると胸を張り、そらっきーを町民の前に出して活用し、明るいまちづくりに参加してもらいたいものです。その際に、そらっきーのストラップなどグッズを作成してみるおつもりはありますでしょうか。

3 番目、庁舎内外の表示案内についてお伺いをいたします。4 月末の日曜日、私は夫のお兄さんの納骨のため夕陽台から墓地へ抜ける住宅街を車で通っていました。小さいお子さんの姿が遠くに見えましたので、スピードを落として通り過ぎようとしていました。道路を挟んだ向かい側から、おばあちゃんらしい人が手招きをしてお孫ちゃんを呼んでいるのです。3 歳ぐらいの坊やは、何のためらいもなく私の車の前を横切っておばあちゃんのほうへ。私は、スピードを落としていましたが、一瞬ブレーキを踏んでいました。何事もなくほっとしましたが、しばらく震えがとまりませんでした。もし、この子をはねていたらどうなっているだろうと思うと、本当に青くなりました。運転する者が注意するのは当然ではありますが、住民も危険だということを大人から子供に教えることも義務であります。翌日、一番で役場担当課へ行き、注意を促す手だてはないだろうかと相談をしました。何日か後に、夕陽台の住民の方から「子供飛び出し注意ののぼりを立ててくださってありがとうございます。」とお礼を言われま

した。私は「役場の職員が早速動いてくださったのですよ。」と答えましたが、このように目に見えるのぼりであり、案内板があることで住民は安心して行動ができるのではないのでしょうか。危険箇所だけではなく、建物の中にある施設、例えば女満別老人福祉センターの中にある足湯など、町民ですら知らないという人もおります。せっかくあるすばらしい施設です。町民も観光でいらした他町民にも宣伝をするおつもりはございませんでしょうか。たいそうなことを、難しいことをお願いしているつもりはございません。空港通りから入るところに、こちらですよという矢印を1本つけるとか、ほんの少しの創意工夫で、みんなが笑顔になるのではないのでしょうか。また、役場へいらしたお客様は、各階に何課があるのかを見過ごしてエレベーターに乗ってしまったら、壁に庁舎内の案内板があった。このお客様は、きっとほっとなさるのではないのでしょうか。

最後は、大変細かいことで恐縮ですが、トイレの便座のふたの件でございます。ふたを上げたままですと電力が必要なことは御存じですよね。昨年、我が大空町では、町民に向かって消費電力節電ラリーを行いました。全世帯の何割かが参加をして、どの程度節電になったのか、私は見落としてしまいましたが、このような先見の明なことを役場がなさることですのに、役場のトイレはふたが上がっている。町民はこれを見て、どのように思うでしょう。そこで、一工夫です。消費電力に御協力ください、便座のふたは閉めましょうとトイレの壁に表示することで、役場は率先して消費電力に気をつけてくれているのだなと町民は思うのではないのでしょうか。

この辺のところは、私が通告をした際に早速役場の職員は動いてくださり、エレベーターの中には1階には誰それ、2階にはどこそこ、3階には何があるということで書いてくださいました。もちろんトイレの中にも、しっかりとカラーつきのものをつくってくださいました。先ほどののぼりの件といい、このことといい、役場職員は即やる課でございます。市民課でなく即やる課ということで私は大変評価をしているのでありますが、通告をしましたので、そこで一言優しく「中堀、やったからね。」と言ってくださいれば、この文言は消えたはずです。そういう優しさも要求をしながら質問を終わらせていただきたいと思います。御清聴ありがとうございました。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 中堀議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

1点目の高齢者に関してでございます。見守りネット事業は、平成21年度から全町的に実施をしてございます。対象者は65歳以上の単身、また高齢者のみの世帯ということを対象としておりまして、平成24年度からは障がいをお持ちの方々の世帯ということも対象とさせていただいております。本年度からシルバーハウジングの生活援助員を兼ねるということではありますけれども、1名を増員いたしまして、3名体制となっております。この見守りネット事業につきましては、斜網地区のほかの町村では取り組んでおりませんが、私どもの町として独自に取り組んでいる事業でございます。平成24年度の活動状況でございますが、対象世帯数を独居の方々331世帯、高齢者夫婦の方々358世帯というふうに把握をいたしました。昨年

度回りまして、基本台帳全ての聞き取りが完了した世帯が独居の方々と251世帯、高齢者夫婦等の方々が275世帯でございます。残りの163世帯でありますけれども、回っていきましてところ入院をされている、さらに残念ながら死亡されて登録から外れていたという方々が13世帯ございました。そのほか回っていった中で、実際にはほかのご家族と同居をされている、また別な介護などのサービスを開始されていて見守りがされているというところが112世帯ございました。全体として、まだ十分にお会いできていないというところが38世帯ほどでございます。延べの訪問件数で申し上げますと、独居の方々のところは延べ1,403回、高齢者夫婦の方々は548回ということでございますので、主にお一人でお住まいの方々のところを中心に回らせていただいております。訪問に際しましては、安否を確認するとともに緊急時の連絡先や、また治療中の疾患の状況などの把握、利用中のサービスの内容確認などをさせていただいております。そのほか、日常生活での困り事などについて相談を受け、各種のサービスを紹介、提供すると、そういうところにつなぐ中で地域、また社会からの孤立を防ごうという対策をとってございます。

緊急通報のシステムについてもお尋ねがございました。このシステムは、ひとり暮らしの高齢者の方々、65歳以上を原則としておりますけれども、状況によってはそれ以前の方々にも貸与するという状況でございます。貸与する内容でございますけれども、緊急通報の固定式の装置を2台、また首からぶら下げるペンダント型の発信機を1台、ナースコールのような押しボタン式の発信機を1台、そのほかガス警報器と煙熱センサーなどを設置するという内容になっておりまして、現在106世帯に設置をしております。こういった場合の緊急通報は、私どもではなく、健康づくりセンターというところに一括して連絡が入ることになります。そのセンターは受信をしますと通報者へ問いかけをさせていただき、状況に応じて登録をされている連絡する方々、もしくは消防などへ確認の依頼を行うというような仕組みになっているわけでございます。高齢者の方々の見守りというものは、町としては社会福祉協議会に委託をしておりますけれども、見守りネット事業、そういった事業でありますとか、今言いました緊急通報システムの貸与、また保健師などが訪問活動を行う中で見守りをさせていただいております。そのほか、社会福祉協議会では給食のサービスなども提供をしてくださっておりますし、高齢者、障がいを持つ方々の外出支援、ふれあい交流事業などもしております。さらに、自治会と協力する形の中で、ふれあいネットワーク活動推進事業にも取り組んでくださっております。また、ボランティアの団体の方々もいろいろな形でサロン活動などもしてくださっております。行政だけではなくて、関係団体や民間事業者の皆様、さらには自治会連合会としても安全安心カードの普及事業などにも取り組んでくださっております。そのようなことで、行政だけではなくて、関係団体や民間事業者の皆様、自治会、近隣の方々、家族など、大勢の方々が一体となって見守りをしていくということが重要であると、そのように考えております。そんなことから、ことしの2月には見守りネット事業協力に関する協定ということで、町内の13の事業所と見守りを補完するような形の協定を結ばせていただいたところでございます。

次に、そらっきーの関係でございますけれども、少し経過についてお話を申し上げます。

たいと思います。そらっきーの始まりでありますけれども、平成18年、合併をいたしました年の9月に町としてのシンボルマーク、国道や道道に掲げるカントリーサインにも使われますけれども、そういったものをつくろうということで、町民からの募集を行ったのが発端でございます。たくさんの応募があった中で最終的に決定をいたしましたのが今のシンボルマーク、その平成19年の3月に最終的に決定をいたしましたけれども、そのシンボルマークの中にデザインされておりました飛行機のキャラクターが現在のそらっきーでございます。翌年の平成20年でありますけれども、そのキャラクターに愛称をつけようと、そしてより親しんでもらおうということで愛称を募集いたしました。平成20年の12月に募集をいたしまして、これも数多くの応募がございました。その中から、翌年の3月、平成21年の3月、そらっきーという名前を命名させていただきました。そして、その年度が明けまして、平成21年の7月には、そのシンボルマークとしたそらっきー、それらのクリアファイルでありますとかシールを児童生徒の皆さんに、全生徒に、全児童にお配りをいたしました。そのほか、自治会で使われております回覧板用のクリアファイルもつくりまして、自治会への配付もさせていただいたところであります。

さらに、1つの形式ではなくて、いろんなパターンを作成して、町の印刷物や広報紙にもそらっきーを登場させるというようなことをしてきたところでございます。そんな中で、平成22年になりますけれども、藻琴山温泉管理公社のほうでそらっきーの着ぐるみをつくってくださいました。当然、自前のところのイベントであります芝桜まつりでの活躍はもちろんでありますけれども、そのほかの町内の各種イベントを中心に出勤して、子供たちを中心に愛きょうを振りまいてもらっているというところでございます。グッズの販売ということでありますけれども、町として売っていくということよりは、町の第三セクター、物販しているところが藻琴山温泉管理公社でありますとかめまんべつ産業開発公社がでございます。そういうところで今現在企画をされているという話も聞いておりますので、そういうところで一緒になってアイデアを出し合いながらつくっていただいたものを、町として活用させていただくというようなことを考えていきたいなというふうに思っております。

各表示のことでございます。足湯の関係についても触れられておりましたので、少し状況を説明したいと思います。足湯の利用者、平成22年度3,500人、平成23年度2,700人、平成24年度2,500人ということで、町内の方々を中心に御利用いただいております。地域のコミュニティーや交流を支援しようと、また高齢者や世代間を超えた憩いの交流の場づくりということで、今まで十分に活用されていなかったスペースを使い、整備したところでございます。

表示物ということでありますけれども、現在道道空港線には、あの一帯にあります施設の名称を記載した案内看板が設置をされております。さらに、ひまわり温泉の看板も指定管理者が設置してくれている状況にありますけれども、あの部分には足湯というような表現はございません。私どもが考えましたのは、観光客を呼び込んでということを目的としているのではなく、先ほど言いましたように町内のさまざまな方々のコミュニティーの場、憩いの場、触れ合いの場ということを目的としておりましたし、料金を取っているわけでもございませんので、収益性を求める、そういう施

設でもないというようなことで、あえて空港線などのところの大きな表示というところまで至っていない状況にございます。ただ、施設、中に入りましてといいいましょいか、道道から内側へ進入いたしますと、施設の前には足湯というような看板を掲げているところでございますので、そういった中で御利用いただければ私どもはいいのではないかなと、そのように感じているところでございます。

また、エレベーター、トイレの表示については、通告をいただいた後、確かにそのとおりだなと、私どもの気づきがおくれて、大変申しわけございませんでした。そんなことから、6月の14日に設置をさせていただいたところであります。また、そのほかの施設についても担当課、指定管理者へ通知をして、十分配慮するようにということで伝えさせたところでございます。事前にそのことを言っていただければということでありましたけれども、せっかく御指摘をいただきましたので、公の場でこういう形で御指摘をいただくということもまた必要ではないかということで、あえてこういう形で実施はいたしましたけれども、御答弁も含めてさせていただこうという判断に立ったところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 ありがとうございます。

まず、高齢者に対して、見守りネットの件からでございますが、対象者が約700人いらっしゃるということで、それに対して、いわゆる担当者が3人というのは余りにも少ない。しかし、少ないけれども、今町長の御答弁の中に町民が全体として見守っているかに聞こえております。そうしなければいけないというふうに私もそう思っておりますが、やっぱりふれあい訪問員さんは言ってみれば、それを見守るプロであります。プロをもう1人、2人ふやしていただく気持ちはおありでしょうか。また、ふれあいサロンとかボランティアさんというのは本当にボランティアさんで、その場所へ来られるお年寄りはいいいですけども、来られない方も、どこも悪いわけではなく、寝たきりの状態ではないけれども、出ていくのはおっくうだという方もいらっしゃるだろうと私は思います。そういった出づらい方を引き出すことも、また太陽の下に連れ出すことも、このふれあい訪問員さんのお仕事ではないだろうかというふうに思いながらおりますけれども、今現在ペンダント方式のものを106世帯、いわゆる106人からお二人のご夫婦のところであればもう少し人数がふえるのかとは思いますが、600人いる中で106人というのは余りにも少ない。例えば生活に余裕があって、このセットは約4万円かかるというふうに伺いましたけれども、たとえば半分でも本人が負担をして貸し出しを行っていただきたいというのであるならば、もう少しふえるのではないだろうか。お年寄りは倒れてすぐ見つければ助かったものを、倒れて何時間もたってからどなたかが見つけてくださったということもあるかもしれません。ですから、自分で倒れた、ああ、苦しい、すぐペンダントをさわれるような、そういうシステムにしていいただきたいというふうに思って、このたび質問をいたしました。

以上、何点か伺いまして、2回目を終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 見守りネット事業の増員の関係でありますけれども、平成25年度スタートをいたしまして、ことし増員したばかりでございます。それは、昨年度の取り組みの中でまだまだ十分ではないかなと、そういう判断の中でふやしたばかりでありまして、まだ3カ月たっていないという状況の中で、さらにふやすかどうかというのは、もう少しお待ちいただきたいと思います。ことしの活動状況、また町民の方々のニーズと照らし合わせながら考えていくべきところではないかなと思っております。また、いろんなサロン活動、ふれあい訪問員というのは各ご家庭に訪問するということでありましても、いろんなところに出てきていただく、それも必要なことだと。私が思いますのは、見守りネット事業のふれあい訪問員というのは安否確認があって、もしものときにということというよりは、常日ごろからいろんな相談業務に乗って、そして社会の中から、地域の中からそういったご家庭を孤立させない、孤独にさせないということだというふうに思っております。例えば福祉タクシーの利用の仕方だとか、また前年度施行いたしました乗り合いタクシーでありますとか、またスクールバスの混乗ができるのですよと、いろんな情報を例えばお話をしながら、単に話し相手になるだけではなくて、地域の中に引き込んでいく、そういうことも役割ではないかなと思います。それが一番大きな役割ではないか、そのように思っております。ですので、そういうことをしっかりと対応できるような、そんな人員体制、対応というものを旨として取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、緊急通報システムの関係については、設置についてご本人のご負担ということについてはございませんので、あくまでも要望をされたところということでもあります。ただ、これも十分周知ができていないということもあろうかと思います。こんなサービスもやっぱり紹介をしながら、逆に訪問員が必要と思ったときには積極的にアドバイスをしてあげるといようなことが必要ではないかと思っております。また、先ほど言いました緊急通報システムについては、いろいろなタイプのものを各ご家庭にお貸しをしているわけでありましても、固定式のもの、その場所でならすぐに使えますけれども、別な場所にいるとなかなか使えないと。実際には、ペンダント形式のもの、それから寝室などのナースコールのようなもの、お渡しはしておりますけれども、十分本来の目的で利用されているかという、まだまだ十分ではないところもあるのではないかと、そのようにも感じております。町としても、もう少ししっかりと貸与するときにPRをする、折に触れPRをする。さらには、先ほど言ったふれあい訪問員の方々を介してでもそういうようなものの使い方というのをより深めていく、そういう努力をしなければならぬのではないかと。人を配置して制度をつくるということももちろん大切ではありますけれども、そこに介在する人の能力をいただきながら、より充実したものにできるように努力をしていきたい、そのように思います。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 町長がおっしゃることもわからないではないのですけれども、ことしお一方を増員されたということですが、集合住宅、いわゆるはなぞの団地のようなところであれば誰か彼かが見つけてくれるというか、大丈夫だろうとは思いますが。一軒家で1人で暮らしている方は、やっぱりペンダントが大事と思うのではないだろうか。私もその年齢にもうとうと当然到着しているのですけれども、まだペンダントを必要としていないものですから、持ったこともないですから、その気持ちはわかりませんが、やっぱり安全、安心を自分は買っているというか持っているという、それだけでも安心なのではないかなというふうに思いまして再度質問をいたしました。できることなら、近隣、昔のように向こう三軒両隣の方たちがお互いに声をかけ合いながら安全、安心を見守ることが必要なのではないだろうかと思いつつも、昨今の隣近所は大変そういったことが少なくなっているように思うのです。カーテンがあいたら「ああ、きょうも隣のおばあちゃん、元気で朝起きたな。」、カーテンが閉まって電気がついたから「ああ、今もまた元気で休んだな。」というふうに思っているだろうとは思いますが、なかなかそういうところまで見てくださる方はいないような気がいたします。そういった隣近所のようなことを、町が指導しなさいということは言いませんけれども、そういう町づくりをしてもらいたいなというふうに思っております。

それから、もう一つ、このペンダント型の緊急通報システムは、やはり本人からの申し出があって設置をするのでしょうか。これを1問目で何うべきものだったのですけれども。それともふれあい訪問員さんが出かけて行って、設置をしなければいけないというふうに判断をして設置をしてくださるのか、それを聞いて2問目を終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私の家は山の中にありまして、私が大人になるまでは隣近所といっても何百メートルも、さらには目の届くところに家などない、そういう山の中でありました。隣近所が何をしているか全くわからないようなところでありましたけれども、昔はご家庭の方々がいろんなところで行き帰り通りすがりに寄ってくださったりというようなことがありましたけれども、最近はそういうことがやっぱり少なくなっているのではないかな、ご家庭を訪問するということが少なくなっているのではないかなと、そのように思います。ただ、最近は隣人もできまして、車がないとか、きょうは新聞がとられていないとか、カーテンあいていないとか、やっぱり気になるものであります。先ほど言いましたように、行政だけでは無理であります。誰か1人のところに全てをお願いする。そうしますと、そのところは行き詰まってしまって、どうにもできなくなってしまう。みんなで少しずつできることを役割分担する。それもルールで決めてというよりは、みんなの気持ちを寄り集めて、そういう形というものがなっていくというのが理想ではないかなと思っております。ですので、冒頭1

回目の御質問で申し上げましたとおり、行政もやるべきことはやりますし、いろんなところも今取り組んでくださっているということかと思っております。さらに、そういうところに隣近所の人間関係というものを構築できるような、そんな町づくりの気持ちというものも伝えていきたいなというふうに思っております。

また、緊急通報システムについては、先ほども言ったかと思いますが、一義的にはご本人の申し出があれば当然設置をするということでもありますけれども、周りから見て、このところは必要ではないかということについてご本人と相談をさせていただく。決してご本人に、確かに緊急のときの通報の電話代というようなものは、もしものときにはかかる場合がありますけれども、基本的に設置について費用を求めているわけではございませんので、例えば保健師の訪問活動の中で今回見守りネット事業などで言っている中で、また地域の民生委員さんなどからそういうようなお尋ねがといいましょうか、相談があった折に、先日平成24年度になりますでしょうか、東藻琴地域の農村部の中で地域の方々からも、あそこの家にそういうものを設置するのはどうだろうかというような地域からの御相談もあって、ご本人と相談をした経過などもございました。そういういろいろな方法をもって設置を進めていくということになってございますし、これからはそういうところもふえてくるのではないかなというふうに思っておりますので、そういう視点を持って事業に取り組んでいきたいなと、そのように思います。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 大変ありがとうございました。

最後に、ふれあい訪問員の数は、ことし初めてということを私は存じております。ことし決めても、ことし入っても、また来年も入れてもいいではないか。人の命というものは、やっぱり一番大事なことだと思うのです。ましてや大空町は8人天国へ行って、赤ちゃん1人しか生まれないなんていうこともあったかにどなたかが言っていましたけれども、亡くなる方のほうが多くて生まれる子供さんは少ないということです。ぜひぜひことし増員したけれども、来年もやろうではないかというのを町長のほうから出していただけることを望みまして、1問目は終わります。

次2番目、大空町のゆるキャラ、そらっきーについてであります。

◇議 長 中堀君子議員、答弁は要らないのですか。

◇中堀議員 答弁は結構です。町長、何か言いたいそうですけれども、結構です。言うことはわかっておりますので。

町民の認知度は大変低く、そらっきーカードを知っているよということで、たまたまこの通告をしたときにいらした担当職員は、それだけそらっきーは認知度があるのではないですかと胸を張って言われましたけれども、私はいろんなところに印刷物で出したからそらっきーがあるのだということを言っているのではなく、やっぱり今ゆるキャラのブームなのです。そのブームに今乗らないで、いつ乗るのですか。今でし

ょうというどこかのコマーシャルもありましたけれども、やっぱりせっかくある、確かに協会がつくったゆるキャラではありますけれども、高校生、大人のところでも、お年寄りのところへ来たらきっと喜ぶと思うのです。そういうところ、子供たちのところへたびたび姿を出して、ああ、隣町の美幌町にはあるから、まだない小清水町あたりがいいな、大空町はそらっきー、さすが空港を抱えているから飛行機のゆるキャラだよということが人の口の齒に上るようなぐらい宣伝をしてもらいたいと思って、この通告をいたしました。

私は、今ここにピンバッジをつけておりますけれども、どなたも気づいてくれません。これは、大空町のピンバッジです。しかも、ここにそらっきーがちょこんと、三角点の上にちょっとだけ乗っているのです。これが何店舗か歩いて、ようやく見つけたグッズであります。メルヘンの丘なんかも立派なものがあります。このたび質問するに当たって、私は散財を大変しました。これを五、六点買いました。これだけを買って帰ってくるというわけにいきませんから、ほのかではお豆を買ったりジュースを買ったりして、大変散財させていただきました。こういったものは、確かに町がつくったのではなくて、めまんべつ産業開発公社がつくったのだということは私もわかります。しかし、これをゆるキャラのそらっきーの、あのかわいらしい飛行機の形をしたものがあれば、これは空港のあるお店の方が言っていました。「全日空やJALはあるけれども、大空町のそらっきーはないのよね、あればいいのにね。」という言葉は空港の売店でも、それからほのかの売店のかわいらしいお姉様たちにも言われて帰ってまいりました。また、ここにメルヘンの丘めまんべつほのかと、とてもきれいなすてきなシールがあります。これは、シールというよりも、買った袋をとめるあれですけれども、こういったものの中にそらっきーを飛ばすだとか、いろんな手だてがあると思うのです。そうすることによって、これは女満別と書いているから大空町ではないからできないのだと言われたらそれまでですけれども、そういったことをしながら大空町を宣伝する。そうすると、ああ、こんなすてきな町だったら行ってみようかなという若者、若いご夫婦が来て、きっと定住してくれるかもしれない、いろんなところにつながると私は思うのです。これがあるから定住しようなんていう、そんな浅はかな人はいないでしょうけれども。でも、やっぱりこういったものをつくる限りには、そらっきーを出してあげるということで。また、お年寄りの集まりのところへそらっきーが来ることで、お年寄りもとても喜ぶ。先ほどの見守りネットともつながってくるのではないだろうかというふうに思います。

それとあとは、現在めまんべつ産業開発公社側では企画中だということで町長にお答えをいただきましたので、この件に関して御答弁はよろしいと。よろしいというか、必要といたしません。企画中だということで了として、私はこのゆるキャラに関してはぜひ、できれば私は東藻琴にも1体、女満別にも1体、教育委員会にも1体というふうに、至るところにおいてやってもらいたいというふうに本当は思っていたけれども、そう思っているということだけで答弁は必要といたしません。

3番目の庁舎内外の表示について……

◇議 長 中堀君子議員、これはやっぱり質問ですから、答弁は必要なのです。

◇中堀議員 もらったって、言うことはわかっているのだけれどもね。

◇議 長 いや、わかっている、これは……

◇中堀議員 次の時間がないのです。まあ、いいです。では、2問目を終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 イベントにいろいろとそらっきーは登場してはいるのですけれども、今のお話を伺うと、町民の方々がいろんなイベントになかなか参加ができていないのだと、私はそっちのほうのことで今ちょっと心を痛めております。例えば交通安全大会などにも出ておりますし、当然そこには何百人もの町民の方々がお集まりでありますので、御存じであったのかなと思うのですけれども、今中堀議員のお話だと、認知度は皆無に等しいような、そんなことでございますので、これからはもっともっといろんなイベントのところに町民の方に来ていただき、そしてそらっきーも登場するというようなことにしたいと思います。今回、議会でのこういう一般質問もいただきましたし、全国ネットのくまモンと、熊本県の営業部長とコラボレーションをさせていただいて、いろんなマスコミの方に発表していただきましたので、認知度も少し高まったのではないかと考えております。ただ、私からすれば、そらっきーの人格形成というのがまだ十分にできておりません。単に男の子だということだけしかありませんので、そういうようなものも私ども周りの者としてしっかりとつくっていくということが、そらっきーの認知度を高めていくことにもつながるのではないかと考えております。地上ではのそのそとしか歩けないのですけれども、本当は飛行機ですから、空を飛んだらもっと速いのだとか、食べ物は何か好きなのだとか、そういうことも魅力を高めていく一つ、関心を高めていく一つではないかと思ひますし、今のそらっきーはちょっと太りぎみで、私と同じように運動能力が少し劣っているものですから、もう少し運動能力を向上させるような、そんな改造計画でありますとか、ファッションセンスも、今はまだ真っ白なだけでございます。あれだと、古い方に言わせますと「オバケのQ太郎と間違えうね。」というような言い方もされますので、そういうファッションセンスも磨いていかなければならないのではないかと。また、子供たちに言わせますと「こいつしゃべられないの、会話できないの。」、そんなことも言われます。余りしゃべることがいいかどうかはわかりませんが、そんな御要望もありますので、そういう視点も大切にしながら、町民の中にしっかりと認められるような、そんなキャラクターに育てていきたいと、そのように思っております。頑張りますので、これからも御指導いただきますようお願いをいたします。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 町長に御答弁をいただいたら、私がまた何か言わなければいけないものです

から。確かに真っ白のそらっきーでも、先ほども言ったように3体ぐらいつくって、女の子のリボンをつけるだとか、そういうことをしていただきたいというふうにお願いをしておきます。それでよろしいでしょうか。

◇議 長 はい。

◇中堀議員 それでは、最後の庁舎内外の表示案内でございます。

足湯にしましたら、これは担当説明員の方も言っていましたけれども、観光客は目的とせず、町民だけだということであの中につくったというふうに伺いましたけれども、だんだん利用人数も減ってきております。それだけ飽きられたと言うとおかしいですけれども、毎日来てくださる方もいらっしゃるのです。ですから、少なくなってくるのは仕方がないいいながらも、そこへ観光客というか、観光客ではなくとも近隣の町村の住民の方が来てくださったことで、すばらしいですね、いいお湯ですねというふうな言葉で、大空町が人の口に上るということは大事なことだと思うのです。ですから、初期の目的から外れるかもしれませんけれども、できることなら町民だけではなく、他町村の方にも利用していただきたいというふうに思っておりました。ですので、ぜひ私はひまわり温泉という公社が下げた、かけた看板の下に足湯と、こう矢印をつける、たったこれだけのことでいいのではないかというふうに言ったつもりですけれども、課長さん、説明員の方は非常に道路交通法が抵触するとか、いろいろ難しいことがあるようです。ですから、できることなら足湯の宣伝は確かに女満別研修会館の中にもありますし、お風呂の足湯の前にもありますから、ないとは言いませんけれども、できることならもう少し目につくところへ、日の当たる場所へ出してあげてはいかがでしょうかということをお願いしたのであります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 道路交通法に云々という話は多分なかったのではないかと思いますので、もしそのところがあるのであれば、後ほど何か問題点について私どものほうからしっかりと説明をさせていただきたいと思います。

今まで何回となく中堀議員の御質問をいただいた中で、数多くのものを実施してまいりました。私は、よく職員に町民を代表する議員の方々から一般質問があったときに、それをあれができない、これができないということで否定することがいいことではなくて、いかにしてできるかということを考えることだということを話しております。ですけれども、当然そこには自分たちがこういう効果があるとか、いろんなことを考えた中で、自分たちとしても納得をした中でそういうところに取り組んでいくということを旨としておかなければならない。単に言われたからやるという、そういう主体性のないことではいけないというふうに思っております。しかし、今回のお話、私なりにはまだ十分そういうような気持ちになりません。といいますのは、現在そのところに表示はございます。町外の方々、ひまわり温泉なども多く利用されているということもお聞きをしております。そういった中で、当然そこに足湯の看板があり

ますので、その中で御利用いただける方は当然御利用いただけているものというふうに思います。ですので、今御質問の中から直ちにその道道において足湯の看板をつけるという気にならないということをお伝えしておきたいなというふうに思います。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 足湯に、こればかりにこだわっていると、あと5分しかなくなりました。

確かに建物の中にあるもので他町村の方たちが来たときに、例えばあそこの老人福祉センターの大広間で何か行事とか何か会議をやっていたと。そういうところを見られるのも嫌なのかなというふうに思いますけれども、でもせっかくある……せっかくあるというか、すばらしい設備があるにもかかわらず、ちんまりと町民だけで使用するというのは私はいかがなものかなと思います。町長と私はこれ以上言い合ってもすれ違っただけですけれども、ひまわり温泉に他町村の人が来て、そこに足湯があるからと看板を見て、今お風呂へ入ってきて、また足湯へ入るなんていうことは多分なさらないでしょう。でも、ああ、そうか、あそこには足湯があるのか、今度は温泉に来る前にそこへ入ろうという方もいらっしゃるかもしれません。ですけれども、できることなら、せっかくある施設ですから、皆さんに使っていただきたいというのが私の願いであります。町長は、これ以上足湯に関しては答弁ないでしょうから。

あとエレベーターの壁面の利用とかトイレの壁などは早速職員の方が……本当に早速。確かに今町長が言われたように、私のこの3年間の議員生活の中で私が質問したことは小さな小さなことだったのですけれども、確かに質問をすると即やっていただきました。それがどうなのさと言いたいぐらい、今回のエレベーターの中とかトイレの壁などは私が言う前に、このトイレの消費電力のことは何遍も何遍も言っていたはずですよ。ですけれども、今まで、質問をすると言うまで何にも動いてくださらない。きょう聞いた話で、掃除の方から聞いたのですけれども「こんな何か紙を張ってくれたけれども、中堀さんかい。」と。だけれども、これをせっかく目につくところに張ってくれたのだけれども「やっぱりまだふたをあけっ放しだよ。」と。「トイレトペーパーもだらだらと長くしているよ。」と。「それをやるかやらないかは、その方のあれですから仕方がないとしながらも、でもその方にはきっと今に気づくでしょうから長い目で見ましょうよ。」というふうに答えましたが、でも、せっかく消費電力ラリーなどという格好いいことだけはやっていても、こういうことには気づかなかったということを指摘しながら一般質問を終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 足湯の関係については、決してほかの町村の方を排除するつもりもありませんし、大勢の方に使っていただきたいとしたいと思いますけれども、先ほど言った道道に足湯という看板を掲げてまでたくさんの方々に入っていただくかと。今の状況でも今のところ十分ではないかと、そのように判断しているということでございます。

庁舎内の表示物などについては、私どもの町のところの表示物、例えば庁舎でいい

ますと各階に上がりますとどこどこにどの課があるとかというような表示もするようになりました。また、現在庁舎内は全面禁煙でありますとか、そういうような表示もさせていただいております。ただ、やはりずっとそこにいと、そういうことが当たり前になってしまっていて、今言われたような御指摘のことなど、頭を通り過ぎてしまっているようなところもあろうかと思ひます。北海道庁などへ行きますと、クールビズ、ウォームビズなどのこともかなり書かれておりますし、トイレの個室の中に入りますと、過去何力年かの、また毎月の使用電力量の推移なるものなども表示してあって、そういうようなものを見ながら、ちゃんと説得をするというようなことで御協力をいただくような、そんな工夫もしてあります。そういうところから見れば、まだまだ私どもの施設、工夫の余地があるなというふうな気はいたします。今後とも御指摘の点などについて意を払ってまいりたいと思ひますが、また御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

◇中堀議員 終わります。

◇議 長 これにて中堀君子議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時59分
再開 午前11時09分

◇議 長 次に、1番、品田好博議員の一般質問を許します。

◇品田議員 議会中継ライブが始まりまして、2回目の定例会となります。ユーストリーム接続は、600戸を超えているとのことでございます。どのような方々が中継ライブを見てられるか探ることはできませんが、見えない傍聴者の皆様の期待に応えられるよう、しっかりと町長の考え方及び政治姿勢を正してまいりたいと思ひます。

平成25年第2回定例会に当たり、通告に従いながら質問をいたします。

第1題でございます。ごみの資源化率の向上の取り組みについて。ごみの資源化、有効利用については、平成17年度の一般質問、循環型社会の経済性、有機系生ごみの有効利用について質問して以来、2度目の質問になろうかと思ひます。生ごみの有効利用について、当時給食センターから出る食物残渣と町営牧場のふん尿による堆肥化を試験的にトライをし、その成分を鑑定してもらえないかと提案をいたしましたわけがあります。たしか15万円程度の予算を頂戴いたしました。翌平成18年2月、議員協議会にその結果が報告されました。大変良好な堆肥だという報告であったと記憶しております。その後、時が過ぎ、平成22年度より津別町の協力におきまして堆肥化が実施されるようになり、当町リサイクル率、資源化率35%を達成することになったわけでありまひす。私が再度議員となった年でもあり、大変感慨深いものを感じた年でもあります。でき上がった堆肥は、町民皆様に還元され、ごみ処理の有料化に合わせた提言ではありましたが、この結果を大変うれしく思っている次第でございます。

まちのおしらせ5月号に「まちのごみ処事情」というタイトルで大空町のごみ事情がわかりやすく解説されておりました。大変よい記事だと思います。議会事務局から異動した職員が企画したものと感ぜまして、早いうちに通告をして準備をするように質問する旨を告げたわけであります。私の町では、燃やせないごみの収集量が1, 268トンございます。まず、この内訳がわかれば教えていただきたいと思います。この中で木質系のごみが多く含まれていると考えますが、そのウエートがわかるでしょうか。大空町一般廃棄物処理基本計画が平成24年2月に決定されました。その中に循環型処理システムの検討の中に剪定枝、落ち葉等の資源化など、本町に適した循環型処理システムの検討をうたっていますが、どのようなことを念頭に置いているのかお聞かせをいただきたいと思います。

2題目に入ります。大空町観光整備計画策定の必要性はないのかのお尋ねでございます。まず、東日本大震災後回復基調にある観光入り込み数であります。大空町の観光入り込み数の現状とその課題について、どのように考えているかお聞かせください。特に道の駅は、入り込み数に占めるウエートが高い観光施設となっております。停車場観光としての道の駅は、幹線道路沿いに24時間使える駐車場やトイレ、また地域の情報センター機能を備える施設として国土交通省が1993年に登録を開始されたものであります。全国に1,000カ所近くある道の駅であります。今や進化し続けており、旅の目的地にさえなっている現状であります。そこで、我が町のメルヘンの丘、道の駅観光の平成24年度入り込み数の減少の推移と現状の課題について同様に聞かせ願えればと思います。

観光資源には、一年を通して観光客を集客する通年観光と季節限定的に集客できる季節観光といった分類もあろうかと思います。差し当たって、大空町の景観をメインとする女満別湖畔は通年観光でありましょうし、東藻琴芝桜公園は季節限定観光と言えると思います。着実に観光地として発展していくには、この通年観光地としての景観をベースメントとしての位置づけを確固たるものに整備をしていかなければならないのではないのでしょうか。大空町における観光10カ年整備計画の策定が必要かと考えますが、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

3題目です。見守りネット事業と孤立死の問題について伺います。内容は違いますが、前段同僚議員が同じ見守りネット事業の質問をなされました。角度を変えて、平成21年度から始められたこの見守りネット事業の実質的効果をお伺いしたい。また、そこに横たわる課題がどういうふうに認識をされているのか、あればお聞かせください。

見守りネット事業協力に関する協定の調印が各地区、各事業所の事業者の協力により結ばれることとなりました。不幸にも役場庁舎の目と鼻の先で孤立死という痛ましい事案がございました。事業主の機転でいち早くご遺体を発見できたものと考えています。そこで、どのような手を尽くしても独居の方の命をみとめることは、施設や病院に入所、入院していなければ、いつお一人で亡くなられたのかつかめない難しさがあると思います。しかし、いち早く一分でも早く発見してあげなければと考えるわけですが、住民や事業主から寄せられた異変に素早く対応できる体制になっているのでしょうか。福祉課、住民課、社会福祉協議会が定められたマニュアルでこの一

報が入り次第、情報を共有し、対応する、措置に動くというふうな形にできるようになっているのか。あればお示しをいただきたいと思います。

以上、３項目にわたって質問をさせていただきました。御答弁をよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 品田議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、１点目、ごみの関係からでございます。燃やせないごみは、平成２４年度１、２６８トンでございますが、その内訳というものについては、町としては十分把握をしておりません。現在は車で搬入をされるということでありますので、全て混在状態の中で重量をはかっているということで、数値的にはお答えできないことを御理解を申し上げたいと思います。しかし、御指摘の木質系有機資源と言われている、現在燃やせないごみとして分類しているものが多数あることは事実でございます。枯れ葉などにつきましては、主に埋め立て処理を行っております。木、それから枝類、これらは別の場所に一旦堆積をいたします。ある程度の量がたまれば、委託により破碎処理をいたします。何年かためまして破碎するわけでありますけれども、平成２２年度においては、たまった分約６５１立方メートルの処理を行ったところであります。これらは、埋め立てごみの飛散防止のための覆土にまぜて現在は利用しているところでございます。こういった枯れ葉でありますとか木、枝類の破碎処理をしたもの、長期間経過をいたしますと腐敗も進みます。容積的には若干減少していくのではないかと、そのように感じております。しかし、そればかりではなくて、現在は枯れ葉でありますとか露地花壇から出る花殻などをまぜて、さらに木くずを混入させて堆肥化の試験も行っている状況にあります。そういう中で、できるだけ次の活用というものにつなげてまいりたいと、そんなことを思っております。しかし、こういったごみの関係、リサイクルという言葉もありますけれども、ごみを出さないというのがまず一番有効な手段であろうと思っております。広報などにも書かせていただきましたけれども、３Ｒの進め、１つはリデュース、つまりごみを出さない、もう一つはリユース、繰り返し使う、そしてリサイクル、分別して資源に再生をする、この３つを基本として取り組んでおります。そんなことから、飲食店や事業者の皆様にも啓発用のチラシを掲示していただいたり、生活カレンダーへも掲載をさせていただく。また、広報の特集号などで町民の皆様にも御協力をお願いしているところであります。これらは、当然ごみが少なくなるということから施設の延命や町の経費の節減にもつながるものと思っておりますので、こういったものを町民の皆様と形をしっかりと定着させていくということに努力をしてまいりたいと、そのように思っております。

次に、観光の関係でございます。観光の入り込み数、定期的に報告しているものがございますが、ここ数年は８０万人ぐらいで推移をしております。平成２３年度は８３万３、０００人、平成２４年度は８０万９、０００人ということでございます。これで比較をいたしますと、約３万人程度減少をしていることになります。この集計の方法でありますけれども、空港の乗降客数に一定の計数を掛けたもの、また女満別

湖畔でありますとか朝日ヶ丘公園、東藻琴芝桜公園、道の駅などは、その施設のカウンターなどで人員を把握、カウントしたもの、それから各種イベントなどにおいては主催者の報告数、さらに宿泊の施設をお持ちのところからの聞き取り状況など合算をして、毎年度上半期、下半期に分けてオホーツク総合振興局のほうに報告をしているものでございます。道の駅の関係でございますけれども、先ほどおよそ3万人減少ということでは申しましたが、道の駅の利用で2万人減少しているというような数値になってございます。これは、特に24時間トイレの利用が2万人減少という数字になってございます。原因といたしましては、キャンピングカーであの場所で車中泊をされる方々がおりますけれども、その数が減少しているのではないかと。いろいろな道の駅ができてきて、そういった方々が分散をしてきているのではないかと、そのように受けとめております。また、通年観光についてのお話もございました。一つ一過性のイベントということだけではなくて、自然資源を使っていかに滞在時間を延ばすか、そしていろんな季節に受け入れを可能にするかということでもあります。町といたしましては、いろんな関係機関と連携をしながら、例えばサイクリング観光などということで滞在時間を延ばす試みができないだろうか、そんな取り組みでありますとか、さらには女満別湖畔、藻琴山散策など、野山を歩くためのガイドつきツアーというようなものも必要ではないかと。さらに、近年高まっております体験圃場、さらに既存の町内のファームインなどと連携をする取り組み、そんなことも考えていきたい。一つの取り組みといたしましては、道の駅の隣接地に体験圃場的なものを造成しているところでございます。さらに、国内の人口が減る中で外国人の旅行者の受け入れということも必要でありますので、これは通年観光ということにつながるかどうか分かりませんが、そういった方々を受け入れしていくためのソフト的な表示物、そんなものをしっかりと備えていかなければならないだろう。ホームページの多言語化などにも取り組ませていただいているところであります。私どもの町は、観光資源には恵まれているほうだと思いますけれども、ただ資源があるだけでは旅行者の方々になかなか十分な時間の対応をしてくれるわけではございません。いろんなポイントをどのように結びつけるか、そしてしっかりと満足をいただくかということでは考えますと、先ほど言った自然ガイド、自然ツアーなどを行うためのガイド、人材の育成というものが必要になるのではないかと。そういった方々を自前で育てていくということもありますけれども、アウトドアの事業者の方々ということもあります。そんな方々と連携を深める中で、この地域の魅力をよりしっかりと大勢の皆さんに伝えていくことが必要ではないかと、そのように考えております。

観光の10カ年計画のことについてお尋ねがありました。現在、本町の観光事業というのは、大空町の総合計画の中に位置づけられているだけであります。しかし、総合計画の実施計画、具体的な計画の中では東藻琴芝桜公園の整備でありますとか藻琴山登山道の整備、さらにはイベントに係る経費を計上しているだけにすぎないような状況になってございます。戦略的な計画というところまでは至っておりません。これは、福祉や建設、教育などにおいては国の関与の中で、施策の中でさまざまな計画を末端までつくるように浸透させてきておりますけれども、観光については地域の独自性に任されていると、そんなことからなかなか市町村段階で全ての市町村がつくって

いるということになっていないのではないかと考えてございます。今年度から第2次に当たります大空町の総合計画の策定を始めということとしてございます。どのような形というところまでは決めておりませんが、この中で観光についても総合計画と年次を合わせた形でしっかりとした指針になるものを考えてまいりたい、そのように思っているところでございます。

見守りネット事業の効果でございますけれども、地域にいらっしゃるいろんな方々の困り事の相談を受けたり、また生活実態を行政側として把握することができるということが一つ利点としてあります。また、どのようなサービスを必要としているか、そういう方々に対して各種の福祉サービスを紹介し、提供することができるかと考えております。しかし、現状のところではいいですと、先ほど中堀議員の御質問にもお答えしましたように、全ての世帯を訪問できていない現状にもあります。基本台帳の整備がまだということで十分ではない。そういったものをまずしっかりとさせながら、そしてさらには地域別、もしくは年齢別などのニーズというものも把握していく必要があるのではないかと考えております。

私は、見守りネット事業というものの目的というものは、地域や社会の中から孤立状態をなくすこと。そのために話し相手になったり各種サービスの紹介、提供を行うというようなものが主たる目的であると考えておりますが、一方で緊急事態が発生した場合にいろんな方々、家族等との連絡をとるというようなことができる可能性もある事業だというふうにも考えております。緊急通報システムの導入とあわせながら、こういったものを活用していく必要もあるのではないかと考えております。もし異変などを感じることができた場合、またそういう通報があった場合などにおいては、基本的な考え方といたしまして、プライバシーに配慮しながら早期に現状の状態を早急に把握するということが第一であります。そうしまして、生命の危険があるような場合については、例えば蘇生措置、救急通報、さらには火災などの場合であれば消防通報などをしっかりとしかるべき措置をとるということが基本であります。ただ、残念ながらその現場においてお亡くなりになっているような場合もあろうかと思えます。そんな中では、現場を保存する関係機関や関係者の方へ連絡をする、そういう基本的な考え方のもとに対処していかなければならないものと考えております。ただ、状態によって担当者が正直言って慌てることもあろうかと思えます。また、人事異動などで人もかわっていくところもありますので、そういった対応のための手引書というものを関係課や団体とともに備えつけていくことも必要であろう、そのように思っておりますので、それらについて早急に取り組んでまいりたいと、そのように思います。

以上、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 御答弁をいただきましたけれども、何か平成17年度に質問したときと同じような段取りから町長答弁がなされたことに少しがっかりしているところでございますけれども、出さなければ一番いいのは当然でありますけれども、出さなければならぬ事情もこれはあるのも今日的なこととございます。理想的なことばかり言ってい

ても、現実的にはごみが出てくる状況は誰もとめることはできないわけです。ここにも書いてあるのです。生活していく上でごみの排出はゼロにはできません。だから、分別をして小さくなってきているというのが今の現実だと思います。実際、分別は厳しいけれども、それを踏まえてやっていく中で減量化になってきていると。そういう中で、そういう有料で集めたものを資源化にしていく、そういう目標も北海道は立てられておりまして、それが30%となっておりましたけれども、当時私が質問したときはリサイクル率という概念さえなかったかに私は会議録を見て認識をいたしております。生ごみを資源化したことによって一気に上がったという事実は紛れもないことでございます。

それで、私の質問でありますけれども、町長は木質系の、燃やせないごみの内容はわからないという答弁でありましたけれども、それであるならば分析ができていないものをどのように処理をしてリサイクル率を向上していくというふうな一文を処理計画の中に入れたのかと、こういう問いをしているわけでございますから、その辺間違わないように御答弁を賜りたいと思います。リサイクル率向上対策をどう検討しているかという問いが私はこの中で大きいわけでありますから、町長の答弁の中にはそれはなかったやに感じます。

それと、落ち葉を埋めていると、これは私は関係職員から聞いておりません。これは、有料で集めているものでありまして、埋め立てをするために集めているものではないのです。出している方々もそういうつもりでは出していないのです。それは、ちょっと問題あるかに思います。あとは、木材を破碎処理をして埋め立ての覆土に利用をしている。あそこは埋め立て場ですけども、そういう資源類を埋め立てて、それは事情はあるでしょう。それを使ってどんどん、どんどんあの中に入れていくということは寿命が短くなってくるということですから、それよりもその資源化をやることのほうがベストだろうと、こういうことでございますから、生ごみと同じようにこれも資源化の第1番目のものです。そして、逆に生ごみよりかは安易にできる。落ち葉の場合は腐葉土、これは本当に簡単にできるはずです。そういうものをあれだけのスペースの中でやるぐらいのことは、そんなに費用はかからないわけであります。木材を破碎してその中に入れるのもいいでしょう。そういうことを私は聞きたかったなど。今回の補正予算には入っていませんでしたけれども、東藻琴では野菜を粉碎机で堆肥化にするのだということで北海道の助成がありまして、それを入れるらしいですけども、私は破碎机を買って……今借りてやっているらしいですけども、買ってでも堆肥化をやるべきであろうと、私はこのように思っているわけです。それがどのぐらいのウエートかわからない。それは、はからなくても大型の粗大ごみとガラスや陶器やそういうものと、目視で大体わからなければ、正直言って話にならないのではないかなと。私は、推定で200トンは軽くあるのだろうなど。でも、生ごみは300トンと私は言った記憶がありますけれども、自分で計算をしてやったものです。ですから、200トンはあるだろうと。200トンを資源化した場合、堆肥化にした場合はどのぐらいあるのか、そういうことが検討ということで、ベースメントの数字を握っていないで、文章だけ一流のものをつくり上げるということは避けていただきたい。重要な計画のものでも、そういうランダムさでは、ちょっと問題かなというふうな考え

方をしているわけでございます。それについて、どのようにお考えか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 町が策定いたしました大空町一般廃棄物処理基本計画、この中にリサイクル率を向上するというような一文があるというふうにおっしゃっておりますけれども、どこのページにあるのか私にはわかりませんでしたので、そのことについて確認をさせていただければと思います。私どもの中では、この中では平成26年度を目標としてリサイクル率を30%以上維持すると、そういうような表現になっているかというふうに思いますので、向上させると、そういう一文があるということでしたので、ぜひそのところをまず御指摘をいただいて、御答弁をさせていただきたいと、そのように思います。

(何事か言う声あり)

◇議 長 今、品田議員に申し上げます。

ただいまの質問に対して、町長のほうから論点を明確にするため確認がありましたので、どこに載っているかという、どの書類に載っているかということを……

◇品田議員 だから、それは反問に対するものは質問時間とならないから、私の質問からとめてくださいということを言っているのです。時間が動きますから。わかっていますでしょう。

◇議 長 わかっています。

◇品田議員 向上対策を、したらないということに、私がその一文をこれに探せと言っていますけれども、この全体の流れはそういう流れになっているわけです。リサイクル率30%を保持して、それでいいということにならないし、そのページの検討システム、29ページ……39ページですか、循環型処理システムの検討、これは向上するための検討ではないのですか。循環型社会をより形成していく、そういう道筋でしょう。それは向上対策にならないのですか。そういう言葉尻をつかまえて反問されても私は困ります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 リサイクル率の向上だけが私は全てではないと思っております。当然リサイクル率も向上させなければならないと思っております。ただ、一番いいのはごみそのものを、これはゼロにはできませんけれども、出さないように工夫していくということも大切ではないかと。例えば食べ残しのものは生ごみになってしまいますけれども、何とかみんなでそういうものを出さないように持ち帰ってご家庭で例えば食べていただく、そういう運動をする。さらには、いろんな包装物などもありますけれども、そ

うというようなものもできるだけ簡素化して、そういうごみとして出さないようにするというようなこともやりながら、一方ではリサイクルに出るものはゼロにはできませんので、そういったものもできるだけリサイクルに回していく。その計画の中では、30%を維持するということにしておりますけれども、当然そういったものが高くなっていくと。現状で平成24年度では34.5%ありますので、さらにそういったものを高めていくということは必要なことだというふうに思っております。ですから、今その木質系のものなどについても堆肥試験などをやって、さらに単に今の埋め立てではなくて、リサイクルのほうに持っていこうという努力をさせていただいているということでございます。

また、葉っぱに料金がかかっていると思っていないということでもありますけれども、今の時点では過去の経緯などから燃えないごみとして収集をさせていただいているというようにございまして、当然袋で出していただくときには燃えないごみで出していただく。当然、その前段で料金をお支払いいただいているということは皆様方存じ上げて、承知の上で出していただいている部分ではないかというふうに思います。これも従来は同じ料金がかかるものでありますけれども、過去には燃やしていた経過もございます。これは、平成17年当時でありますけれども、当時東藻琴村、女満別町、常呂町で広域でごみ問題に取り組んだときに、東藻琴の焼却施設において焼却をさせていただくということになりましたけれども、実際には草等に付着している土などが原因で焼却炉に負担がかかるということから、焼却施設での受け入れというものを中止していこうというような3町の合意がなされたことによって、燃えないごみというような区分になったわけでありまして。しかし、さらにそういったものをただ単にそのままにしておくということではなくて、いかに資源化していくかということで堆肥化の試験も行っておりますし、今生ごみなどで津別町さんに搬入をしている部分もあります。そんな中にどこまで木質系のものを入れることが可能なのか、そういう協議も進めていきたいというふうに思っております。そういった中で、リサイクルとしての資源化というものにも取り組んでいきたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 ちょっと寄り道をして時間をロスしているようですので、軽く済ませていきたいと思えます。

町長、今答弁をいたしましたけれども、試験化をしているなんていうことは我々総務文教厚生常任委員は一回も聞いたことがありません。担当に聞いても、そういうことははっきり聞いていませんから、そういう事業を推進しているのであれば次回にひとつ御報告をいただきたいと、そのように思います。それで、1番目はわかりました。長くなりますから。

あと観光についてでございますが……。

◇議 長 品田好博議員、ちょっと待つて。

◇品田議員 時間がないからいいよ。

◇議 長 いやいや、ないということにならない、これは。
山下町長。

◇町 長 燃えないごみなどを含めた木質系の堆肥化などの試験について十分承知していなかったということで、私どものほうで十分そういう情報を提供していなかった部分かと思います。こういったものについても、また現場も含めてごらんいただけるように機会を設定していきたいと、そのように思います。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 2 番目の観光計画の策定は必要ないかということですけれども、町長の答弁はよくわかるのですけれども、補助金のつかない正確性のないものについては、なかなかつくりづらいのだろうというふうな考え方をしておりますけれども、そうではなくて、やはり観光がこれから担うべき地域の中での役割は大きいと。口をあげればそういうお話をされるわけでありますから、そういうものに対してはしっかりとした計画を立てていくべきでないかということの趣旨でしたわけでございますけれども、今入り込み数についてでございますけれども、東日本大震災後リカバリーしてオホーツクも上期においては3.2%増しているということでありますけれども、うちが若干取りおけているのか、どこら辺に問題があるのかという認識を聞いたかったのでありますけれども、微小な二、三万人の減少だからたまたまだろうということもあるのであるから、大きな心配ではないかと思っておりますけれども。私も質問の中でも言いましたけれども、各地区ではやっぱり一生懸命、もっともっと一生懸命取り組んで道の駅の変わりようといいますか、それも北海道の道の駅のベストテンも出ておりましたけれども、オホーツク管内では留辺蘂、美幌、網走という形で続々進化を遂げているわけであります。その中の女満別の位置づけを考えると、今のお客さんは目的のところであれば行かないと。それでなくとも道の駅というのは駐車場観光です。トイレタイム観光なのです。それを観光施設と呼んでいいかどうか、この辺は大いに問題があるのですけれども、たまたま国道39号線をつくっておりますから、かなりの入り込みがあるように思いますが、それ自体観光というふうに思っているのかどうかという問題があるわけですし、あれは公共施設でありますから、役場でも使う、町長さんの後援会でも使う、いろんなことでも使ってやっているわけで、カウントがちょっと観光客かわからないところがありますけれども、とりあえず女満別にとっては、いわゆる20万人というものですから、一番大きいウエートになっているわけですので、空港に準じる、上に行くというものでございまして、ほかのポイントテンでは夏まつりを除いては1万人を超えるものというのは、そうざらにないのがあります。あとは売店です。駐車場売店でございますから、その辺が全て観光ということで捉えるかどうかということも問題がありますけれども、ほかの施設と違って目的

的なものがないなという感じ方をしているわけです。だから、私は通年観光というものを出したということは、フルシーズンですから、春夏秋冬の景観のすばらしさ、こんなものが女満別の財産であろうと。大したものはないけれども、美しいと言ってくれた黒澤先生もおられますし、某新聞では2年ごとに女満別地区の朝日ヶ丘、ゴッホと黒澤の関係というものを常に特集を組んでいるという某新聞もございます。ところが、うちではそういったものの観光資源をどのように捉えるかということになると、甚だ積極性がないのではないのかなと。例えば、平成24年度、この女満別地区の入込みの中で目を見張るのは、朝日ヶ丘が137.7%の伸びをしているのです。その次は女満別湖畔です。女満別湖畔はめまんべつ観光夏まつり、キャンプ、ワカサギを抜いて、シジミ、夕涼みといいますか、休んでもらうという女満別湖畔、それだけで3万4,580人。何もないのです、シジミだけなのです。めまんべつ観光夏まつりは入っていません。それが112.3%です。宿泊が若干ですけれども、伸びて103.8%と。これは、何を意味しているのか。言い方が悪いですが、そんなに金を突っ込んでいないけれども、伸びている。そうしたら、朝日ヶ丘公園、それだけ充実しているのかといったら、そうではない。何を求めているのか、私はあそこに24時間いたことがありませんからわかりません。それならば、普通であれば、よし、あそこにニーズがあるなと思ったら、あそこで何があったのかという歴史的なものを調べたときに、ロケがあったものの写真とかスチールとか、いろんな部材が残されているか私はわかりませんが、図書館にあるというふうな話を聞いています。あの写真や、それだけでもネガはあるでしょうから、黒澤ルーム、記念ルーム、館とは私は申し上げます。ルームでいいです。掘っ立て小屋でも結構です。プレハブでも結構です。そういうものをトライして見せて、どのぐらいの反響を呼ぶのかお試しを願いたいなど、そんな考え方を持っています。女満別湖畔でも、もっともっと磨けば輝くものはあると思います。力点が若干違うのかなという感じをこの数字を見て思うわけでございます。必ず長い間やってくると施設は飽きられます。でも、自然や景観というものはそんなに飽きられるものではないわけで、そういう観点を持つ。これは、北海道ならではです。それも世界的に有名な先生がどこにもなかったと、この大地にあったと、激賞していただいた土地を我々住んでいる者がわからないということは悲劇であります。たまたま今財布の中にこれが入っておりました。町100周年の記念のテレホンカードです。ゴッホと麦畑のあれです。私は、これが大好きでいつも持って歩いています。東京の知人と会うときは必ずこれを見せます。そういう、やっぱり自分のいいところ、住んでいけばわからなくなりますけれども、やっぱりそれを探ろうとする、自分の観光資源を探る。何を喜ばれるのか、それが僕はこういうものの分析だと思うのです。でも、これは観光協会も渡っていません。新聞にも、我々は女満別新聞はないですから、私は美幌新聞で入手している限りで、そんなにいいデータなのです。でも、観光に関係している人方が見ていないということも事実だと。データはいっぱい持っているけれども、ほとんど町民はわからない。これは、無理して職員にとってもらいました。まだ1年間の分は公表になっていないはずですが。そういうことをやっぱり自分らでやっていることから分析をしようという、そういう気持ちが、同僚議員ではないですが、大事なのだという気持ちであります。御

答弁をお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 1点目について、何か勘違いをされているのではないかと思います。福祉や建設や教育などについては国の施策を末端まで浸透させる意味で市町村もこんな計画をつくりなさいと、そういう指摘がありますけれども、観光は今まで地域の独自性に任されてつくってこなかったと。ただ、私が先ほど御答弁を申し上げましたのは、今年度から総合計画の策定が始まるわけであります。その中で、しっかりと地域の観光というものの位置づけを担っていけるような、そんな指針、計画というようなものもあわせてつくっていきたい、つくるということを申し上げたつもりでございますので、その点については御理解をいただきたいと思います。

また、いろんな地域での入り込み客数など、その中から魅力をきちっと分析をして、力の入れるところについては積極的にということでの御指摘であったかと、そのように思います。私どもの分析が十分でなく、力の入れ方というものがなかなかわかりづらい。逆に言うと、十分捉え切れていないというような御指摘だったかというふうに思いますので、もう一度そういった人の流れというものの数字なども十分勘案をして、どういう取り組みにつなげていくことがより効果的なのか、しっかりともう一度分析をしていくように努力をしたいと思います。

1点確認でございますけれども、フルシーズンという中に、そんなすばらしい館でなくとも、ルームでもいいということでのお話もありましたけれども、そういったハード的な施設も必要ではないかというような御質問であったのかどうか、もう一度確認をさせていただければと思います。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 ハードなものというふうな考え方をお願いだけではないわけです。例えばの話をしたらよろしいかと思いますけれども、網走市について言いますと、網走市は自然的に厳寒の地でありまして、オホーツクの厳寒の地で流水のある町です。それを見ていただければ、それは季節観光でいいわけです。それでも網走市はなお流水の通年化概念を高めようとしてオホーツク流水館をつくった。こういうことを言っているのです。ワンシーズンのものを通年化で客を呼び寄せるといふ。それは、入れない刑務所を刑務所監獄館という形でつくる、そういう手法を言っているわけです。私どもは、そういう面ではないということは事実だと思うのです。誘導がない。例えば博物館一つとっても、いろんな遺跡はありますけれども、決して博物館ではない。人が来るところはない。他人が来ても連れていく場所がない。そういったものの欠如はあると。つくれとは言いませんけれども、積極的に出そうとするのはみすばらしくても、そういうプロセスがあっていいのではないだろうかということを言っているのです。5億円も6億円もかけてやれと、私は決して言っているわけでもないのです。いろんなトライの仕方があるだろうと言っているわけです。でも、うちの町で欠けていることは、

これは間違いありません。それでも教育と文化の町とうちの町は言われ続けてきていることも事実であります。そういうことです。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 壮大だということではないにしても、いろんな資源を、例えばシバザクラを別な時期に来ても見られるような、女満別湖畔のいろんな自然が観察できるような、またいろんな地域の四季折々のところを見られるような、多分そういうようなことなども想定されているのではないかなと、そのように受けとめました。そういうことを、どこに力を注ぎながらということ、年間を通じていろんな滞在が長期間になるような可能性を探っていくべきというような御指摘であろうかというふうに思います。先ほども言いました、どういような人の流れに今なっているか、その分析とあわせて、そういうフルシーズン、滞在を長期化させていくような視点をさらに加えながら考えてみたいと思っております。今、私なども担当といろいろ話をしている中では、先ほど言った自然のことについては女満別湖畔の入り口に、もしくは藻琴山登山の入り口にそういうネイチャーセンター的なものがある、四季折々の自然を紹介できるような、そういうものがあるのもいいのではないかな。さらには今、品田議員が言われた農村景観などもしっかりかというふうに思います。そういうような発想も持ちながら努力をすることをお約束申し上げたいと思います。また、計画策定に当たっては、さまざまな視点から、また立場から御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 ここで昼食のため休憩いたします。
再開は午後1時。

休憩 午後 0時02分
再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第2、一般質問を続けます。
1番、品田好博議員。

◇品田議員 引き続いて質問になりますけれども、先ほど網走市のお話を例に出しましたように、留辺蘂の山の水族館、一夜にしてなし得たことではないことは皆さん御存じだと思います。大変な御苦労の中であれだけの評価を得ている水族館、全国にも驚くべき実績となったわけであります。その前段では、旭山動物園、これまた全国の動物園に多大なる動態的展示という形を訴えた革命的動物園であります。それが北海道でなし得た、大変意義深く感じているわけであります。そういう意味で、女満別でもなし得ることはある、そういう観点での質問であったと私は考えておるわけです。いろいろお話をさせていただきましたけれども、やはり景観しかない、それも滝をつくるわ

けにもいかない、谷をつくるわけにもいかない。景観にないものねだりはできないのであります。知恵を出し、ストーリーをつくり、整備をしていく、それを計画していく。女満別、東藻琴の要所、ポイントを見て回って道の駅、また道の駅で得た情報でそのスポットを回る、このストーリー性は私はずっと町長と論議をしてきたところがあります。そのストーリー性は、今なし得ているのか。投資したものが無残に横たわっていないか。また、始めた企画がなぜ外れているか、そういう分析を厳しく問うていかなければならないのではないだろうか。失敗はつきものだよと。攻撃すれば失敗もあるのだ、そういう自分よがりな結論で締めくくれば発展はありません。そんなことで、観光について私はそういう提言をしたということでございますので、御理解を賜りたいと思いますけれども、全般を通じて町長の考え方をもう一度聞きたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今の総合計画の中には、東藻琴芝桜公園の整備でありますとか藻琴山の登山道の整備、また今までやってきておりますイベントの経費計上ということだけで、戦略的なものはございません。当然いろいろなポイントを一つのくくりの中で関連づけて滞留を促す、滞在時間を延ばしていくというような形にはなっておりません。そんなことから、観光における計画を策定して、そういうストーリー性のある戦略的な観光に取り組んでいくという必要があるかと、そのように思います。現在、総合計画の策定にかかろうという段取りをしております。その中で、観光という分野においては特筆すべき計画というような位置づけにしていきたいというふうに思っております。それをもとに戦略的に進める観光というようなものに取り組んでまいりたいと思いますので、今後とも御指導、また御指摘、アドバイスをいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 残すところわずかでございますけれども、3番目の問題でございます。

見守りネット事業の効果、これは見守りをなさっていただける3人の方の、いわゆる行動です。何軒回って何をなし得たか。福祉サービスのニーズに応える、その人のニーズに応えることはあったのか、ワンポイント。これからの計画についてのお知らせがあったのか、ツーポイント。緊急通報システムを利用してもらえたか、スリーポイント。そういったことをきちっと対応記録に残しているのか。そういったことが大事だろうと私は思うのです。その中で、緊急通報システムで実績があったのか、助けられたか、そういう通報はあったか、投資をして、それだけ戻ったかというか、お金をもうけるわけではないですけれども、その実績があったのかどうか。そういったことの効果という意味でございますので、その辺の考え方を聞きたい。

もう時間がございませんから、異変通報に移りますけれども、同時に答え願いたいと思います。これは、孤立死の問題を直接お伺いするものでございますけれども、

例えば異変があった、第一報があったと。それが関係各課にすぐさま共有できる。そして、町長の言ったとおりに把握に努める。それも短時間ですね。それを町営住宅で起きた事案なのか、戸建てで起きた事案なのか。町営住宅であれば入居保証人、いろいろな身内の確認、これは安全安心カードの確認ですね、それをもってこれはと思う場合は同時的に短時間で当該入居者の情報確認に入る。消防関係、警察……

◇議 長 品田議員に申し上げますけれども、発言時間が超えておりますので、まとめてください。

◇品田議員 若干の時間を御容赦願えればと思いますので、ここで切って何も意味がなされないですけれども、よろしいですか。

◇議 長 ですから、早くまとめてくださいと言っているのです。

◇品田議員 今やっている最中ですので、1秒、2秒、3秒ぐらいいただけるものだと、寛容力のある議長さんの御判断をいただきたいと思います。

民間住宅または戸建ての場合のあり方、これは近所、隣人、自治会長に連絡、親戚等身内の確認、また借り間であれば家主様の了解、そういったマニュアルがあって初めて施錠を開錠することができるし、いち早く万が一の場合は発見できる。今まで私が記憶にありますのは、五、六件がそういうことがありましたけれども、そんなに早いことではありませんでしたけれども、そういう対応がいまだかつてマニュアル化されていないのかどうかというお尋ねでございますので、しっかりしたものがあるのかどうか、それを御確認したいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 見守りネットの効果ということでございます。先ほど言いました基本台帳というものをまずつけております。その方の日常生活がどうであるか、病院にかかっているのかいないのか、どのような福祉サービスを受けているのか。また、もしものときの連絡先はどういったところがあるのか、そういう基本情報をまずお聞きをして台帳として整備をし、そのほか日常的に困っているようなことがないのか、そんな相談に乗りながら、また介護のサービスなどを使うような場合については紹介をする、つないでいく、そういうようなことをさせていただいております。そういう訪問記録というものを作成して、その積み重ねによって社会の中から、地域の中からの孤立を防いでいこうという形で取り組まさせていただいております。それが今まではなかったということを考えますと、大きな成果ではないかと、効果ではないかと思えます。また、このことの事業をやるようになりまして、さらには東日本大震災のような大きな災害に日本がぶつかるというようなこともあって、高齢者の方々だけでお住まいの方、独居の方々、そういう方々の情報を地域として、また行政としてしっかりと把握しておかなければならない、そういう機運が高まり、行政も取り組み、また地域の自

治会なども取り組んでくださっているものと、そのように思います。そういうことの発端をつくったという意味からも、見守りネット事業の意義というものは大きいのではないかと、そのように考えてございます。今後こういった事業の充実を図ってまいりたいと、そのように思っております。

また、孤立死という言葉が出てまいりました。私は、孤立死という定義について、今社会で問題になっている大きなところは、単にお亡くなりになるとき、なったとき、そばにどなたもいらっしゃることができなかったということ以前に、社会としてのつながりを、また地域としてのつながりを絶ってしまって、その関係がなくなった中で孤独に、また孤立状態で最期を迎えられるというようなことではないか、そのように感じております。ですので、見守りネット事業のその本来の目的というのは、単に安否を確認するということではなくて、いろんな方々とのつながりをつくる、その発端をつくるのだというところをまず第一の目的としてやっていかなければならないものと、そのように思っております。ただ、先ほど言いました状況においても、どなたもそばにいない中で旅立たれるということは大変寂しく悲しいことでもあろうかと思えますし、そのことが時間を経過しなければ周りの方々に伝わらなかったということも大変寂しいことだというふうに思います。そういった状況をできるだけなくしていく、そういうためにはいち早い発見、気づきというものが必要になろうかと思えます。そんな中で、お住まいの状況、環境下も違うかと思えますけれども、また親戚の多い少ない、近くにいらっしゃる、いらっしゃらない、いろんなことがあろうかと思えますけれども、そういうような情報をしっかりとまとめながら対応する、そういう手引書というようなものも必要だというふうに思っております。今現在は、基本的な考え方はあるものの、手引書という形でしっかりとまとめ上げたものはありませんので、そういうものを関係機関の皆さんと一緒に早期につくるように努力をしていきたいというふうに思っております。そして、お互いの関係機関が持つことによって、その気づきを早める。何かあったときの対応を迅速にとり行うことができるようにするという状況をつくってまいりたいと、そのように思いますので、これからも御指摘いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

◇品田議員 終わります。

◇議長 これにて品田好博議員の一般質問を終了します。

次に、5番、齋藤宏司議員の一般質問を許します。

◇齋藤議員 平成25年第2回定例会に当たり、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。大項目として1点について質問をさせていただきます。

宅配、便利サービス事業についてです。先般、美幌町では、商工会議所が中心となって町内にお住まいの高齢者や障がい者の方、病気や子供が小さくて出かけにくい方など、日常の買い物に不自由な方々を対象に商店街宅配事業を昨年11月から実施して、利用者から大変喜ばれているということです。宅配便利サービスの利用者がふえることによって商店街の活性化にもつながり、ひとり暮らしの高齢者や定期的なサー

ビスの提供ができれば、見守り訪問の役割を兼ねることもできると思います。昨年12月の第4回定例会にて地域の暮らしに安心を届け隊。これは、あくまでも私案なのですけれども、について質問をしましたが、その後の検討状況と今後の課題について伺いたいと思います。

以上、町長に答弁をお願いし、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 齋藤議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

宅配、便利サービス事業ということで昨年の12月に一般質問をいただきました。こういったものが充実されることによって見守りというような視点も生まれてくるのではないかと、その充実につながるのではないかと御質問かと思えます。現在の見守りネット事業、前段の御質問にもありましたけれども、もう一度お話を申し上げたいと思います。高齢者の方々、また障がいを持つ方々の情報を把握して、地域や社会の中からの孤立を防ぐということで行政や関係機関の皆さんが連携をして適切に支援を行うということを目的としてございます。また、昨年度は2名体制でありましたが、十分に回り切ることができなかったことから、ことは1名増員をしているところであります。話し相手となったり、必要なサービスを紹介、提供していく発端の役割を担っているものと思っております。今、平成21年度からスタートした事業ということで、サービスにつなぐということの状況をやらせていただいている状況で、今時点ではそれ以上のサービスの提供ということになってはおりません。ことし増員をして、やっと全家庭をしっかりと回る基礎をつくろうということで取り組んでおりますので、そのところの入る中で今年度については進めさせていただければと思っているところでございます。

また、宅配サービスということで、美幌町などでは地域の商店街、商工会議所なのでしょうか、そういうところと連携をして、お宅にいろんなものを配達する、また依頼を受けて配達を行うというようなことを行っているようでございます。私どもの地域においても、買い物弱者というような呼ばれ方をする方々が出てきているのではないかと思っております。これは、高齢者を中心に一般的には増加をしてくているというふうに言われておりますし、私どものような地域においては商店が減少傾向にございます。そんなことから、高齢化とそういった商工業機能が縮小する中で支援が必要な方々というところが多くなってきているというふうに思います。これは、見方からすれば対応していく施策は福祉施策であるという言い方もできますし、一方では地域の経済の活性化対策を担う有効的な手段ではないかというような二面性を持っているのではないかとこのように思います。消費者の皆さん側から見たニーズと、それから商店側のサービススタイルをどのように合わせていくか、マッチングさせていくかということが鍵になるというふうに考えてございます。現在いろいろな町内の組織の方々がこの対策について検討してくださっております。町といたしましても、単に様子を見るということではなくて、そこに一緒になって個別に検討している内容などについて結びつけていけるような、そんなコーディネート役をしていかなければならない

ということで担当課ともども動きを開始していきたいというふうに思っております。まだ各団体における進捗状況でありますとか取り組みの目的などについての温度差などもございます。そんな中で、十分な進展は見られておりませんが、しっかりとコーディネートをしてしながら、こういったものの実現に向けて努力をしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 5 番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 町長からの答弁ありがとうございます。

去年12月に定例会でこの件は質問をさせていただきましたけれども、去年言ったのは、こちらから車に商品を積んで移動購買という形はどうなのだろうという質問だったと思うのですが、今回の美幌町の件は、逆に皆さんから注文をとって、それに対応している。宅配サービスをしたらどうだ、そういう形で事業が進んでいますということなのだと思います。その中で美幌町で一番注目したかったのは、宅配と便利サービス、2つに分けて考えているのですが、宅配では食料品とか日用品、衣料品などの買い物がメインなのだと思います。便利サービスのほうでは香典を届けたり、またゆうパックとか、あとお歳暮とかお祝いの届け物、それは1回100円、そういう決まりで進んでいるのですが、それもそれぞれ一般からの登録制度によって行っているということなのだと思います。大空町もそらっきーカードが大分浸透してきましたけれども、美幌町もびほろスマッピーカードだったかな、そういうのが入っております。その中で、商工会議所とタイアップしてこういう事業を始めたということなのだと思います。大空町も今聞いた中では確かに福祉関係がメイン、買い物弱者というのはメインなのだと思います。その中で商店街の活性化ということに注目した場合、その辺についてなかなか、シャッター街がふえているのですが、そういう形での業者の働きかけというのはどのようなものなのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 買い物するための移動手段、また買ったものを運ぶ手段などが大変だということなので、こちらから荷物を積んでいって、現場へ行って売ってくる。そこで買ってもらうというような考え方、移動購買もありましょうし、例えば今の時代ですと、チラシ、もしくはインターネットなどで商品を紹介しておいて、そして依頼のあったものを宅配するというような考え方もあるかと思います。美幌町の例などを聞きますと、そういうような食料品、日用品の宅配というものは、それなりに品物を提供する側の層がしっかりと拡充されていて、厚くなっていて、初めて効果が出てくるというふうにも思います。そんな中では、まだ担当者レベルで確認をさせていただいた中では、もう一歩そちらのほうは課題があるかなというようなことであります。一方で、いろんな便利サービスを提供することについては、非常に引き合いが多

いというようなことでありました。私どもの町で、先ほど各機関などについていろいろ検討をいただいているということでもありますけれども、福祉的な面からいいますと、社会福祉協議会などでそういった便利サービスも含めて、そういう対応がどうだろうかというようなお話もあります。また、商工会でありますとか、さらには個店、個別の店舗、さらには、Aコープさんなども一部配達作業をしているというようなところもあります。商工会との兼ね合いもありますので、そういうすみ分けが必要になる部分の課題などもあるかと思いますが、そういうところが今検討に至っているかというふうに思います。先ほど言いましたように、目的などが少しずつ違っていたり、温度差もあるということで、そこをいかにしっかりと結びつけて、共通のテーブルで議論をしていくかということではないかと。その役割を町として担いながら形を1つずつ詰めていきたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 今町長の答弁、おっしゃるとおりだと思いますけれども、実際大空町の高齢者というのは恐らく、全国で21%の高齢者と言っておりますけれども、大空町はたしか24%でなかったかなと思っております。その中で、実際に買い物弱者、高齢者、障がい者、いろんな子育ての人、その中で実際に買い物に不便を感じている人たち、その人たちがどのぐらいいるのか、そういうアンケートをとってもおもしろいかなと思っております。その中で、実際にアンケートをとって、やっぱりこういう点が必要なのかと思うと、さっき温度差があるとおっしゃったのですけれども、もう少し拍車がかかるのかなと思っております。その辺、もう一度お願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 アンケートなどについては、例えば地域の高齢者の方々の交通手段を確保すること、また農村部にお住まいの方々などのインターネット環境がどうであるか、そんなこともいろいろ町民の方々に聞いてみたいところはたくさんございます。総合計画の策定段階に入ってまいりましたので、そういうような町民アンケートという中でさまざまな項目がありますけれども、そういうような中で町民意向というものを把握する手法もとればというふうに思っております。具体的にどの程度、どういった地域の方々が、どういった年齢の方々が買い物にご不便を感じているかということで、具体的に今把握したものはございませんけれども、さきの移動交通の乗り合いタクシーの試験などから考えますと、農村地域にお住まいの方々というのは、とりあえず今自分で運転をされるとかご家族の方が運転をされるということで、移動手段も逆にそういう地域の方々のほうが持っていらっしゃるというような側面もあるようでございます。一方で、市街地の、特に商店のところから遠い周辺地域にお住まいの方々などが交通手段もなく、また買い物をしたときに重たい荷物を持つというようなことで、大変だというふうに負担を感じている部分もあるのではないかと。そんなことから、交通手段、乗り合いタクシーの試験のときもそういう周辺のところからの要望という

ものが少なからずあったということではないかと、そんなふうを感じているところも
ございます。ですので、そういうところの地域を中心に、まずいろいろな形の中で意
見をお聞きするというような機会もつくりながら、その要望、ニーズというものの把
握をしていって、この検討の中に取り込んでいきたいと、そのように考えるところで
ございます。

◇議 長 5 番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 前段の町長の答弁の中で見守りネットの絡みもお話ししていただきましたけ
れども、自分も高齢者、特に見守りの対象者が先ほどの前段の議員の説明では700
人、また緊急通報システムを使つての106世帯、そういう形で特にそういう弱者が
かなりいるのだなというのがよくわかりましたけれども、その中で一番思うのは、割
と担当者だけがわかっている、民生委員もわかっていると思うのですけれども、地域
的には余りわかっていないのかなと思っております。これは、福井県福井市の例なの
ですけれども、地域自治会で地域支え合いマップというものをつくっているそうです。
これは、地域ごとにいろんな、こういう方が自分の地区にはいますよとか、地域の中
で話し合つてそういうマップをつくつて、どこに誰が、どういう人がいるのかとすぐ
わかるようなマップをつくっているということだそうなのですが、さっき3人体制
でやっておりますと。まだまだ人は足りないと思うのですけれども、見守りネットで
すけれども、その中でいろんな相談事はされていると思うのですけれども、その中で
恐らく買い物についても相談をされているのではないかなと思います。その中で、や
っぱりなかなか人を増員してというのにも限りがあると思うのですけれども、それを民
生委員の方とか、特に自治会の方とか、そういう方たちも絡みながら、絡ませながら
進めて、地域にどういう方が住んでいらっしゃるのか、そういうマップも必要でない
のかなと思います。

もう一つ、室蘭市なのですから、高齢者をたすけ隊、また高齢者を見守り隊、
そういう形でいろんな形で、これもやっぱり自治会と絡めてそういう高齢者対策をし
ておるところです。そういう形で、これから単純に宅配便利サービスと言ったのです
けれども、これからどんどん高齢化が進んで、自分もその部類に入と思うのですけ
れども、その中でやっぱり将来自分の言い分というか、どういうふうに言ったらいい
のか、誰に相談したらいいのか。子供たち、家族がいるうちはいいいのですけれども、
その人方がいなくなった場合、本当にひとりぼっちになった場合、どういう形で対応
していただけるのかな。そのためにも、早目に自治会ぐるみで、またそういう民生と
かそういう形でどうなのかな。マップとか、そういう組織をつくったらどうなのでし
ょうか、お願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今のその地域マップ、その中にどういった方々がどのような状況でサービス
を必要とされているか、そういうものが地域の方々もわかればということかと思いま

す。現在も自治会連合会で安全安心カードの普及を進めてくださったりしております。そういう中では、地域の中にお一人でお住まいのような方々がどのような状況か、ご本人の了解をいただきながら、そういった情報を開示して地域の中で共有していくというようなことにもつながっていているのではないかと。それを一元化してまとめたものが、今議員が言われるマップと言われるようなものにつながっていくのではないかなと思っております。ただ、全ての自治会でひとしく今取り組めているというような状況でもないようでございます。先ほど言いましたように、見守りネット事業がスタートし、さらには東日本大震災などの大きな事象があったことを受けて、こういうようなものが必要だと。さらには、福祉分野においてもそういう孤立死と言われるようなことがふえてくる中で必要だと。社会全体がそういうようなものを今欲しているのだというふうに思います。いろんな方々の御尽力をいただきながら、そういう完成品ができるように努力をしていかなければならないなと思っております。そんな中で、見守りネット事業の基本台帳などの果たす役割というものも大きくなっていくのではないかなと思っております。ぜひそういう形がとれるように今後とも努力していきたいと思っておりますので、御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 これまで質問を最後にしますが、今町長の答弁で、もうそれに尽きるのですけれども、これからどんどん高齢化が進み、本当に日本は特に少子化も進んでおります。その中で、一体自分を誰が見てくれるのだろうと、そういう心配ばかりしておりますけれども、その中でやっぱり基本になるのは隣というか自治会なのかなと思っております。その中で、やっぱり行政と自治会、そして我々町民が一緒になって、その中でどう将来、大空町を生かしていくのか、その辺について検討して進んでいければいいのかなと思っております。これで最後にします。

以上です。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私なども最近そんなことを考えるようになりました。山奥の中に住んでおまして、子供たちが出てしまつて夫婦2人であればまだいいのですけれども、どちらかが欠けて本当に1人になっていくと、あの山の中で本当に過ごせるのかなと。そのとき社会がどんなふうになっているのかというようなことで不安を抱くところも正直でございます。自分の身に置きかえていくということが一番身近に感じられて、いろんな行動に移しやすいものだというふうにも思いますので、自分自身であればどんなことを考えるのかというような視点も抱きながら、これからそういう体制づくり、仕組みづくりというものに努力をしていきたいと、そのように思いますので、今後ともどうぞ御指導賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

◇齋藤議員 終わります。

◇議 長 これにて齋藤宏司議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時34分
再開 午後 1時44分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第2、一般質問を続けます。
次に、10番、小島一弘議員の一般質問を許します。

◇小島議員 一般質問、再開して2回目でございます。午前中から同僚議員と町長のやりとりを聞いて、非常に真剣勝負で活気ある議会を実現できているなど、このように感じているところでございますが、お互い町のために発言をしているわけでありますから、余り気色ばったことでない形で、私も気が小さいほうですから、萎縮をいたしますので、よろしく御答弁のほうをお願いいたしたいと、このように思っている次第でございます。

通告に従って一般質問を開始する前に、6月13日に先住民の少女の人骨に対する慰霊碑の除幕式が行われております。長年の課題が解決されて、正直言ってほっとしているということでございますが、これにつきましては大空町郷土・歴史文化保勝会のほうで事業を進めたということについて、いろんな見方があるかと思えます。町長並びに教育長も同席をしていただきました。感じるころがあったはずだと思っております。

さて、通告に従いまして、質問を開始いたしたいと思えます。安倍内閣の骨太方針素案、6月7日付で北海道新聞で報道されたのを目にいたしました。このことにつきまして、一部の報道機関の論評によれば骨がないとかという話もありますが、私などは心がハートがないという印象を実は持っている次第でございます。このことにつきまして、どのように分析評価し、対応するのかをまず伺いたいと思えます。それが大きなテーマ、地方交付税についての第1の質問であります。

小さい項目の2番目といたしまして、地方六団体との連携をどう図って対応するかということなども伺いたいと、このように思っています。町長、よろしく御答弁ください。

それから、大きなテーマの2番目でございますが、郷土資料館についてお聞きしております。①といたしまして、現在の資料室及びその入り口、受付機能を有するというふうには私は解釈をしておりますが、教育委員会女満別事務所の状態をどのように把握しておられるのかお伺いをしたいと、このように思っている次第でございます。

2番目としまして、歴史、文化の資料の保存と継承についての基本的な考え方についてお伺いをさせていただきます。

3点目といたしまして、郷土資料館構想について、私が3月議会で少し触れて以来、その後の展開、どのように検討されているのか、こういうことをお伺いをさせていただきたいと思えます。これにつきましては、町長並びに教育長から御答弁をいただき

ます。

1 回目の質問を終えたいと思います。よろしく御答弁のほどをお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 小島議員からは、地方交付税についてということで大変重要な一般質問をいただきました。この6月6日に経済財政諮問会議が開かれました。そして、経済財政の運営の指針、いわゆる骨太の方針の素案が示され、14日には閣議決定をされたところであります。骨太方針は、国の経済財政運営の方針を定めたものであります。その方針に沿って予算編成が行われるという内容のものです。今回のものは、デフレからの早期脱却を強調しておりまして、経済を再生することと財政を再建する、この両方を目指すということが柱になっているように思います。財政の再建という中では、中長期の財政健全化に向けて義務的経費を含めて踏み込んだ見直しを言及しております。地方財政については、1つとして国の取り組みと歩調を合わせて抑制を図るとしております。もう一つは、一方では安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保するという言い方もあります。さらに、地方交付税においては頑張る地方を支援するための算定の仕組みを取り入れるというような言い方もございます。過去に骨太の方針はございました。平成13年に成立いたしました小泉内閣において骨太方針というものが示され、三位一体改革というものが提唱されました。国庫補助金、地方交付税、税源移譲のあり方が検討され、結果的に地方交付税が大きく抑制された時代であります。それが市町村の合併の要因にもつながったものと思います。当時、地方交付税は約21兆円でありました。これが平成25年度では17兆円という状況であります。私どもの町に置きかえますと、平成13年当時の女満別町、東藻琴村の地方交付税の総額は約51億円、平成25年度、ことしの当初予算の計上額は約39億円ということでございます。各種事業の償還などの経費も地方交付税の中に入っていたとはいいながら、大幅な減額となっている状況にあります。アベノミクスという言葉が出てまいりました。それが示されて依頼、株価や為替の動きに大きな変動がございます。地域経済においても好転をしていくことを期待するところではありますけれども、具体的な好転材料が何かあるというわけではなくて、必ずしも安心できるものではない、そんな印象を持ってございます。今回の骨太の方針は、方向性が示されたという段階でございます。今後、予算編成などに向けて具体的な内容が明らかになってくるとは思いますが、いろいろな可能性を想定しながら、特に地方交付税については削減がされていくのではないかという論調に立って今後の財政運営を考えていかなければならないものと、そのように認識をしているところでございます。

こういう話をしていきますと、平成13年度から平成14年度、平成15年度、平成16年度、平成17年度と非常に財政の厳しかった時代のことがいろいろ思い出されてまいります。正直言いまして、だんだん憂鬱な気持ちにもなりますし、その当時の腹立たしさも何か思い出してくるような、そんな気持ちになるところでございます。そういうことにならないために、私どもは町村会というところに身を置いておりまして、それが地方六団体の一つとなつてございます。この地方六団体、都道府県段階、

市、また町村段階という中で各市長や、さらには議会議員の方々が構成する団体でありますけれども、国とこの地方六団体の協議の場を設けて今回の骨太の方針について細部を詰めていくということにしております。

地方交付税については、本来財政調整機能というものと財源補償機能というものがあって、これが適切に発揮されるべきものだというふうに思っております。国のいろいろなところに住まわれている方々にひとしくサービスを提供していくための地方交付税というふうに認識をしておりますので、総額をしっかりと確保していくということをこの団体を通じて強く働きかけていきたいと思っております。一方では、地方交付税の陰に隠れておりますけれども、臨時財政対策債という借金を負わされている現状にあります。この全面的な見直しもあわせて求めていくことにしなければならないものと思っております。総額を確保するためには、地方交付税そのものの法定率の引き上げを含めた抜本的な見直しも必要ではないか。いろいろな機会を捉えて現状をしっかりと伝えて新しい制度につなげていきたいと思っております。今言いました町村会としての地方六団体はもとよりであります、この地域で構成をいたしておりますオホーツク圏活性化期成会でありますとか、さらには北海道の中には北海道合併市町連携会議というものがございます。私どものようなこの平成の合併を行った市町村で構成をする組織であります。そういった中で、合併をした市町村が抱えるいろいろな課題に対応する財源確保ということもあわせて国に対して、また国会議員などに対して要望していかなければならないものと思っております。

現在、国の中には地方制度調査会というものもございます。この答申案の中では、合併市町村においては行財政の効率化等の成果があらわれつつあるが、あわせて行政区域の広域化に伴う課題なども顕在化しており、合併の効果を最大限に発揮できるよう適切な支援を行っていくことが必要であるとされております。これは、合併した市町村などが支所などを抱えているということなどによって、その経費をしっかりと補填していくべきだという意味にもとれます。しかし、他のさまざまな方針との関連もありますので、予断を許さないのではないかと考えております。こういう団体を通じても要望活動を行いながら財源確保に当たってまいりたいと、そのように思うところでございます。

2点目につきましては、私及び教育長からということで御答弁をさせていただきますが、私から概略についてまず申し上げて、詳細についてはまた教育長から答弁を申し上げたいと思っております。

女満別研修会館は、昭和47年に鉄筋コンクリートの2階建て施設として建設されました。一部2階建てでございます。昭和59年に役場庁舎の仮庁舎ということでしたときに、2階部分の増改築なども実施をしているところがございます。そんなことから、大分老朽化施設となりまして、従来から雨漏りなども指摘されているところがありました。この冬に至って、特にそういった状況が顕著になるという状況でございます。技術担当職員などに全面改修の見積もりといいたいまいしょうか、そういうものを積算をさせたところ、2,000万円程度かかるのではないかと、そういう試算もございます。ただ、現在の施設の耐震性でありますとか老朽度合いなどを考えますと、全面改修をするべきかどうかというところで私自身大変悩んでいるところもござい

す。しかし、今のままほっておくわけにもいきませんので、とりあえずは応急処置をしながらその方向性について考えていきたいと、そのように思います。

2点目に歴史と文化資料の保存と継承についての基本的な考え方、詳細については教育長のほうから申し上げますが、私の少し発言してきている内容などについて御説明を申し上げ、私の考え方も述べさせていただきたいと思います。

平成27年は、大空町にとって10年という節目を迎えます。この年は、女満別の開拓が始まって125年、東藻琴の開拓からは110年と、そういう大きな節目の年となります。そんな中で、それを一つの契機として歴史や伝統や文化をしっかりと後世に記していく活動というものも必要ではないか。そんなことから、ことしから町史などの編さんについても手がけ始めたところでもありますけれども、単に町史ということに限らず、町の歴史などをしっかりと残していく、記していく、そんな活動をしていくべきではないかと、そのように考えてございます。

現在町の郷土資料室と言われておりますのは、女満別研修会館の2階などでございますけれども、私が役場に入りました昭和53年、当時郷土資料室というのは旧青年研修所を直したものでありました。その後、昭和60年にこの庁舎ができたときにそういったものを仮庁舎として使っていた女満別研修会館の2階などにおさめたというふうに思っております。東藻琴の現況のふるさと資料館などについても、青年研修所的な施設に現在しまっているというような状況にあらうかと思えます。郷土資料室というような言い方にはしてございますけれども、現実的には私は収蔵庫といいたうか、保管庫的な発想で陳列をしてあるという域を抜けていないというふうに認識をしております。そんなことから、本来多くの皆さんに見ていただけるようなものとして展示するという発想といいたうか、そういう見方を持ってこの問題には対処する必要があるのではないかなど。まだ財政的な分野から、なかなか十分ではありませんけれども、そういう考え方を持ちながら今後のこの問題の解決に当たっていくように努力をしてまいりたいと、そのように考えております。

私からの御答弁は以上とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 小島議員からの一般質問に対し、教育委員会の立場からお答えを申し上げます。

1点目の資料室等の現状についてでございますが、女満別研修会館は昭和47年に鉄骨鉄筋コンクリート2階建ての施設として建設をされ、昭和59年には2階部分の一部増改築工事を実施をしております。建築から41年が経過し、老朽化が進んでいるところでありますが、これまで必要な屋根や床タイルの改修、あるいは電気設備や給配施設の修繕を適時実施しながら現在に至っております。ことしに入りまして、残雪や雨の影響を受け、2階部分の一部で雨漏りが発生いたしました。雨漏り箇所も特定されておりますので、展示資料に影響のない場所へ一部移動するなど必要な対応をとったところでございます。今後も郷土資料室の収蔵物に影響を及ぼさないようしっかりと管理するとともに、早急に修繕すべく準備を現在進めているところでござ

います。また、女満別研修会館や郷土資料室の今後のあり方につきましては、現状の建物の老朽化を踏まえ、引き続きさまざまな道を探ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと、そのように思います。

2点目の歴史と文化資料の保存と継承についての基本的な考え方についてですが、大空町には貴重な文化財や歴史的遺産が数多く存在をしております。それらを後世に伝えていくためには、しっかりとした保存活動や資料管理が重要であると考え、これまで郷土資料の保存や開拓資料の台帳整理などに努めてきたところでございます。今後は、過去の保存資料や文献などに基づき、地域にあります開拓碑や記念碑、また文化的、歴史的遺産などの現況を調査、把握し、必要に応じ保全に向けた対策を講じるとともに、新たな郷土資料や写真集、あるいは画像記録の作成といったものにも力を入れてまいりたいと考えているところでございます。また、そのためには専門的知識や郷土の史実にも詳しい方々による助言や指導といったものが不可欠でありまして、近隣市町の学芸員でありますとか大空町郷土・歴史文化保勝会など関係団体の協力をいただきながら、さまざまな資料の収集や保全に向けた取り組みに努めてまいりたいと、そのように思っております。また、歴史、文化の伝承という点では、郷土資料の移動展示や学校の授業教材として活用いただくための郷土資料づくり、さらには展示方法などにつきましても、今後工夫改善をしてまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問であります。小島議員からは本年3月の第1回定例町議会の一般質問において資料価値の高い豊里遺跡などを保管する郷土資料館として豊住小学校を活用してはという御提言をいただいたところでございます。御承知のように、豊住小学校跡地の利用につきましては、現在も町のプロジェクトチームにより引き続き検討が進められておりますことから、郷土資料保存に係る今後の方向につきましては、まだ具体的なものとはなっておりません。郷土資料を配置しております女満別研修会館そのものの老朽化の現状というものに鑑みまして、今後場所を含め郷土資料の保全のあり方につきましては、先ほどの答弁と重複いたしますけれども、専門家や地元保勝会などの意見をお聞きしながら引き続き検討してまいりたい、そのように考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、小島議員への1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 答弁をいただきました。恐らく共通の認識だなというふうに町長からの答弁を聞いて思いました。北海道新聞の見出しを中心に、あえてもう一回確認を言いますけれども、地方を査定し、地方交付税を配分、特例枠の見直しも検討、社会保障を聖域とせず、地方交付税の総額の減少と、こういう見出しが躍っております。以前、昨年の決算審査特別委員会の席で申し上げました。3月のときにも申し上げました。言うならば、先ほど町長が答弁されたように、何かいつか来た、いつか見た姿があらわれてきたと。言ってしまうと、三位一体の小泉構造改革の再来、それがアベノミクス、地方を切り捨てた小泉構造改革の再来と、こういう印象を強く持った次第であります。地域主権とか地方分権と逆方向の中央集権化の提案といいますが、骨太案のあ

らわれでありまして、私などは国民不在のアベノリスクであると、このようにアベノミクスに対してそういう表現を使っております。なお、T P P推進に見られる公約などについても、T P P反対をうたっておきながらデトリックを使ってアベノトリックでだます、こういうことを行っています。さらに、来年には消費税増税を強行すると、こういう話も安倍総理の口からは何度も出ております。こういうことをすれば、アベノミクスどころか景気は一気に冷えて、地方の零細な商店や産業は倒産し、地域経済は崩壊すると、私はこのように思っている次第でございます。したがって、そこから生まれる地方財政の脆弱化、弱体化、これがどんどん進行すると、こういうことで、これに対する積極的な反対の方向性を、先ほどの答弁のように町長には頑張っていたかなければいけないと。地方交付税の本来の姿に戻すよう意見をどんどん申し上げていただきたいと、このように思っている次第でございますので、一応①の確認としてもう一度簡単に一言いただいて、2問目に移りたいと思っていますので、よろしくお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど申し上げました小泉構造改革、骨太の方針、三位一体の改革というのが進められてきておりましたけれども、一転平成20年にリーマンショックという世界的な経済不況というものが訪れたわけであります。この地域経済や雇用安定のために地方交付税に国が言いますところの別枠加算という財政措置がされたわけでありまして。平成24年度は、国全体で1兆500億円、大空町には約6億円の算入がされている状況にあります。しかし、財務大臣の諮問機関であります財政制度等審議会では、この別枠加算の解消を称しているわけでありまして。骨太の方針では、地方交付税の算定の仕組みを変えるということとしております。この別枠加算というところの見直しが行われるのではないかとすることは、私どもの地方に配分される額が減少するというようなストーリーが見えてきているところでございます。しかし、私どもはその別枠加算ということでは本来なくて、今まで削減してきて、一方的に削減をしてきたものをもとの水準に戻してほしいのだと、そういうことを従来から主張してきたつもりでございますし、今後もその方針をしっかりと持って要求をしていくというふうに考えているところでございます。また、地域経済の活性化に資する算定については、行政改革による努力と地域経済活性化の成果の2つの観点から行うというような言い方もあります。表現は少しラフな形になりますけれども、頑張る地方を支援するための仕組みを取り入れていきたいというふうに言っております。このことが新聞などでは、国の方が使ったのか、マスコミの方がお使いになられたのか、査定という言葉になっているかと思えますけれども、国の方が使われたとすれば大変な問題だと。地方交付税というのは、先ほど言ったように日本全国津々浦々にいらっしゃる方々の生活水準をしっかりと守るために税を再配分してサービスを提供するためのものであって、それを査定するなどというべきものではないと私は思っております。当然、頑張っている地方に対して応援をしてほしいという考え方はありますが、それは交付税とはまた別な形でいろいろ行政改革をとり行っている、地域活性化に取り組んでいる、地域

経済の活力増進に取り組んでいるところを別な形で応援をしたがってほしいものだというふうに思っておりまして、今回、職員に理解をいただいた中でお認めをいただきましたけれども、ラスパイレスなどというところで地方の交付税を削る、絞るなどというやり方は言語道断なやり方ではないかというふうにも思っております。そういう視点から、地方交付税の総額をしっかりと確保してもらうということとあわせて、頑張っている地方には別建ての支援措置というものをしっかりとつくってもらうということを強く訴えていきたいと思えます。特に私どものような合併をした市町村においては、公共施設の維持管理費、さらには従来市町村単位の地域の活性化、また支所機能を保有していかなければならない中での住民サービスの維持向上というような課題もありますし、行政改革という視点から捉えますと、職員数なども大幅に減らしてきている状況にごさいます。また、さまざまな債務残高の縮小や基金の積み立てなど、いろいろな面でここ数年間努力をしております。このことをしっかりと受けとめてもらう中で地方への支援措置というものを確立してもらうように、いろいろな機会を通じて訴えていきたい、要請していきたいと思っておりますので、またその応援団としてお力添えをいただきますようお願いを申し上げたいと思えます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 丁寧な答弁ありがとうございます。認識が共有されているという思いを強くいたしました。今後とも頑張りたいと思えますが、それに関連する地方六団体との連携を図りというくだりについて、一番目新しいところでは北海道合併市町連携会議をよりどころとして要望していくという戦術的なスタイル、これは僕はいいと思っています。ただ、そういうことなのですが、ちなみにもう既に目を通しておると思いますけれども、仮に参議院議員選挙が自由民主党の圧勝に終わるようなことになれば、6月18日の北海道新聞報道に出ているように、市町村業務、都道府県が代行と、こういう見出しで報道がされております。このことは、過疎町村の崩壊の道が用意されていると、私はそういうふうに思わざるを得ないです。ここに強く危機感を感じて、町長におきましては危機感を感じていただいて、強いリーダーシップで臨んでいただきたいということを申し上げたいと思えます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 市町村業務の水平補完でありますとか垂直補完というものは、過去の地方制度調査会の中でもありました。本来こういったものというものは、国が提唱するというよりは、各地域においてその実情に応じて対応すべきものと。出どころが違うのではないかというふうに思っております。ですので、どういうこと、形式を考えているのかということについて、まだ十分わかりませんが、そういったところは十分注視しながら取り組んでいきたいと、そのように思います。また、合併市町村の連携会議、北海道の中では少数派でございます。ほかの府県などでいいますと、県単位がこういうような運動、活動を行っているというところでもあります。そういう中であっ

ては、北海道の特有の事情ということも踏まえながら活動をしていく、そういう仕方もあるのではないかと考えてございます。いずれにしても、国に対して唯々諾々ということではなくて、主張すべきところをしっかりと主張をするということを旨としながら、これからも町政の運営に取り組んでいきたいと思っておりますので、御指導賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 ありがとうございます。認識は全く一致したかと改めて思っていますが、念押しのためにもう一度申し上げます。特別枠はリーマンショックによって対策されたものでありますけれども、2009年の政権交代時に地域主権を実現するためにいろいろと議論がありました。地方交付税についても、これまでの補助金行政から一括交付へと、そういう方向性の中で、いわば維持されてきたものでありまして、言うならば民主党政権の地方重視のあらわれだったと、このように私は理解をしております。基本的には認識は一致してございますので、町長におかれましては町政を預かるリーダーとして全力を傾注して、このことに当たっていただきたいということを申し上げて、1問目の質問を終えたいと、このように思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 大変勇気の出るお言葉かと思えます。地方が元気にならなければ、日本全体は元気になりません。そんな意味から、地域の元気を支えるためにもこういった財政問題、避けては通れませんので、しっかりとした運営ができるようにこれからも努力をしていきたいと思えます。これからは御指導賜りますようお願いを申し上げたいと思えます。ありがとうございました。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 2問目の郷土資料館についてでございます。町長並びに教育長からそれぞれ答弁をいただきました。

教育長にお尋ねしたいのでありますけれども、雨漏りによる問題点、数カ所あると。一部あると言ったのかな、そういう表現もございましたけれども、私の知り得る限り4カ所、資料室3カ所で1メートル手法ぐらいの雨漏りの状態が3カ所ぐらいあって、私が言う入り口の教育委員会事務所の受付の場所というふうにあえて表現させてもらっていますが、その角のほうにやはり同様な雨漏りが発生している。それぞれ職員の方が慌てているのです、いつも聞いてみると。僕は2度ほど行きました。雨漏りの状態のことを町民からも言われたものですから、行きました。そうすると、もう一生懸命担当者がバケツを持っていたり、いろんなことをやっているのです。気の毒です。だって、それは職員の責任ではないですもの。そもそもそういうことで4カ所の問題についてどうするかということについて、やっぱりきちっと教育長が把握をして対策

を講じなければいけない。修繕については触れていただきましたけれども、そういうことが何度も続いているのです。それで影響はないというような趣旨のお答えをいただきましたけれども、実際には郷土資料と言っているのかなという疑問符もありますけれども、剥製その他にやっぱり雨漏りが当たったりしているのです。先ほど私が論及したように、人骨もあるところなのです。どなたか言いましたけれども、収蔵機能が中心だと言っても、収蔵機能すら適切に管理されていない。大規模改修でないと雨漏りを防げないのかどうか、この辺の判断を踏まえた上で、私がわざわざこうやって一般質問でこんな小さなことを持ち出さなくても解決しておかなければいけない課題ではないですか。私は、それが残念なのです。職員の皆さんは慌てています、私などが行くと。ですから、もう一度そういう考え方、あれもできる、これもできるみたいな話を先ほど申し上げましたけれども、資料台帳の作成、これはきちっと行われたと思います。それは、おやめになった職員が一生懸命やっておりましたから。私は個人的にも「あなたは一生懸命だな。」と褒めたこともあります。だけれども、それ以外のことについては、あれもやりたい、これもやりたいと言ったって現実には予算措置がないとできないのです。教育委員会は、いつも財政権がないからできないと、こういった話をするのですけれども、やはり教育委員会行政を預かる立場として、もう少ししっかりとした気持ちで町長部局、財政当局にも申し上げて、実現するのだという覇気を見せてください。私は、それを感じられないから残念だと言っているのです。お願いします。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 女満別研修会館の雨漏りに関連いたしまして、今御質問があったわけでありましてけれども、その都度職員のほうからは私にも報告はいただいております。町の大事な財産であります収蔵物を適正な環境の中でそれを守っていくというのは、私どものまさしく責務でありますので、それに支障があるようなことがあってはならないと、そういう思いで私を含め職員一丸となって対応していただいているところであります。しかしながら、多少雨漏りといったものも起きるようになったというようなことは聞いておりましたけれども、昨年暮れぐらいから、またことしにかけて今までにないそのような、今まで以上のそういう雨漏りの量であったり、箇所がふえるような事態になったと。そのようなことでありましたものですから、予算にすぐそれを反映するということができずに今に至った部分があります。そこは反省として感じているところでありますけれども、特にことしは積雪も多く、屋上の雪がなかなか解けることなく、どういった部分での原因であるのかと。技師の力もかりながら、その辺の現状を把握するには例年よりは時間がかかったかなと、そのように思っております。実際は、屋上ドレンの縁周りの損傷であったり、また防水シートの損傷といったものが以前よりも傷みが激しくなったということでこのようなことになりました。それらの対応をしっかりと修繕を図ることで不安のないような形にはできるのかなと。ただ、これは町長からの答弁にありましたように、建物全体が老朽化しているという部分がありますので、またどこでひび等から雨水が入り込むかといったことも想定されます。そうい

ったことで、先ほどの答弁で申し上げましたように、今後の資料の保管場所あるいは保全環境のあり方などについて、また専門家の意見などもお聞きしながら、あるべき形にしていかなければならないということでございます。決して担当している職員の責任だというようなことを全く思っておりません。私が責任者として町長部局とも十分議論しながら正しい方向に一つ一つ課題を整理しながら向かってまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 答弁をいただきました。

一般の町民の方々の中からも、自分たちが寄贈した資料もあるのです。開拓資料の関係なんか、多くはそういうものが含まれているわけです。自分が寄贈したものが大事に扱われていないなんていうことは、怒るより、もうあきれています。これを肝に銘じていただいて、お金が無尽蔵にあるわけではないですから、大規模な修繕が不可能であるとしても、適切な機動的な修繕を、お金が足りなければ補正予算を提案してでもやるぐらい気力を持ってください。どうですか。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 それらについても、今建築技師等に現状を見ていただく中で、どの程度の補修が必要なのかというようなことを調査しているところでございますので、それらを踏まえた上での判断をさせていただきたいなど。

それと、先ほど申し上げましたように、寄贈であれ、どういう形であれ、町が収集したのであれ、また大空町郷土・歴史文化保勝会が集めたものであれ、貴重な大空町としての宝であることには変わりはないと思っております。ですから、このような雨漏りと、また一部剥製等に雨が当たった部分については深く反省をしながら万全な体制に向けて努めてまいりたいというように考えてございますので、よろしく願いしたいと思います。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 一部まだ、きちっとした答えをいただいていない。補正予算云々は余りにも具体的で、財政権を持たない教育長は答弁ができなかったかとは思いますが、でき得る限り機動的に対応していただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

それで、歴史、文化の資料の保存と継承についての基本的な考え方、③の郷土資料館構想についても関係をするのでありますけれども、行政の中には文化財保護条例に基づいた文化財保護審議会などもありますよね。ここにやっぱり諮問をして、どういうあり方が望ましいのかということを議論することも活用していただかないとうまくないのでないかと、私などはこう思っているのです。聞けば、年に1回程度は開かれ

ているようではありますが、もうちょっと腰を据えて諮問をお願いするという考え方はどうですか。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 ただいま文化財保護審議会についての御質問でございました。大空町文化財保護条例に基づく審議会というものを教育委員会の諮問機関として設置をしてございます。設置後、主に文化財と言われるものを中心に現状でありますとか今後の対応について審議をいただいておりますわけでありましてけれども、郷土資料の保全等についてのまた御意見といったものも諮問的にはできるものであると、そのように考えておりますので、また文化財保護審議会委員の意見を伺うことも考えてみたいなど、そのように思っております。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 ありがとうございます。

郷土資料館の構想について移りたいと思うのですが、このことについてもう少し具体的にどういう対応になっていくのか、再度確認のためにお聞かせください。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 いわゆる豊住の小学校の跡地利用の関連ということでよろしいでしょうか。
(「それにこだわらない」の声あり)

◇教育長 3月の質問のときに私が答弁の中で申し上げましたのは、あくまでも豊住小学校の跡地利用についてはプロジェクトチームのほうで住民の皆さんの意見を聞きながら方向性をまとめるということでございます。私としては、その方向の推移を見守りながら、その中で豊住小学校が持っているそういう財産的なものが少しでも新たな構想といいますか、計画の中で少しでもそういった資料を保管、展示できるようなスペースが確保できるのであれば、そういう中に盛り込めないかという意味で3月に答弁をさせていただいたところでございますけれども、豊住小学校のほうでのそういう計画の中でスペース的に確保が難しいということになれば、今後町内の公共施設の配置計画の中で、あるいは町内に存在する民間が所有しているような空き施設でありますとか、さまざまな方向から保存にふさわしい場所が確保できないのかといったことも幅広く考えながら進めていきたいなど、そのように考えてございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 ありがとうございます。豊住小学校の跡地利用に関して言っていることは、私の個人的な提言でございます。そういうことも検討してもらいたいという気持ちはもちろんありますが、今の答弁にあったように、もし教育委員会側でそこではなくて

ほかが望ましいと。ほかの公共施設の再利用、あるいは民間施設ということで言及しましたから、私は個人的にどうかと首をかしげてはいるのですが、ある町民の方が私のところに来て「昔の東京電波、あの跡地はどうなっているのだ。」と。「あのまま目の前に見えるところに放置しておくのか。」と。「ああいうところを郷土資料館にしたらどうか。」と、こういうことを言った町民がいるということも、ちょっと御報告しておきたいと思うのです。だから、問題意識として絞り込んで、適当な収蔵機能を持つばかりでなくて、展示機能を持たないと意味がありませんので、そこまで民間のことを考えているということであれば、今のことはどういうふうに思われますか。買う気があるのですか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私からでもよろしゅうございますでしょうか。

先ほど予算の関係にちょっと触れた部分でございます。大規模な数千万円の改修というところについては直ちにということには、ちょっとならないかと思っておりますけれども、既存の予算の中で足りなければ、また議会の皆さんにお諮りをするなり所定の手続をとって大至急現状の改善についてはとり行っていきたいと、そのように思います。

また、民間の施設、教育長とも話をしておりますが、教育長の頭の中にも今議員御指摘の施設なども念頭にはあるようでございます。そのほかにも二、三候補と目されるようなところもあろうかと思っておりますけれども、いずれにしてもそんなに新しい施設が現存として使われないで残っているということではないものですから、例えば買い受けるとか譲り受けるとかそういうような、あとの程度そこに投資が必要かということと、その利用勝手がどうかということの両方を検討していかなければならないものかなと。最近では、新しく物をつくるというよりは、今あるところのやつをどうやって整理をしていくとか有効に活用していくかということが非常に多うございまして、そういう視点からは正直言って職員も内部の状況などを十分に把握していないところもございます。今回のいろんな答弁をつくっていく中で、また将来計画をつくる中で、網走刑務所住吉作業所の探索会ではありませんけれども、町内にあるそういう使われていない施設の探索会を職員ともども行って、少しみんなで議論するべきでないかと、そんな話も出ております。そんな中で、今言われましたことについても可能なのかどうなのか、どんないい面があって、どんな課題もあるのかというところを少し整理をして、機会がありましたらまた御説明をさせていただきたいと、そのように思います。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 ありがとうございます。前向きに大規模修繕になるかならないかは別として、機動的な対応をしていただけるというお答えをいただきましたので、そのように進めさせていただきたいと思っています。

なお、私の言い方は多少厳しい言い方をしておりますが、教育委員会には期待をし

ているのです。あえて今回は教育委員長さんの名前を答弁の相手先には書きませんでした。教育長にひとつ奮起してもらいたいという思いでいっぱいあります。

ともすれば、財政当局がという言葉が逃げ口上にならないように、胸を張って執行方針も出して、したがって私はこういうことをやりたいと胸を張って言えるような教育委員会になっていただきたいということでございます。そういう思いで質問をしているということでございます。答弁ありがとうございます。答弁は要りません。

ただ、それに関連して引き続き申し上げますが、町長さんのほうがいいだろうなと思うのですが、こういう問題というのはいつも教育委員会単体の問題だけでないのです。財政の問題を言っているのではなくて、連係プレーでやらなければならないことがいっぱいあるのです。例えば、教育委員会と産業課が連係をしてやれることもあるはずで。例えばそのことを参考事例として、既に行政のほうでは承知のことだと思いますけれども、6月6日の伝書鳩報道によりますと、オホーツク観光連盟の総会で網走市のモヨロ貝塚の資料館が新しくなったと。こういうことで、9月、10月にはオホーツク管内の遺跡、歴史遺産観光をPRするスタンプラリーを行うと記事の発表がありました。こんな取り組みができないものなのかなど。当然、この対象からはうちは漏れているはずで。漏れていないのだとすれば「いや、やるよ。」と、こう言うていただければいいのですが、そういうことだと。特に直近の網走市においては、もう既に御存じだと思いますけれども、セブンミュージアムというふうに表現して、7カ所の美術館、博物館、資料館、その他全部を含めて、そういうスタンプラリーもやると。網走市の観光協会が主催するというような記事も見た記憶がございます。このことを申し上げておきたいと思います。

いろいろと申し上げましたけれども、特にミュージアムについては町長には以前別な機会で質疑の中でミュージアム構想を言ったような記憶があるのですが、もっと前の一般質問だったかもしれません。こんなことで、いろいろと私が今言っている関係、教育委員会行政は文化財保護、産業課は観光なんていう切断した考えではなくて、連係できるものは連係したほうが良いと、このように私などは思っておりますので、そのことについて何かお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 おっしゃるとおりだというふうに思います。そのコーディネートといいましょうか、それは私なり副町長なり、さらには教育長なり、そういう横断的に動ける、指示を出せる者が担わなければならないものだと、そのように思っております。過去にも教育委員会が主体のいろんな事業、それが実際には交流人口につながる、今でいうと企画の分野に及ぶようなことでありますとか、さらには観光というようなことで地域の経済を動かすようなこともあったかと思えます。そういう視点も大切にしなければならぬというふうに考えてございます。例えば、女満別湖畔の女満別湿性植物群落などについても、文化財、国の天然記念物、所管はどこだと言われれば、国でいうと文部科学省が所管でありますけれども、現実女満別湖畔のそういった湿性植物群落に私どもの町で一番多くかかわっているのは産業課、観光部門であつたりするわけ

であります。そういう課題が出てきたときに、一課を呼んで指示をするということではなくて、数課連係の中でおのおの役割分担を決めながら取り組んでいく、その指示を私なり副町長なり教育長が担うということをしっかりとやっていきたいと、そのように思います。これからもまた、そういう場面などございましたら情報をいただいた中で、私どものほうで手分けをして各課を集めるというような考え方で取り組んでいきたいと思います。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 そろそろ終わりにしたいと思います。

大変前向きな答弁をいただきました。質問した甲斐があったなと、このように思っている次第でございます。よろしくお進めをいただきたいと思います。一番最後に触れられなかった2つの問題だけちょっと触れて、終わりたいと思っております。

それは、部分的には町長の腹が125周年で、もうあと何年か後にはそういう記念事業ができるということで考えておられると思いますが、流水観測の記念碑、このことについても十分なる御検討をいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

もう一つは、松浦武四郎がこの町に立ち寄った場所、これは以前に大空町郷土・歴史文化保勝会で木碑をつくっていたのです。ところが、探索してみますと、もう腐って、辛うじて形が残っているのが1カ所ありましたけれども、もう一カ所は完全にどこに行ったのかわからない状態になっていました。これは、やっぱり石碑、小さいものでもいいです。大きなお金をかける必要はありません。そこにあるということが大事です。そのことなども最後に申し上げて、よければ御答弁をいただいて終わりたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 そういう御指摘もいただいております。古くの女満別町の事例しか私はちょっと存じ上げておりませんので、そのことで御披露申し上げたいと思いますが、私が役場に入りました2年後に開基90年という年がありました。そのときに映像として記録もつくりましたし、女満別研修会館のところに記念碑も建て、現在の開陽中央線の脇にも建てたかと思えます。さらには、開拓記念碑というものが開基、これは70年だったでしょうか、昭和35年に今の女満別神社のところに建っているというようなこともあります。平成2年の開基100年のときには松浦武四郎の足跡を集う集まりなどというのもありました。そんな中で、松浦武四郎さんが歩いた、そういうところを解説をいただきながら、みんなでハイキングをする、そういう催しも行われたかと思っております。そんな中で、リヤウシ・コタンに記念碑を建てたり、オタパの地に木碑を建てたりというようなこともやってきているかと思えます。女満別空港の始まりは昭和10年でございますので、ことしで78年ということになりますでしょうか。2年後ということになりますと、平成27年は80年ということになるのでしょ

うか。そういうようなことも含めて、私は後世に記していく必要があるのではないかと先ほど言ったつもりでございます。単に町史ということだけではなくて、そういうようなもろもろの記念事業としてどういうものがふさわしいか、そういう御議論をいただきながら、その土地を後世に伝えていく一つの節目にしたいと、そのように考えているところでございます。そんな議論をこれから大空町郷土・歴史文化保勝会の皆さん、また今後お願いをしていくであろう町史編さん委員会の皆さんでありますとか、そういう方々によって議論を深めていただければというふうに考えておりますので、そんな中でまた御指摘、御指導をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 町長、ありがとうございます。そのように進めていただきたいと思います。

最後になりますけれども、教育長、ちょっとだけ。人骨があるでしょう。今回、除幕式に行った少女の人骨、これの頭部を含めたほんのわずかは資料室にありますよね。ところが、足の部分がなくなっているのです。その経緯はどう調べてもわからないことになっているのですけれども、担当の方にはもしかしたらあそこにあるのではないかということなどもお願いしているのですけれども、そういうことについてもきちっと調査をしていただきたいということを申し上げて、別に答弁は要りません。考えておいてください。よろしくお願いします。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 今、人骨の御質問でありましたけれども、頭部については女満別研修会館資料室のほうで保管をしているということは承知しておりましたけれども、発掘時にどの程度のものが、全体があったのか、最初から頭部だったのかも含めまして、担当のほうには大空町郷土・歴史文化保勝会のほうからそのような照会をいただいているということも聞きましたので、わかる範囲で調査をしてまいりたいというように思っております。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 これにて小島一弘議員の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時56分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 議案第67号

◇議 長 日程第3、議案第67号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 追加議案書1ページでございます。「議案第67号 工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成25年6月20日提出 大空町長 山下英二

記、1、契約の目的、東藻琴中学校大規模改修工事、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約の金額、1億1,224万5,000円、4、契約の相手方、河西・藤井経常建設共同企業体、代表者 大空町女満別西3条1丁目3番4号 株式会社 河西組 代表取締役 河西悟」

工事の概要につきまして御説明申し上げますので、追加議案資料1ページをお開き願います。東藻琴中学校大規模改修工事は、平成24年度、平成25年度の2カ年事業であります。本案件に係る大規模改修につきましては、契約内容を記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

請負に係る入札は、平成25年6月4日に指名競争入札により実施したところでありますが、落札者から入札日と同日の6月4日に契約自体の届け出があり、当該落札者とは契約を結ばないこととし、改めて同工事の入札を行うこととしたものであります。

請負に係る再入札は、平成25年6月17日に指名競争入札により実施し、6月18日に仮契約を締結しております。また、工期は契約の日より平成26年2月10日までの予定としております。

東藻琴中学校の校舎につきましては昭和46年、屋内体育館につきましては昭和47年に建設され、平成24年に大規模改修工事として校舎の外壁、屋根、窓、暖房等の改修を行っております。

本案件に係る工事につきましては、校舎棟及び屋内体育館棟の改修を行います。校舎棟全般の改修内容といたしましては、内装改修として天井の一部張りかえ、壁、天井の塗装、床の張りかえ等を行います。トイレ改修としてブースの更新等を行います。また、内部建具、流し台、照明器具、黒板の更新等を行います。校舎棟個別として、1階でございますが、アルファベットのAで表示しております理科教室の実験台の更新、Bで表示しております階段部分の階段昇降機を設置いたします。また、2階でございますが、Cで表示しております調理教室の調理台の更新、Dで表示をしております教室を特別支援教室とし、多目的トイレ、シャワーユニットの新設をいたします。屋内体育館棟全般の改修内容といたしましては、内装改修として壁の塗装、床の研磨、塗装を行うとともに、屋根、外壁の塗装、サッシの更新、照明器具の更新等を行います。屋内体育館棟の個別として、1階でございますが、アルファベットEで表示して

おります箇所の中央防球ネットを更新いたします。また、2階でございますが、Fで表示しております箇所のギャラリー防球ネットの更新を行います。

工事請負に当たっての指名競争入札の指名業者につきましては、河西・藤井経常建設共同企業体、斉藤・船橋西川経常建設共同企業体、株式会社早水組、株式会社ダイイチ美幌支店、株式会社丸田組、株式会社道和建设の6社で入札を執行いたしました。入札の結果、河西・藤井経常建設共同企業体が落札したところであります。

契約の金額1億1,224万5,000円、うち消費税及び地方消費税の合計額は534万5,000円となっております。

なお、当工事請負につきましては、議決のあった後、本契約を締結する予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
10番、小島一弘議員。

◇小島議員 ちょっと聞き取れなかったから確認をさせてください。
1回目の入札、今回の入札以前に入札の状況について辞退があったというふうに受けとめてよろしいのですか、1回目の落札業者。そうすると、追加議案にのること、それが理由だということはわかりました。辞退理由は何ですか。

◇議 長 佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 入札の辞退の届け出に際しまして、落札業者のほうからは今回の入札に関しましては、会社の意図とする金額でない金額を入札してしまったことから、契約を辞退したい旨の届け出があったところであります。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 それで了解しましたけれども、ペナルティーは科せられますよね。それについては、どうなっていますか。

◇議 長 伊藤建設課長。

◇建設課長 今回の契約辞退に関する処分につきましては、私のほうから説明をさせていただきます。

今回の契約辞退ということに関しまして、6月7日の日に工事請負入札参加者指名委員会を開催させていただきまして、その中で協議をいたしております。工事請負等に係る指名停止等の基準及び同基準の運用というものがございまして、その規定に基づきまして落札したにもかかわらず、契約をしないという著しい信頼関係を損なう不

誠実な行為であるということで、規定に基づきまして6月10日から9月9日までの3カ月の指名停止処分とするということで決定をいたしております。その決定内容につきましては、落札業者のほうに直接指名停止の通知を交付しているところでございます。

◇**小島議員** 終わります。

◇**議 長** そのほかありますか。
2番、中堀君子議員。

◇**中堀議員** 工期なのですが、夏休み、冬休みを重点に行うということはわかるのですが、生徒が当然出入りする期間もあると思うのです。ですから、できるだけ生徒に迷惑と言うとおかしいですけれども、音とかでかからないように。それから、トイレの改修もありますけれども、当然生徒が使わない期間を利用するのかどうか伺いたいと思います。

◇**議 長** 佐々木生涯学習課長。

◇**生涯学習課長** 今回の大規模改修につきましては、内装部分が多く改修されるところであります。工期につきましても長期休業日、冬休み、夏休み等の休業日もありますので、その辺を中心といたしまして、また工期期間中につきましては生徒の授業、行事等に支障がないように伝えて、適切な工事のほうを進めていただくように考えております。

◇**議 長** 2番、中堀君子議員。

◇**中堀議員** ぜひ、そのようにしていただきたいというふうにお願いを申し上げまして、終わります。

◇**議 長** そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇**議 長** 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇**議 長** 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第67号 工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 報告第4号

◇議 長 日程第4、報告第4号 平成24年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり平成24年度繰越明許費繰越計算書の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 議会提出議案書1ページでございます。報告第4号 平成24年度繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

次に、3ページでございます。町長から議長への通知文ですが、6月3日付で送付させていただいております。

5ページをお開き願います。平成24年度大空町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。いずれも平成24年度に事業が完了しないため、それぞれ繰越明許費として議決をいただいたものでございます。

2款 3項 戸籍住民基本台帳管理事業の546万円につきましては、外国人住民に係る住民基本台帳システム改修委託料につきまして、システム改修に必要な国の仕様書が年度内に示されなかったために繰り越したものでございます。

6款 1項 農業費につきましては、いずれも国の緊急経済対策によるもので、年度内に事業ができないため繰り越したものでございます。古梅地区基幹水利施設管理事業の5,200万円につきましては、古梅ダムの老朽化している受電設備、架空電線等の整備について繰り越したものであります。国営斜網地域畑地かんがい施設維持管理事業の47万円は、網走市ほか4町で管理している緑ダムが国の緊急経済対策により整備されますが、大空町の負担分について繰り越しております。農業体質強化基盤整備促進事業1億5,750万円につきましては、暗渠排水事業として105ヘクタールについて繰り越しております。

8款 土木費につきましても全て国の緊急経済対策によるもので、年度内に事業ができないので、繰り越しております。2項の道路橋りょう費の除雪機械整備事業4,390万円は、東藻琴地区の平成7年車除雪トラックを更新するものであります。3丁目線道路整備事業1,700万円と5丁目線道路整備事業3,500万円は、歩道整備について繰り越しております。舗装道路整備事業2,200万円は、道路の路面性状調査について繰り越しております。本郷西2号線道路整備事業2,200万円から千草101号線道路整備事業2,200万円までは、道路の路面補修について繰り越しております。6項 住宅費の中央さくら団地建設事業4,813万円は、1棟2戸の建設について繰り越しております。

10款の教育費についても国の緊急経済対策によるものです。2項 小学校費の女

満別小学校改築事業1,287万2,000円は、女満別小学校のグラウンド整備について繰り越しております。3項 中学校費の東藻琴中学校大規模改修事業1億1,760万円は、屋体の窓枠や屋根防水などの大規模改修について繰り越しております。

以上、15事業、5億9,993万2,000円の予算額に対し、繰越明許費額も同額の5億9,993万2,000円を翌年度へ繰り越したところでございます。

財源の内訳としまして、国、道支出金3億6,529万円、町債1億8,800万円、一般財源4,664万2,000円となっております。

以上で一般会計の平成24年度から平成25年度へ繰り越した内容について御報告とさせていただきます。

◇議 長 これで平成24年度繰越明許費繰越計算書の報告については終わります。

◎日程第5 報告第5号

◇議 長 日程第5、報告第5号 平成24年度一般財団法人大空町青少年育成協会の経営状況についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

丹治生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議会提出議案書7ページでございます。報告第5号でございます。

平成24年度一般財団法人大空町青少年育成協会の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

まず、事業報告でございますが、資料はお手元の経営状況を説明する書類の7ページから22ページでございます。青少年の健全育成のための学習講座の開設事業につきましては「近藤良平ダンスワークショップ」、「青少年バンドクリニック」、「大楽アカデミーアンサンブルクリニック」を開催し、体を動かして表現することの楽しさを伝えるとともに、町内の金管クラブや吹奏楽部の小中学生の技術向上を図っております。

芸術文化事業の企画と芸術文化を普及、奨励する事業につきましては、主催事業としまして「ヘルパーズ～あなたがいる風景～大空町公演」、「米村でんじろう おもしろサイエンスショー」、「みのや雅彦ライブ 北海道特別巡業」、後援、共催事業としまして、「第18回管内歌謡王座決定戦 決勝大会」、「町民舞台東藻琴2012公演「続・薄荷物語」」などの8事業を開催し、町内や近隣市町村から延べ2,430人の方の入場を得ております。

団体育成事業につきましては、町内の青少年団体及び育成団体と連携し、求めに応じて援助を行い、また教育文化会館の運営に協力をいただくボランティアの育成に努めております。

受託施設管理事業につきましては、大空町から委託を受けました女満別武道館の社会教育施設の清掃業務を行っております。

指定管理事業につきましては、女満別研修会館、女満別ゲートボールセンター、図

書館、B＆G海洋センターの社会教育施設の管理運営業務を行っております。

社会教育関係団体との連携事業につきましては、関係団体と連携、協力をして実施しました「北原ミレイビッグショー」、「大空町町民芸能祭」、「赤い羽根共同募金第4回チャリティー歌謡ショー」などの4事業を実施し、延べ1,360人の方の入場を得ております。

次に、収支の状況でございます。経営状況を説明する書類の25ページから40ページに記載されております貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書にて報告されております。

35ページから40ページの収支計算書におきましては、一般会計と事業特別会計のそれぞれの収支差額と前期繰越収支差額と合わせた1,030万6,049円が次期繰越収支差額となっております。

監査につきましては、経営状況を説明する書類の51ページに記載のとおり監査を受けており、特に指摘を受けたとの御報告はございません。

次に、平成25年度の事業計画書及び収支計算書につきまして、青少年の健全育成のための学習講座の開催事業、芸術文化事業の企画と芸術文化を普及、奨励する事業のほか、受託施設等の管理業務を実施いたします。また、指定管理事業につきましては、女満別研修会館、女満別ゲートボールセンター、図書館、B＆G海洋センターの社会教育施設の管理運営を行うとともに、事業特別会計を設けて引き続き対応することとなっております。詳細につきましては、経営状況を説明する書類の63ページから90ページに記載しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で一般財団法人大空町青少年育成協会の経営状況及び事業計画につきまして御報告させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これで平成24年度一般財団法人大空町青少年育成協会の経営状況については終わります。

◎日程第6 報告第6号

◇議 長 日程第6、報告第6号 平成24年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

福田産業課長。

◇産業課長 議案書9ページの報告第6号でございます。

平成24年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

資料につきましては、お手元の経営状況を説明する書類をごらんください。初めに、1ページをごらんください。めまんべつ産業開発公社の目的を達成するための主な事業、1から4までを記載しております。また、公益法人制度改革に対応いたしまして、本年度4月1日に一般財団法人めまんべつ産業開発公社として設立登記をしております。

す。

事業といたしましては、一般会計事業、環境整備事業、特産品収益事業、指定管理事業Ⅰ、Ⅱの５事業であります。まず、一般会計事業の状況でございますが、３ページから４ページをごらんください。事業といたしまして、地場産品の試作、研究、販路拡大、イメージ商品の開発などの事業を実施しております。また、一般財団法人の移行認可について経過を記載しております。

次に、５ページから６ページをごらんください。環境整備事業特別会計の状況でございます。事業につきましては、主に公共施設の管理受託をしております公共施設等管理事業、女満別空港消防業務の空港環境整備事業、女満別空港駐車場管理業務、自動車テストコース整備の産業環境整備事業の４事業を実施しております。東日本大震災以来、低迷しておりました空港駐車場の利用は回復の兆しを見せて、料金収入は前年度対比５．９％の増になっております。

次に、７ページをごらんください。特産品収益事業特別会計の状況でございます。農産加工商品の製造販売や地場産品販売の収益事業でございます。アンテナショップほのか、メルヘン観光交流センターメルヘンぴっと内のキッチンほのかとも来店数及び売り上げ金額とも前年度を若干上回っております。

次に、８ページは指定管理運営事業Ⅰの状況でございます。事業につきましては、町より受託しておりますメルヘン公園の指定管理事業でございます。施設管理にあっては、燃料高騰が続く中、光熱水費などの節約に努めるとともに、体験圃場では緑肥作物の栽培試験などを行っております。

次に、９ページは指定管理運営事業Ⅱの状況でございます。事業につきましては、町より受託しておりますひがしもこと乳酪館の指定管理事業でございます。チーズ関連の新商品の開発や販路拡大に努めております。

１１ページから２１ページには一般会計、各特別会計の５会計の決算関係の総括表等を掲載しております。平成２４年度めまんべつ産業開発公社全体の収支につきましては、１４ページ、正味財産増減計算書をごらんください。Ⅰ、一般正味財産増減の部、１、経常増減の部、（２）、経常費用の当期計上増減額、表の中ほどになります。これにつきましては２６６万７，２３９円で、プラスの決算となっております。しかし、２、経常外増減の部、（２）、経常外費用、固定資産減損損失は７２４万２，８６２円であります。これにつきましては、めまんべつ産業公社が昭和地区に所有しております土地の帳簿価格は取得価格で計上しておりましたが、このたびの財団の移行に際し、北海道公益認定等審議会の指摘を受け固定資産評価額に変更したため、マイナス処理計上となったものであります。よって、表の下段の３、正味財産期末残高は前年度対比４６４万３，１５５円マイナスの１億９５６万３，５７３円であります。

次に、２３ページから３５ページにかけましては、平成２５年度の各事業計画書、収支予算書を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、御説明申し上げ、めまんべつ産業開発公社の経営状況の報告といたします。

◇議 長 これで平成２４年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況については終わります。

◎日程第7 報告第7号

◇議 長 日程第7、報告第7号 平成24年度大空町土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課参事。

◇総務課参事 議案書の11ページ目でございます。報告第7号 平成24年度大空町土地開発公社の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告をさせていただきます。

先立ちまして、先日は土地開発公社の解散につきまして議決をいただいたことにつきまして、心よりお礼を申し上げます。

お手元に配付をさせていただいております経営状況を説明する書類をごらん願いたいと思います。書類のまず1ページ目でございます。こちらにつきましては、決算状況の報告をさせていただいております。1ページ目、2ページ目、3ページ目、4ページ目でございます。

また、5ページ目をお開き願いたいと思います。こちらは事業報告書になってございます。第6ページ目でございます。こちらにつきましては、平成24年度の大空町土地開発公社の事業報告でございます。こちらの主な事業としましては、1番目に記載しております夕陽台第2団地の管理処分事業、平成24年度につきましてはこの団地から1区画の売却をしております。2番目、栄町（定住促進モデル）団地につきましては、平成24年度については一区画も売却に至っておりません。3番目でございます。東陽公園団地管理処分事業につきましては、平成24年度につきましては1区画の売却をしております。

続いて、7ページ目でございます。理事会の開催状況でございます。平成24年5月17日に第1回目の理事会を開催しております。こちらにつきましては、平成23年度の事業報告等につきまして御説明、協議をさせていただいております。第2回目につきましては、平成25年3月29日に開催しております。このときには、理事長の選任、理事の順序につきまして決定をさせていただいております。また、このときに解散に向けましたスケジュール等の説明をさせていただいております。

続きまして、9ページ目につきましては、財務諸表になってございます。10ページ目でございます。平成24年度の大空町土地開発公社損益計算書でございます。こちらにつきましては、先ほどの事業計画でもお話をしました夕陽台第2団地の1区画、東陽公園団地の各1区画の販売金額としまして1,301万5,408円を計算しております。

11ページ目につきましては、貸借対照表になってございます。12ページ目も引き続きです。

なお、13ページ目につきましては、平成24年度のキャッシュ・フロー計算書を掲載してございます。

15ページ目、以降につきましては、附属の明細書で各現金及び、それから土地等につきましては明細を掲載させていただいております。

続きまして、23ページ目でございます。監査報告になってございます。25ページ目に記載しておりますが、平成24年度の土地開発公社の監査の意見書でございます。平成25年5月28日に監査を受けております。各監査からは異議がないということで報告をいただいております。

27ページ目以降につきましては、平成25年度の土地開発公社の事業計画でございますが、平成25年度につきましては昨日も説明をさせていただきました土地開発公社の解散に向けたスケジュール等が主な事業になってございますので、御了承願いたいと思います。

以降につきましては、平成25年度の事業等につきまして掲載をしておりますので、後ほどごらんを願いたいと思います。

以上をもちまして平成24年度土地開発公社の経営状況を説明する書類の報告にさせていただきます。

◇議 長 これで平成24年度大空町土地開発公社の経営状況については終わります。

◎日程第8 報告第8号

◇議 長 日程第8、報告第8号 平成24年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

田中産業建設課長。

◇産業建設課長 議案書の13ページでございます。報告第8号 平成24年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

資料につきましては、お配りしております経営状況を説明する書類の1ページから12ページでございます。初めに、1ページから2ページの事業報告でございますが、シバザクラ開花期の入園者の状況、キャンプ場、釣り堀、ゴーカート、遊覧車の利用状況につきまして報告されております。平成24年度の入園者につきましては8万757人で、前年度比で110.6%とオホーツク圏道東観光の集客が落ち込んでいる中であって10.6%増加をしております。入園者数の増加要因といたしましては、東日本大震災による国内外からの旅行の自粛が回復基調となり、団体客が前年度比146.2%と回復したことが要因であると考えております。しかしながら、開花宣言後の降雪など、土日を中心に天候不順に見舞われましたことから、個人客は前年度比91.3%と低迷し、また前々年度の平成22年度との比較では個人客で79.5%、団体客で94.8%と期待したほどの集客増にはならない状況でございます。

次に、3ページから8ページの収支決算の状況でございますが、収入の50%以上を占めております入園料につきましては、前年度より8.6%増収となりましたが、

温室イチゴの全量廃棄による再定植に要した経費の増加など、単年度収支では6ページに記載のとおり7万2,257円の純損失となり、平成23年度の繰越利益と合わせますと、平成24年度末の繰越利益剰余金は7ページに記載のとおり975万215円となっております。当期末利益剰余金につきましては、次期に繰り越すこととなっております。

次に、10ページから11ページの平成25年度事業計画でございますが、芝桜公園、遊覧車、ゴーカート、売店、食堂、温室、キャンプ場を中心としまして営業することとなっております。昨年整備いたしました温浴施設、足湯施設により芝桜まつり期間やキャンプシーズンにおける入園者の増加を図るとともに、シバザクラライトアップの継続実施や子供遊具の設置など公園施設を充実し、魅力ある東藻琴芝桜公園として運営していくこととしております。また、昨年から実施しておりますシバザクラの老朽化等の対応策として、引き続き苗の植えかえや浸食防止対策を継続するとともに、スギナなど雑草の除去に全力を挙げていくこととしております。

平成25年度の収支計画につきましては、12ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で平成24年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況についての報告とさせていただきます。

◇議 長 これで平成24年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況については終わります。

◎日程第9 報告第9号

◇議 長 日程第9、報告第9号 大空町国民保護計画の変更についてを議題とします。山下町長から、大空町国民保護計画の変更について報告書の提出がありましたので、報告を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 議案書の15ページであります。報告第9号 大空町国民保護計画の変更についてであります。

国民保護計画の変更は、昨年11月22日に議会合同常任委員会において軽微な計画の変更として説明をさせていただき、ことしの2月20日に国民保護協議会を開催して了承を得ておりましたが、その後北海道との協議が必要であり、3月28日にその協議が調ったので、4月5日に報告をさせていただきました。その通知文が17ページでございます。

その内容について、簡単に説明をさせていただきます。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、平成18年度に計画を作成しておりますが、国の基本指針の変更、災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定締結、安否情報システムの運用開始、機構改革に伴う組織、名称等の変更などに伴い計画を変更したものであります。

第2編の平素からの備えや予防では、機構改革による組織、名称等の変更をしてお

ります。第2の関係機関との連携体制の整備の項目では、災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定をしたことに伴い、文章を変更しております。

第3編の武力攻撃事態等への対処では、国の基本指針が変更され、合同対策協議会が新たに盛り込まれたことに伴い、武力攻撃事態等合同対策協議会との連携について追加しております。また、国の指針に安否情報システムの運用が新たに盛り込まれており、安否情報システムの利用についても追加しております。

以上、国民保護計画の変更の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで大空町国民保護計画の変更については終わります。

◎日程第10 報告第10号

◇議 長 日程第10、報告第10号 例月出納検査報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第10号 例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により、報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、平成25年2月分から平成25年4月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。例月出納検査を実施いたしました時期は、2月分につきましては3月19日、3月分につきましては4月26日、4月分につきましては5月16日、松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。

また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

山下町長から、発言があれば許します。

山下町長。

◇町 長 平成25年第2回の大空町議会定例会の終了に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

今回は、私、副町長、教育長などの給与の削減というような、そういう条例の提案ともなったところであります。職員ともどもその重さを受けとめながら、しっかりと

これからの業務に当たる中で信頼回復ができるように努めてまいりたいと、そのように思っています。

ことしの春は、4月27日から朝降り始めました雨がみぞれに変わり、さらに雪にということで、あたり一面が真っ白になるような、そしてその雪がしばらく解けないというようなゴールデンウィークになりました。農業者の方々はもちろん、外作業の方々は5月いっぱい近くまで作業に入れないという大変な状況でございました。私も畑作を中心とする農業地帯の中にあっては、ビート、タマネギ、またバレイショの移植などが大幅におくれるという状況にありました。そんな中で、職員からの発案で78名の職員が延べ90日、援農という形で農業者のご家庭に赴いて作業のお手伝い、ちょっと邪魔になった部分もあろうかと思えますけれども、お手伝いをさせていただいたところであります。私は、昭和53年に役場に採用となりましたけれども、それから35年間、いろいろなところを見てまいりましたけれども、私の経験の中からも役場の職員が援農作業というものを行った記憶はございませんでした。それだけ異常な天候であったのだらうというふうに思います。しかし、今回の経験を経て、職員からは農業者の方々の大変さ、作物のこれからの生育状況に寄せる関心度合いなどというものも言葉として聞かれることとなりました。

また、今回は不本意な部分もありましたけれども、国の給与削減に合わせるような形で私どもの町で3,000万円以上の財源が不足するということになる中で、職員組合などに理解をいただいて削減をすることとなりました。そういった面、またさらに職員組合からはそういった財源をただ単に積むということではなくて、地域の経済のために使うというようなことにも配慮してほしいというような注文もついてございました。そんなことから、補正予算などの編成の財源とも結果的にはなったような形となってございます。そういった事例から考えましても、職員のおおのの対応といいますのは、決して自分たちのことばかりではなくて、町民の目線から物事を考えようというような視点も生まれているのではないかと考えています。

大変今回の事務処理などについては、町民の皆さんに申しわけない思いでいっぱいではありますが、そういった面ばかりではなくて、一方ではそんな機運なども職員側から芽生えてきているというようなことをお知らせしながら、職員ともども信頼回復にこれからも当たっていきたいと思っています。決してお見捨てになることなく、これからも御指導賜りますようお願いを申し上げ、定例会に当たってのお礼の御挨拶にかえさせていただきたいと思います。本当にどうもありがとうございます。

◇議 長 平成25年第2回大空町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時49分